

平成21年3月4日（水曜日）第1号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	13頁
○出席議員	15頁
○欠席議員	15頁
○説明のため出席した者	16頁
○職務のため出席した事務局職員	17頁
○開会宣告	18頁
○日程追加の議決	18頁
○追加日程 副議長辞職の件	18頁
○日程追加の議決	19頁
○追加日程 副議長の選挙	19頁
○副議長あいさつ	20頁
○開議宣告	21頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	21頁
○日程第 2 会期の決定	21頁
○諸般の報告	21頁
○日程第 3 議案第 3号から 日程第45 議案第45号まで	21頁
○日程第46 常任委員会委員の選任及び 日程第47 議会運営委員会委員の選任	29頁
○日程追加の議決	31頁
○追加日程 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件から 追加日程 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件まで	32頁
○休会の件	32頁
○散会宣告	32頁

平成21年3月9日（月曜日）第2号

○議事日程	35頁
○本日の会議に付した事件	35頁
○出席議員	35頁
○欠席議員	35頁

○説明のため出席した者	35頁
○職務のため出席した事務局職員	37頁
○開議宣告	38頁
○日程第 1 一般質問	38頁
11番 平山秀直議員	38頁
21番 阿部春市議員	51頁
2番 井上浩議員	60頁
1番 花田進議員	72頁
○散会宣告	85頁

平成21年3月10日（火曜日）第3号

○議事日程	87頁
○本日の会議に付した事件	87頁
○出席議員	87頁
○欠席議員	87頁
○説明のため出席した者	87頁
○職務のため出席した事務局職員	89頁
○開議宣告	90頁
○日程第 1 一般質問	90頁
14番 山口孝夫議員	90頁
26番 加藤磐議員	100頁
○散会宣告	110頁

平成21年3月11日（水曜日）第4号

○議事日程	111頁
○本日の会議に付した事件	111頁
○出席議員	111頁
○欠席議員	112頁
○説明のため出席した者	112頁
○職務のため出席した事務局職員	113頁
○開議宣告	114頁
○日程追加の議決	114頁

○追加日程	議案第46号から議案第50号まで	114頁
○日程第1	議案第3号から	
追加日程	議案第50号まで	115頁
○休会の件		116頁
○散会宣告		116頁

平成21年3月18日（水曜日）第5号

○議事日程		117頁
○本日の会議に付した事件		119頁
○出席議員		121頁
○欠席議員		122頁
○説明のため出席した者		122頁
○職務のため出席した事務局職員		123頁
○開議宣告		124頁
○日程第1	議案第28号から	
日程第11	議案第45号まで	124頁
○日程第12	議案第37号	131頁
○日程第13	議案第38号から	
日程第19	平成20年度請願第3号まで	132頁
○日程第20	議案第42号	136頁
○日程第21	議案第3号から	
日程第49	議案第49号まで	137頁
○日程第50	発議第1号	143頁
○市長あいさつ		143頁
○閉会宣告		144頁

平成 2 1 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

平成 2 1 年 3 月 4 日（水）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 号 平成 2 0 年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第 4 号 平成 2 0 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 5 議案第 5 号 平成 2 0 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 6 議案第 6 号 平成 2 0 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第 7 号 平成 2 0 年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第 8 議案第 8 号 平成 2 1 年度五所川原市一般会計予算
- 第 9 議案第 9 号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 1 0 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第 1 5 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算

- 第25 議案第25号 平成21年度五所川原市病院事業会計予算
- 第26 議案第26号 平成21年度五所川原市水道事業会計予算
- 第27 議案第27号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第28 議案第28号 五所川原市地域振興基金条例の制定について
- 第29 議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第30号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第31号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第32号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例及び五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第33号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第34号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議案第36号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議案第37号 五所川原市特定農山村地域活性化支援事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 第38 議案第38号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議案第39号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議案第40号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第41 議案第41号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 議案第42号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第43 議案第43号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

- 第 4 4 議案第 4 4 号 つがる西北五広域連合規約の変更について
 - 第 4 5 議案第 4 5 号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡について
 - 第 4 6 常任委員会委員の選任
 - 第 4 7 議会運営委員会委員の選任
-

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 号 平成 2 0 年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 4 議案第 4 号 平成 2 0 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 5 議案第 5 号 平成 2 0 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 6 議案第 6 号 平成 2 0 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第 7 号 平成 2 0 年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第 8 議案第 8 号 平成 2 1 年度五所川原市一般会計予算
- 第 9 議案第 9 号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 1 0 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第 1 5 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度五所川原市脇元財産区特別会計予算

- 第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度五所川原市病院事業会計予算
- 第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度五所川原市水道事業会計予算
- 第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第 2 8 議案第 2 8 号 五所川原市地域振興基金条例の制定について
- 第 2 9 議案第 2 9 号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 0 議案第 3 0 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 3 1 号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 2 議案第 3 2 号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例及び五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 3 議案第 3 3 号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 議案第 3 4 号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 議案第 3 5 号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 6 議案第 3 6 号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 7 議案第 3 7 号 五所川原市特定農山村地域活性化支援事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 3 8 議案第 3 8 号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 9 議案第 3 9 号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 0 議案第 4 0 号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 1 議案第 4 1 号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 2 議案第 4 2 号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

第43 議案第43号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

第44 議案第44号 つがる西北五広域連合規約の変更について

第45 議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡について

第46 常任委員会委員の選任

第47 議会運営委員会委員の選任

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長選挙

追加日程 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件

追加日程 経常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件

追加日程 民生常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件

追加日程 建設常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件

追加日程 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件

◎出席議員（30名）

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
13番	田中	賢一	議員	14番	山口	孝夫	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	古川	幸治	議員	18番	秋元	洋子	議員
19番	稲葉	好彦	議員	20番	磯邊	勇司	議員
21番	阿部	春市	議員	22番	桑田	茂	議員
23番	福士	寛美	議員	24番	木村	清一	議員
25番	野呂	國四郎	議員	26番	加藤	磐	議員
27番	三淵	春樹	議員	28番	川浪	茂浩	議員
29番	工藤	武則	議員	30番	葛西	収三	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（30名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	宮 崎 堅 治
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	三 上 隆
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	中 野 博 之
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会 計 管 理 者	三 橋 俊 一
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 異
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事 務 局 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 長	笹 森 英 志
農業委員会 会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小田桐 宏 之
総 務 課 長	関 秀 三
人 事 課 長	佐 藤 方 信
企 画 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	佐 藤 明 子
市 民 課 長	長 尾 晶 子

保護福祉課長	須藤久男
農林水産課長	工藤雄三
土木課長	菊池司
教育総務課長	関節雄

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	岩川静子
議事係長	竹内拓人
庶務係長	飛鳥順一

午前 11 時 25 分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。
これより平成21年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。
-

◎日程追加の議決

- 議長（齊藤一郎） 議事に入る前に申し上げます。
三瀉春樹副議長から副議長の辞職願が提出されております。
お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。
よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
-

◎追加日程 副議長辞職の件

- 議長（齊藤一郎） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。
○議会事務局長（高橋満直） 朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます
平成21年3月4日

五所川原市議会副議長 三瀉春樹
五所川原市議会議長 齊藤一郎様

- 議長（齊藤一郎） お諮りいたします。
三瀉春樹副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。
よって、三瀉春樹副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。
三瀉春樹議員入場のため、この場で暫時休憩いたします。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

- 議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（齊藤一郎） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

◎追加日程 副議長選挙

○議長（齊藤一郎） これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員は30名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（齊藤一郎） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（齊藤一郎） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

（職員議席番号点呼、投票）

○議長（齊藤一郎） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(齊藤一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番高杉利彦議員、13番田中賢一議員、15番松野武司議員を指名いたします。

よって、以上の方々の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

○議長(齊藤一郎) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票28票

白票 2票

有効投票中 野呂國四郎 議員 28票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、野呂國四郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました野呂國四郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長あいさつ

○議長(齊藤一郎) この際、副議長に当選されました野呂國四郎議員より、当選承諾のあいさつを願います。

○副議長(野呂國四郎) 一登壇一

ただいま皆さんの御支援を得まして、副議長という大役を仰せつかったわけですが、何せ浅学非才な私でございます。小学校もろくに出席できなくて、そんな事情の中で皆さんから大役を仰せつかったわけですが、どうやって切り抜けていけるか、こなせるか、本当にまだ自信がわいておりません。その点につきましては、何とんでも皆さん方の御支援、御援助、御協力を心からお願いを申し上げます。まず平山市長初め、三上副市長、特別職では阿部教育委員長、木下教育長、そして監査委員の大野監査委員、また農業委員会、太田さん、そして川浪選挙管理委員の方々の、そしてまた参与のほうの宮崎総務部長を初め各部課長、そして皆さん方の御支援を得て何とかこの重責を務めていきたいとただいま決心いたしました。何分ひとつ御協力のほ

ど、よろしくお願いを申し上げます、甚だ粗辞でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番阿部春市議員、22番桑田茂議員、23番福士寛美議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告を行います。

市長より報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 平成20年度五所川原市
教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を
提出されております。以上の報告書は、お手元に配付しておきましたから御了承願いま
す。

◎日程第 3 議案第 3号から

日程第45 議案第45号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正
予算から日程第45、議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡についてまでの
43件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

初めに、この場をおかりいたしまして、本日選任されました野呂副議長におかれましては、権威ある要職に就任されたことに対しまして、心よりお祝い申し上げますとともに、今後とも市勢伸展のため一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、平成21年第2回定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ちまして、市政に対する所信と施策の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位の御協力を賜りたいと存じます。

現代社会は、グローバル化が急速に進展し、国際的な流動性が非常に高くなっております。アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機により、世界経済は多大な影響を受けており、我が国においても景気低迷と雇用情勢の悪化が連日報道されております。内閣府は景気の基調判断を5カ月連続で下方修正し、「急速な悪化が続いており、厳しい状況」と2月の月例経済報告をまとめ、景気後退が長引く可能性も示唆しております。100年に1度の未曾有の経済危機と言われておりますが、いまだかつてない危機であるならば、いまだかつてない対策を講じなければ効果が望めないものと、国においては、平成20年度第1次並びに第2次補正予算及び平成21年度予算に税制改正を加え、「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」、「生活防衛のための緊急対策」と銘打った総額75兆円規模の経済対策を打ち出しております。さらに追加経済対策の一環として、平成21年度限りの時限措置で地元負担のない国直轄公共事業の創設も検討されておりますので、国及び県の動向を注視しながら、市民の福祉向上と地域経済活性化のために速やかな具体策の検討に努めてまいります。

平成18年に市民の皆様からの御支持をいただき、市長として市政のかじ取りを行ってまいりましたが、早いものでこの7月から4年目に入ります。就任当初から「財政基盤の確立なくして市政発展は望めない」との信念のもと、継承すべき事業は尊重しながらも「五所川原市行政改革大綱」、「五所川原市集中改革プラン」に基づく事業の見直しも実施いたしました。あわせて、最少の経費で最大の効果を上げるため、職員の給与削減はもとより、議員の皆様にも報酬削減や政務調査費の支給停止など歳出削減への御協力をいただくとともに、市民の皆様にも補助金の見直しなど御理解と御協力をいただき、行財政の簡素化、効率化を図り「歳入に見合った歳出構造」への転換を柱とした行財政改革に取り組んでまいりました。

市民の皆様方の御要望のすべてにこたえることができず、叱責を受けたこともござい

ました。しかしながら、私には「五所川原を第2の夕張にはしない」という強い思いがございます。身の丈をわきまえながらも、6万3,000人が生活している市としてなさねばならない事業は、優先順位をつけ着実に実行することで「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」づくりを進めてまいります。

それでは、平成21年度における主な施策を「五所川原市総合計画」に掲げた基本施策の体系に沿って、順次御説明申し上げます。

初めに、「次世代に誇りをもって引き継ぐまち」（都市基盤の整備）についてであります。

平成16年度に着手いたしました「大町二丁目地区土地区画整理事業」は6年目となり、建物移転や道路工事など街並みを変貌を遂げる事業の山場を迎えますが、特に広場の整備につきましては、昨年計画区域内で発生した火災における消火状況を受け、新たに防火水槽の設置や防火対応機器等を備えた早期消火体制の充実が図られる広場として整備するため計画変更を国、県と協議してまいります。

生活道路の整備では、津軽自動車道「五所川原インター・チェンジ」の開通により交通量が増大した松島地区の「悪戸橋」については、老朽化が著しいことから補強対策を実施し安全を確保いたします。

また、民間事業者が市浦地域に計画している「風力発電施設」は、4月にも基礎工事に着手されると伺っております。市浦地域は2月20日の強風での停電復旧が大幅におくれ、地域の方々は大変な思いをされました。今回のような災害時における電気の供給に対応できないものか調査を進めたいと考えております。風力発電は、豊かな自然を保護しつつ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものであり、発電施設の設置を契機として、新エネルギーに対する理解と意識の向上に向けた啓発に努めてまいります。

次に、「活力と魅力のあるまち」（産業の振興）についてであります。

冒頭に申し上げましたが、世界中が経済危機に陥っております。本市においても、大手、中小を問わず倒産や廃業が見受けられ、職を失っている方々もおられます。本市では、緊急雇用対策として短期の非常勤職員を50名程度採用することといたします。さらに、管理河川の除草及び清掃業務、駐輪の管理指導業務、学校図書整理業務などの雇用を実施いたしますが、国における恒久的な経済政策の一日も早い構築を望んでやまないところであります。

また、本市の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、食品偽装や毒物混入事件などから「食」に対する安全、安心への関心が高まり、作り手の見える食品に対する新たな需要が生まれております。減反に次ぐ減反、転作に対する補助金の変遷などにより農業所

得が減り続けた結果、後継者不足が顕在化しました。そこで、安定した農業収入を確保するために、冬期間に作付されております輪菊やハウレンソウ、アスパラガスなどの作付面積を拡大し、冬の農業を一層強力に推進するとともに、これまで進めてまいりました農畜産物のブランド化に力を注いでまいります。通年就労が可能となり安定した農業収入が確保されれば、後継者はもちろん、新規就農者も望めるのではないかと期待しております。

観光の振興につきましては、平成21年は本市出身の作家「太宰治」が生誕100年を迎えることから、記念事業の主なものとしては、多数の方々に太宰文学の魅力を理解していただく機会として、6月20日に長部日出雄氏の基調講演を初めとする「太宰治生誕100年記念フォーラム」を開催いたします。

また、昨年プレ大会を実施し、盛況に終えることができた「走れメロスマラソン」については、新年度は五所川原工業高校の卒業生であります福士加代子選手をゲストに迎え、5キロコースと10キロコースを加えた4コースを設定しておりますので、県内外から昨年以上の参加者をお迎えすることができるものと見込んでおります。ランナーの方々に気持ちよく走っていただけるよう、関係者の心を一つにして実りある大会にしたいと思っております。

さらに、文学功績をたたえ末永く顕彰するため、芦野公園湖畔の太宰治文学碑付近に等身大の太宰治銅像を建立いたします。

あらゆる機会を通して、太宰を生んだ郷土のすばらしさを積極的に発信することで、来年12月の新幹線「新青森駅」開業による経済波及効果を最大限に享受できるよう、市民の皆様の参画をいただきながら、活性化につなげるための各種事業に取り組んでまいります。

次に、「健やかで潤いのあるまち」（保健・医療・福祉の充実）についてであります。

地域の医療を守ることは、自治体に課せられた重要な使命であり、地方において自治体病院は最後のとりでであります。医師を確保し、地域に暮らす方々に質の高い医療を効率的かつ継続的に提供していくためには、圏域の各自治体病院で提供する医療の機能を見直すことが不可欠であることから、つがる西北五広域連合において自治体病院機能再編成に取り組んでまいりました。昨年ようやくサテライト病院が決定したことで、新年度は中核病院の基本設計及び地質調査等に着手することとしております。地域の皆様のニーズにこたえる医療サービスを提供するために、医療関係の方々や構成市町との協議を鋭意進めてまいります。

また、安心して安全に出産していただけるように妊婦健診の助成を5回から14回に拡

大いたします。さらに、65歳以上の市民の方々にはインフルエンザ予防接種の助成を実施することで、高齢者のインフルエンザの発症と重症化の予防に努めてまいります。

次に、「安全で快適な住みよいまち」（居住環境の整備）についてであります。

住宅施策の推進に向けては、これまでの課題を整理しながら市の特性に応じた住宅整備を計画的、総合的に行うため、基本的な居住の将来ビジョンと、それを実現するための方策を示す「住生活基本計画」及び「公営住宅ストック総合活用計画」を策定いたします。

また、安全安心を確保するために設置されている防災行政用無線については、金木地域、市浦地域の同報系無線の老朽化が著しいことから、デジタル機器を導入することといたします。

次に、「心豊かでたくましい人づくり」（教育・文化の振興）についてであります。

心身ともに健全な児童、生徒の育成を図るため、教育環境の整備として、旧市浦村においての懸案事項でありました市浦小学校グラウンドの水たまり解消のために、暗渠工事と側溝整備を行います。

また、児童、生徒の安全のため、中央小学校の耐震設計と五所川原第三中学校及び市浦中学校の耐震診断、耐震設計を実施いたします。

さらに、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を見据えて、小中学校の学習用テレビをすべて地上デジタル対応機種に更新いたします。

部活動や登下校、環境整備などにおいて地域全体が学校を支援していく「学校支援地域本部事業」につきましては、栄、南、中央、沖飯詰小学校にも導入し、小学校6校と中学校1校での実施に拡大するとともに、長橋小学校、羽野木沢小学校及び東小学校を統合し、新たに「東峰小学校」として平成22年4月1日に開校することに向けた準備を進めてまいりますので、関係各位には、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「共に支え合う開かれたまち」（参画と協働）についてであります。

さまざまな市民サービスの提供や拡大する行政需要に的確に対応していくために、より一層市民と一体となったまちづくりを進め、地域コミュニティーを支える仕組みづくりを支援してまいります。

また、地域住民の連帯の強化及び地域振興に資するために合併特例債を活用した「五所川原市地域振興基金」を創設いたします。積立額は、平成21年度及び22年度がそれぞれ5億円、23年度が10億円の合計20億円を予定しており、将来にわたり持続的な行財政運営に努めてまいります。

以上、平成21年度を迎えるに当たり、市政運営における所信の一端を申し述べましたが、施策の推進に当たっては、私が先頭に立ち、職員一丸となって「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

続きまして、平成21年五所川原市議会第2回定例会に上程いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第3号は、平成20年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1億269万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ268億5,870万3,000円とするものであります。

議案第4号は、平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1億4,553万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億7,516万8,000円とするものであります。

議案第5号は、平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1,542万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,349万1,000円とするものであります。

議案第6号は、平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に2,488万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,302万7,000円とするものであります。

議案第7号は、平成20年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算であります。資本的支出の予定額を10万円増額し、その総額を1億9,042万6,000円とするものであります。

議案第8号は、平成21年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億4,500万円とするものであります。

議案第9号は、平成21年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,560万9,000円とするものであります。

議案第10号は、平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,947万9,000円とするものであります。

議案第11号は、平成21年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,467万7,000円とするものであります。

議案第12号は、平成21年度五所川原市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ609万8,000円とするものであります。

議案第13号は、平成21年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,689万7,000円とするものであります。

議案第14号は、平成21年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,228万1,000円とするものであります。

議案第15号は、平成21年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,015万9,000円とするものであります。

議案第16号は、平成21年度五所川原市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,362万6,000円とするものであります。

議案第17号は、平成21年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,912万1,000円とするものであります。

議案第18号は、平成21年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,903万3,000円とするものであります。

議案第19号は、平成21年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,202万6,000円とするものであります。

議案第20号は、平成21年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,570万7,000円とするものであります。

議案第21号は、平成21年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220万4,000円とするものであります。

議案第22号は、平成21年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122万9,000円とするものであります。

議案第23号は、平成21年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59万2,000円とするものであります。

議案第24号は、平成21年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29万3,000円とするものであります。

議案第25号は、平成21年度五所川原市病院事業会計予算であります。収益的収入の予定額を69億135万2,000円、収益的支出の予定額を69億7,571万9,000円とし、資本的収入の予定額を2億527万4,000円、資本的支出の予定額を3億2,466万1,000円とするものであります。

議案第26号は、平成21年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入の予定額を15億6,191万4,000円、収益的支出の予定額を13億5,143万9,000円とし、資本的収入の予定額を3億6,170万1,000円、資本的支出の予定額を10億7,245万7,000円とするものであります。

議案第27号は、平成21年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入の予定額を1億1,136万2,000円、収益的支出の予定額を8,047万7,000円とし、資本的収入の予定額を1億1,137万3,000円、資本的支出の予定額を1億8,292万円とするものであります。

議案第28号は、五所川原市地域振興基金条例の制定についてであります。五所川原市地域振興基金を設置するため提案するものであります。

議案第29号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。集会施設を廃止するため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。附属機関の委員等の守秘義務を明文化するほか、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第31号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国の人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じ、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額を改定するため提案するものであります。

議案第32号は、五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例及び五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の給料月額の特例期間及び市長の給料月額の減額期間を延長するため提案するものであります。

議案第33号は、五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。職員の給料月額の特例期間を延長するため提案するものであります。

議案第34号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。寄附金控除の対象となる寄附金等について定めるため提案するものであります。

議案第35号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険税の税率等を改めるため提案するものであります。

議案第36号は、五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市立長橋小学校、同羽野木沢小学校及び同東小学校を廃止し、新たに五所川原市立東峰小学校を設置するため提案するものであります。

議案第37号は、五所川原市特定農山村地域活性化支援事業基金条例を廃止する条例の制定についてであります。特定農山村地域活性化支援事業基金を廃止するため提案するものであります。

議案第38号は、五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。児

童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるため提案するものがあります。

議案第39号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第4期介護保険事業計画期間に係る第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制するための保険料率の特定を定めるため提案するものであります。

議案第40号は、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の事項を改正するため提案するものであります。

議案第41号は、五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。亜急性期の患者を対象とする病室の確保に伴い、病床数の調整を図るため提案するものであります。

議案第42号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営住宅の建てかえ事業により、住宅の一部を管理開始及び用途廃止するため提案するものであります。

議案第43号は、五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてであります。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第44号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合規約の一部を変更するため提案するものであります。

議案第45号は、五所川原市相内財産区財産の無償譲渡についてであります。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎日程第46 常任委員会委員の選任及び

日程第47 議会運営委員会委員の選任

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第46、常任委員会委員の選任及び日程第47、議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

各委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（高橋満直） まず、各常任委員会から申し上げます。

総務常任委員会委員に

12番	木村	博	議員	15番	松野	武司	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三潟	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員

以上、8人であります。

経済常任委員会委員に

3番	片山	英幸	議員	7番	吉岡	良浩	議員
11番	平山	秀直	議員	14番	山口	孝夫	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
30番	葛西	収三	議員				

以上、7人であります。

民生常任委員会委員に

2番	井上	浩	議員	4番	齊藤	一郎	
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
8番	成田	和美	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	古川	幸治	議員				

以上、7人であります。

建設常任委員会委員に

1番	花田	進	議員	9番	鳴海	初男	議員
10番	高杉	利彦	議員	13番	田中	賢一	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員

以上、8人であります。

次に、議会運営委員会委員を申し上げます。

2番	井上	浩	議員	3番	片山	英幸	議員
6番	伊藤	永慈	議員	7番	吉岡	良浩	議員
17番	古川	幸治	議員	18番	秋元	洋子	議員
20番	磯邊	勇司	議員	29番	工藤	武則	議員

以上、8人であります。

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

なお、各常任委員会及び議会運営委員会は、次の休憩中にそれぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

各委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 零時 24分 休憩

午後 零時 46分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

各委員会において、正副委員長の互選を行った結果を事務局長に報告させます。

○議会事務局長（高橋満直）

総務常任委員長 三 潟 春 樹 議員

同 副委員長 桑 田 茂 議員

経済常任委員長 山 口 孝 夫 議員

同 副委員長 秋 元 洋 子 議員

民生常任委員長 成 田 和 美 議員

同 副委員長 寺 田 武 造 議員

建設常任委員長 鳴 海 初 男 議員

同 副委員長 阿 部 春 市 議員

議会運営委員長 工 藤 武 則 議員

同 副委員長 片 山 英 幸 議員

となっております。

○議長（齊藤一郎） 以上のとおり決定された旨の報告がありました。

◎日程追加の議決

○議長（齊藤一郎） 次に、本日各常任委員長及び議会運営委員長から特定事件調査事項の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の5件は日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件から

追加日程 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件まで

○議長（齊藤一郎） 追加日程、特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件を一括議題といたします。

本件については、総務、経済、民生、建設の各常任委員長並びに議会運営委員長から、各委員会における特定事件調査事項について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、特定事件調査事項の閉会中の継続調査の件については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明5日及び6日は議案調査のため休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、明5日及び6日は休会とすることに決しました。

なお、7日及び8日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は来る9日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午後 零時 5 0 分 散会

平成21年五所川原市議会第2回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成21年3月9日（月）午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

第1 一般質問

◎出席議員（29名）

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	13番 田中 賢一 議員
14番 山口 孝夫 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 古川 幸治 議員
18番 秋元 洋子 議員	19番 稲葉 好彦 議員
20番 磯邊 勇司 議員	21番 阿部 春市 議員
22番 桑田 茂 議員	23番 福士 寛美 議員
24番 木村 清一 議員	25番 野呂 國四郎 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三潟 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員
30番 葛西 収三 議員	

◎欠席議員（1名）

12番 木村 博 議員

◎説明のため出席した者（32名）

市 長	平山 誠 敏
副 市 長	三上 裕 行

総務部長	宮崎堅治
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	工藤勝隆
経済部長	三上隆一
建設部長	白戸幸一
金木総合支所長	中野博之
市浦総合支所長	奈良勝義
西北中央病院 事務局長	平山耕一
水道事業所長	黒滝金光
会計管理者	三橋俊一
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会 事務局長	春藤光正
監査委員	大野欽也
監査委員 事務局長	笹森英志
農業委員会 会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	小田桐宏之
総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明
国保年金課長	鎌田和廣
介護福祉課長	田中馨
農林水産課長	工藤雄三
商工観光課長	須藤一正

土 木 課 長	菊 池 司
建 築 住 宅 課 長	盛 重 人

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	竹 内 拓 人
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第64条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） 一登壇一

平成21年第2回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、雇用対策についてであります。現在の国際的な景気悪化は、我が市の雇用情勢にも大きく影響し、雇用失業情勢が厳しくなっております。市内の製造業の大幅な非正規労働者のリストラ、大型建設業の相次ぐ倒産、関連企業の経営の悪化、中高年齢者に対する一層の雇用調整の進行など、厳しさが増しております。国は第2次補正で、ふるさと雇用再生特別交付金2,500億円、市では4,953万円を予算に盛り込んでおります。また、民間企業、シルバー人材などに事業を委託して、非正規労働者、中高年齢者などの失業に対し、一時的な雇用、就業機会を創出するため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金1,500億円、市では1,446万円が予算計上されております。さらに、市では単独事業として緊急雇用創出事業として675万円予算として組んでおります。そして、年末年始などにおける離職者などの緊急雇用・居住安定確保対策として対策をする必要があったはずであります。

そこで第1点は、ふるさと雇用再生特別交付金の市の事業内容について。

第2点は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の市の事業内容について具体的にお伺いいたします。

次に、第3点として、年末年始などにおける離職者の緊急雇用・居住安定確保対策における平成20年度特別交付税の取り扱いについて、市としてはどのように対応されたかお伺いいたします。

続いて、大きく第2点目といたしまして、生活支援対策についてお伺いいたします。

平成20年度の第2次補正予算では、1月27日に成立し、今市町村の現場では迅速な事業推進のため予算関連法案の一日も早い成立が望まれ、成立いたしました。第2次補正の成立を受け通知された要綱に基づき、定額給付金及び子育て応援特別手当について、予算関連法案の成立後直ちに事業実施できるよう支給事務の準備作業を市では行っていると思われま。何よりも両事業は景気後退下での国民の不安に対処するものとして、現下の厳しい経済情勢の中で国民の収入減を補い、生活支援や子育て支援を行うために実施するものであり、あわせて消費拡大、内需拡大のためにも一日も早い支給が求められております。

そこで、第1点の定額給付金の内容、そして準備状況について。

第2点の子育て応援手当の内容、準備状況について、それぞれどのようにしているか伺います。

次に、第3点の妊婦健診の無料化についてであります。これは昨年12月定例会で既にお伺いしておりますが、再度お尋ねいたします。その事業の内容と実施時期、準備状況はどのようにしているか伺います。

次に、第4点、介護人材の確保について伺います。急速に進む社会の高齢化に伴い、介護職員の増強は最重要課題であります。しかし、介護現場の現状は重労働、低賃金のため、仕事を続けられない介護従事者が少なくありません。過酷な仕事を福祉への情熱を支えに働いてきたものの、生計の見通しが立たず退職を余儀なくされ、厚労省の調査では一昨年の介護職員の1年以内の離職率は21.6%で、全産業平均15.4%を大きく上回っております。平均年収も男性の福祉施設介護員で315万円で、全産業の男性労働者511万円の6割程度であるという現状であります。そこで介護職員の処遇改善のため、国は昨年10月新たな経済対策の中に来年度からの介護報酬の3%引き上げを盛り込み、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制を講ずるため、1,154億円の緊急特別対策を行いました。雇用情勢が激変する中で、福祉分野を志す若者が多くなっております。こうした人材が安心して働くことができるような取り組みは急務課題であります。この点どう認識されておられるか伺います。詳細は再質問で伺います。

次に、第3点目、地域活性化対策について伺います。国は昨年10月30日、地域活性化に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、地域活性化・生活対策臨時交付金を創設し、市では5億6,000万円以上計上されております。地方財政が大変厳しい、財政力が弱い当市にとっては大変重要な交付金であると考えます。したがって、その活用も効果的な活用が望まれます。私といたしましては、教育、医療、福祉、生活、農業などのインフラ整備に活用されればと願っておりますが、当市ではこの交付金はど

う活用されるのかお伺いいたします。

次に、第2点、学校耐震化の推進についてであります。これは国が第1次補正予算で1,139億円、第2次補正予算で500億円と組まれてきました。この点当市の学校耐震化の促進について、これまでの取り組みと今後の見通しについてお伺いいたします。

以上、大きく3項目についてお尋ねいたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいま平山議員から御質問のあったふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業臨時特別交付金事業につきましては、国の第2次補正予算に係る平成21年度補正予算案として、本定例会終了後に臨時議会を招集し、別途提案させていただき予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

ふるさと雇用再生特別交付金事業の概要についてであります。現下の雇用失業情勢にかんがみ、ふるさと雇用再生特別交付金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて市町村の創意工夫に基づき、雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としております。予算額は2,500億円、雇用創出効果は3年間で最大10万人を見込んでおります。事業の実施は、民間企業やNPO等に委託して行うこととされており、県が委託事業を行うほか、事業を行う市町村に補助金が交付されます。新規雇用する労働者の雇用期間は原則1年以上とされ、必要に応じて更新することができます。また、当該事業を実施するために雇い入れた労働者を正社員として雇用する企業に対しては、一時金を支給するなどの措置を講ずることとしております。

次に、緊急雇用創出事業臨時特別交付金事業は、現下の雇用失業情勢にかんがみ、臨時特例交付金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供する等の事業を実施し、これらの方々の生活の安定を図ることを目的としております。予算額は1,500億円、雇用創出効果は3年間で最大15万人を見込んでおります。当該事業の実施主体は都道府県とされ、基金事業には民間企業やシルバー人材センター、NPO等に委託して実施する委託事業、そして委託事業または直接実施事業を実施する市町村に対して補助金を交付する市町村補助事業、県と公共職業安定所との連携による生活・就労相談支援事業などがあります。

次に、妊婦健診の無料化についてでございますが、妊婦健康診査の公費負担の拡充に

つきましては、去る12月議会において今後の国の動向を見きわめながら検討すると答弁申し上げたところでありますが、国の財政措置のいかんにかかわらず、現在の5回分を14回分まで拡充し、4月から実施する予定であります。国の経済対策では、平成22年度までの間、財政措置を講ずるとしており、現時点ではその後の措置は見込めない見通しであるとされているため、可能な限り国の制度を活用しながら、その後も継続した市の取り組みとして14回の公費負担を実施し、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

具体的な実施内容と周知につきましては、担当部長より答弁させます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） ただいまの妊婦健康診査の公費負担拡充の具体的実施内容と周知について答弁いたします。

妊婦健診の公費負担につきましては、健康推進課、金木総合支所保険福祉係及び保健センター市浦において、妊娠届により母子保健手帳を発行する際、受診券を交付し、委託先の医療機関で受診した後、市が委託料を支払うことになっております。平成21年4月からの受診券の交付については、14回分を交付することになりますが、既に3月までに5回分の交付を受けている方には、4月1日以降に受診する分の受診券を妊娠週数に応じ追加で交付するため個別に郵送いたします。当市の出生数は、平成19年の363人から平成20年は概数で406人と30人以上上回るという大変喜ばしい状況にあり、昨年4月から公費負担2回分を5回分に拡充したことによる効果が少なからず影響したものと考えております。14回分まで拡充することにより、さらに少子化に歯どめがかかることを期待するものであります。

また、公費負担の拡充とあわせ、受診券を有効に活用し、安全、安心な出産のため、健診は必ず受診し、無事に出産されるよう、新年度予算が本定例会で成立いたしましたから4月1日号の広報ごしよがわらへの掲載や関係機関等への掲示、さらに妊婦保健指導の際に十分な説明をするなど周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 平山議員御質問のふるさと雇用再生特別交付金に関する実施予定の計画の内容についてお答えします。

当市では、ふるさと雇用再生特別基金事業として、今後の地域の発展に資するもので、かつ事業の継続性が見込まれることを勘案し、特産品開発、観光振興、産業振興等にかかわる6事業を民間企業やNPO等に委託することで考えているところであります。実施事業にかかわる予算規模は、平成21年度において4,953万4,000円、新年度の雇用創出

は21名を予定しており、事業の実施期間中3カ年における雇用創出は68名を見込んでいます。

次に、御質問の緊急雇用創出事業臨時特別交付金に関する実施予定の計画内容及び市の緊急雇用創出事業についてお答えします。当市の緊急雇用創出事業臨時特別交付金による緊急雇用創出事業といたしましては、委託事業として河川、道路等の環境整備など5事業、直接実施事業として学校図書整備事業を実施する計画で、現在係る事務を進めているところであります。

委託事業の5事業の委託先につきましては、市内の民間企業やシルバー人材センター等を考えており、事業実施にかかわる予算規模は、平成21年度において1,446万7,000円、雇用創出は26名、事業の実施期間中3カ年における雇用創出は58名を見込んでいます。また、当市の誘致企業等における非正規労働者の離職者等が多いことから、国の緊急雇用を補うため、市単独の緊急的な雇用対策を実施することとしております。内容につきましては、介護福祉課等7課において各種検診関係事務事業を初めとして9事業を実施し、次の雇用までのつなぎとして3カ月間離職者等を市の非常勤職員として雇用するものであります。事業実施にかかわる予算規模は675万9,000円、新規雇用者数は26名を予定しているところであります。

次に、御質問の離職者等の緊急雇用・居住安定確保等に関する結果と内容についてお答えさせていただきます。離職者等の緊急雇用対策につきましては、雇用の場が不足していることに加え、当市においても突然の解雇や派遣社員の雇いどめが発生し、離職者が多くなっており、昨年12月庁内において緊急雇用対策についての検討をしたところですが、その雇用期間が短期間であること、またことしの冬は暖冬で少雪のため、雪片づけ作業等もないことから、非常勤職員の雇用を見送ってきたところであります。先ほど答弁しましたように、あくまでも国の施策であるふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業臨時特別交付金事業、また市単独事業である緊急雇用創出事業を展開することにより、多くの離職者等への受け皿として対応するものであります。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 定額給付金の内容及び準備状況についてお答えいたします。

本事業の実施要領が定まらない中、また国の繰り入れ特例法案成立の行方が不透明な中、当市では昨年12月から準備を進めてまいりました。ここに来てようやく実施要領の細部が示され、去る4日、国会において法案が再可決されたことから、当市の準備状況にも拍車がかかっているところであります。

これまでの経緯でございますが、昨年12月2日、県による市町村説明会が開催され、これを受け12月15日、庁内での打ち合わせ会議を開催しております。また、今年1月から数度にわたる庁内の打ち合わせ会議を経て、2月27日、定額給付金事務にかかわる職員に対し、事務処理に関する説明会を開催し、事務に遺漏のないよう体制固めをしてきたところでございます。この間にも仕様が固まったものにつきましては、作業に着手しており、具体的には郵送、返信用封筒の印刷、定額給付金受付窓口の工事や必要となる事務機器の調達などを進めております。内容といたしましては、市民の生活支援及び地域経済の活性化を目的とし、給付対象者は平成21年2月1日現在五所川原市の住民基本台帳に登録されている方及び外国人登録原票に登録され、一定の要件を満たした方でございます。申請、受給ができる方は原則として世帯主としております。受給の額につきましては、1人につき1万2,000円でございますが、2月1日現在65歳以上の方及び18歳未満の方については1人につき2万円などとなっております。今後の予定といたしましては、この後本定例会で追加提案を予定しております2次補正関連予算を可決いただいた後、直ちに通知書及び申請書を発送できるよう準備作業を進め、到着を確実なものとするため、簡易書留での発送を予定しておりますので、少々時間はかかりますが、3月下旬には市民の皆様にお届けできるようしたいと考えております。

また、通知書発送と同時に本庁舎3階及び各総合支所の定額給付金窓口には人員を配置し、問い合わせや4月1日からの申請受け付け等に対応したいと考えております。なお、実際の給付金の給付につきましては、銀行の事務手続上の制約から、4月中旬ごろからとなる見込みでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

先ほど給付の額につきましては、65歳以上の方及び18歳未満の方と申しましたが、18歳以下の方でございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 子育て応援特別手当について、その内容と取り組みについてお答えいたします。

子育て応援特別手当につきましては、去る10月30日に政府与党会議等が決定した生活対策に盛り込まれたものであり、平成21年1月27日に国の平成20年度補正予算が成立したところであります。市としましては、本定例会に追加提案を予定しており、子育て応援特別手当を支給するために、現在準備作業を進めております。制度内容につきましては、市町村の住民基本台帳に平成21年2月1日現在で登録されている世帯に属する3歳以上18歳以下の子が2人以上おり、かつ第2子以降の子で平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた子1人につき、申請に基づき3万6,000円を支給する

ものとなっております。なお、申請書の発送は今年度内に行いまして、申請受け付けの期間は平成21年4月1日から同年9月30日までとし、対象児童数は785人となる見込みであります。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金についてであります。介護報酬は介護サービス事業所や施設が利用者にサービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われる報酬であります。原則として報酬の1割は利用者の負担で、9割は保険料と公費で賄われます。厚生労働省が3年ごとに改定する公定価格で、平成15年4月に2.3%、平成18年4月には2.4%、いずれも引き下げられております。この2回の引き下げにより、事業者は収益悪化や低賃金による深刻な人手不足を招いたため、平成21年度から介護報酬が3%アップされることとなりました。当市におきましては、介護報酬改定を受け、平成21年4月に市内事業者、施設に処遇改善に向けたアンケート調査を実施し、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。なお、介護報酬改定により介護サービス給付費が増大することとなり、65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担増につながることから、改定に伴う急激な上昇を抑制するため、改定による保険料への影響分及び必要経費を介護従事者処遇改善臨時特例交付金として、国の第2次補正予算において各保険者に交付されることとなりました。交付金につきましては、平成21年度から平成23年度までの給付費について、自然増と報酬改定後の増との差額を算出し、平成21年度は影響額の全額、平成22年度は半額、その合計が交付金として交付されることとなっております。

当市における交付見込額は、給付費増による保険料軽減分が3,538万円、周知、広報及びシステム改修等に伴う経費分が329万9,000円となり、合計3,867万9,000円となっております。この交付金につきましては、本定例会に追加提案し、議決をいただいた上で平成20年度中に基金を創設し、これを介護報酬改定による第1号被保険者の保険料増を軽減するために活用してまいります。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 地域活性化・生活対策臨時交付金についてお答えします。

地域活性化・生活対策臨時交付金は、景気悪化による国民生活への影響が深刻化する中で、生活者の暮らしの安全を守るため、地方公共団体支援策の一つとして、地方公共団体が地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などに積極的に取り組めるよう打ち出された制度で、補助事業に適さない市の単独事業にも、さらには施設の修繕等への活用も可能となっていることから、これまでになく行政ニーズに柔軟に活用できる交付金となっております。

当市における具体的な活用予定事業としましては、先日御説明申し上げましたとおりでございますが、これまで単独事業ではなかなか実施できなかった医療関係並びに勤労者関係施設、教育関係施設及びその他公共施設の大規模改修事業、修繕等に活用するものとし、事業費総額は5億6,267万7,000円の予定となっております。3月4日に、いわゆる国の2次補正関連法案が可決されましたので、それを受け、関係する議案につきましては11日に追加提案いたします。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（福井定治） 学校の耐震化の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

昨年の6月議会では、井上議員からの御質問の中で、地震に対する小中学校の校舎の状況と今後の整備についてがあり、このことについては市の財政状況が好転する平成23年度から耐震化を図る旨の答弁をいたしております。また、9月議会の平山議員の御質問では、学校耐震化の推進についてということがございまして、その際には国の地震防災対策措置法の改正により、補助率もかさ上げされていることから、事業実施に向けた予算を確保し、順次進めていく旨を答弁しております。

御質問の学校耐震化の促進についてでございますけれども、委員会の取り組みについてお答えいたします。現状としましては、昭和56年度以前の校舎で耐震化を図ることとなっている学校は11校ございます。既に耐震化が済んでいる学校が3校、統廃合を計画している学校が3校ということで、残り5校のうち中央小学校、今年度9月議会で補正予算の議決を得ましたので、924万円の契約額で耐震診断を実施中でございます。平成21年度には、2,170万8,000円の予算計上をいたしております。五所川原第三中学校、市浦中学校の耐震診断を予定してございます。このほか中央小学校、五所川原第三中学校、市浦小学校の耐震補強工事を見込み、耐震補強設計料も計上してございます。可能な限り早期に学校の耐震化を図る所存でございます。しかしながら、現在県及び市町村が集中して耐震化に向けた取り組みをしているということから、耐震を設計事務所に委託した成果を判定委員会で判定を受けることになっている中で、判定物件の多さから判定までかなりの月数を要しております。結果待ちに歯がゆい思いをしているのが実情でございます。

また、診断結果に基づき、先ほど申しましたとおり耐震補強が必要となった学校に対しましては、早急に耐震補強設計、耐震補強工事を実施し、児童生徒が安全で安心な学校生活が確保できるよう努めてまいりたい所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 11番。

○11番（平山秀直議員）　るる答弁ありがとうございました。多岐にわたって答弁のほうも大変だったと思いますけども、再質問に移らせていただきます。

まず、第1点目の雇用対策についてでありますけれども、ふるさと雇用再生特別交付金について確認させていただきます。これは、原則1年以内の雇用だということで、自治体が直接実施することはできないという点は確認しております。ただし、採用して1年臨時で働いた後、正規に雇用ができるというふうにしてお伺いしておりますけども、この点確かなのかお尋ねいたします。

それと、このふるさと雇用再生特別交付金については、企業、NPO等に委託するというふうにありますけれども、具体的に、特にNPO、どういうNPOがあるのかお尋ねいたします。

次に、第2点目、緊急雇用創出事業交付金についてでありますけれども、1点だけお尋ねします。第2次補正予算を受けての事業計画の中には、老人福祉施設が入っていると伺っておりますけれども、この緊急雇用創出事業交付金を使つての老人福祉施設で雇い入れるということ、この老人福祉施設というのは具体的にどういう福祉施設なのかお尋ねします。

第3点目、年末年始における離職者の緊急雇用・居住安定確保対策、平成20年度の特別交付税の取り扱い、これはお金が年末年始、3月に予算が入ってくるというふうにして確認しているわけですが、先ほどの答弁では仕事がないから対応できなかったと、率直に言うともうそういうふうな答弁でございました。ことしの年末年始、あれほど報道で離職者のことについてリストラされた状況が報道されておりました、私も身に詰まる思いをしたわけですが、市にも年末これに対して国のほうで予算措置されるので、市のほうではどういうふうにして対応を考えているのか。早急に考えていただきたいというふうにして申し上げておりましたけれども、きょうの答弁ではそれに思うように対応できなかったように答弁をお伺いいたしました。特に仕事がないからということの答弁でしたけれども、もう少しいろいろと考える余地があったのではないかなと思いますけれども、その辺の経緯をもう一度お尋ねいたします。

次に、通告第2点目の生活支援対策について、まず定額給付金、これ関連法案、4日の日に成立したわけですが、まだ第2次補正予算が成立していないからと、なかなか準備に取りかかれないというような答弁は出なかったようです。早急に対応して取りかかれないといけないという状況なはずですが、まず、事務取扱について確認いたしますが、この定額給付金の申請書、これ市民に発送するわけですが、今議会が予定では3月の18日に最終日迎え、可決なった場合に翌日からでも発送できるのかどうか、

この点をお尋ねします。

それから、定額給付金の受給の時期ですけれども、先ほどの答弁では銀行の都合で4月の中旬以降になる可能性があるというような答弁ですが、何でそんなにおくれるのかというふうに思うわけです。銀行さんは、事務手数料をちゃんともらってやるわけですから、徹夜してでも市民の御要望におこたえしていくべきではないかなと。ですから、市としても一刻も早い受給をしていただきたいというふうにして思うわけですし、現に全国では五所川原6万人口以上の50万人口のところでも受給を3月中、年度末ぎりぎりにも支給していくというような自治体があります。6万人口の五所川原が、銀行さんがそんな対応できないようなことではどうするのかというふうにして思うわけですし、市としても強い働きかけをお願いしたいなと思いますので、この点御答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一点、事務手続について、高齢者の方で単身の方、この場合例えばひとり暮らしの高齢者の方で身動きができない、寝たきりになっているというような方の場合に、代理の申請手続が認められているはずですが、この点を御説明していただきたいと思います。

次に、生活支援対策の第2点目の子育て応援手当についてですけれども、まず第1点は、この事務の取扱について、定額給付金と同じように申請書を発送するというふうにしてお伺いしておりますけれども、それで認識はいいのかどうかという点です。

次に、妊産婦健診の14回の無料化については、4月から実施されていくということでお伺いいたしました。1点だけお尋ねします。この妊産婦の無料健診、健診の方が具体的に例えば2月に5回目の無料健診を受けましたと、3月は6回目の無料健診ですよ。4月になった場合に7回目になりますよというふうになった場合、4月から実施ですので、3月の6回目の健診は有料になるのかどうか、この点を1つだけ具体的にお尋ねしたいと思います。

次に、介護人材の確保についてであります。大変大きな問題がございまして、第2次補正予算で介護報酬は3%引き上げるとしていくというふうにして予算措置されたわけですが、第1点ですけれども、この介護報酬というのは3年ごとに見直しされてきましたけれども、先ほど答弁ございました過去2年間の介護報酬改定は2003年にはマイナス2.3%、2006年にはマイナス2.4%と連続介護報酬というのは引き下げられてきたと。これの改定で大変事業者は経営が厳しい、また介護報酬が厳しい状況になったという点で、今回の改正で3%引き上げしていこうというふうな処遇改善を図ったわけがございまして。しかしながら、これは2000年の介護保険発足当時に戻ったにすぎないという

ふうには批判されております。この点、介護職員の処遇改善までには至らなかったという、こういう声が多いわけですがけれども、当局としてはどのように御認識されているのかお尋ねしたいと思います。

第2点目は、介護報酬の3%引き上げで、全国の事業所の収入は2,000億円増というふうにして、引き上げることによって全国の事業所は収入は2,000億円全体で増額になりまして、全国の介護職員の給与を月2万円引き上げるのに必要な費用1,900億円を上回りますので、十分間に合うというふうな、それで3%だというふうにして聞いております。しかしながら、この事業者を支払われるこれは、どのように使うのかというのは事業所に任せられているということで、事業所の規模とか経営状況によって、どうも変わっていくというふうにして今言われております。

そこで市のほうで確認したいんですが、この事業者が自主的に処遇改善の取り組みの情報公開とか、それから保険者である市による検証が求められているのではないのかなというふうにして思いますけれども、市としてどのように対応されるのか、事業者に対してどのように対応されるのか、この点をお尋ねしたいと思います。

最後に、地域活性化対策についてですがけれども、地域活性化・生活対策臨時交付金、先ほど財政部長御答弁いただきました。私の再質問では、どういう観点からこの交付金というのは使われるのかと、その事業の選定は、どういう視点から事業を選定されたのかという点を再質問で質問しようと思いましたがけれども、財政部長のほうから医療、教育、勤労者のための施設関係にこの交付金というのは活性化として使われていくんだという答弁をされました。それでよろしいんですね。そのように私は答弁聞きましたので、これは質問いたしません。

最後に、学校耐震化の促進についてですがけれども、第1次補正、第2次補正で国が学校耐震化について予算措置されてきたわけですがけれども、今後の具体的なスケジュールとして中央小学校924万円使ってやると。あと三中と市浦中学校、2,178万円ですか、こういうふうにして耐震していくと。補強工事も行っていくということですがけれども、今までは学校耐震化を随分叫びまして、教育委員会のほうでは最終的には予算がないからと、なかなか進まないんだというふうな答弁でございました。予算がないからというふうな答弁というのは、もうできないわけですよ。第1次補正、第2次補正で学校耐震化をより強固に促進していくために予算措置されたわけですから、ですから先ほどの答弁では今度は耐震委員会の審査が、事務手続上審査するのに時間がかかっているの、なかなか進まないというふうな答弁をいただきました。予算がないからと初めは答弁され、その次には耐震委員会の審査が時間がかかるから、なかなか進まないということは、

ちょっと残念ですがけれども、教育委員会として、より学校の耐震化の強化に努めていただきたいという願いを込めて私は申し上げているんでして、何とか一刻も早い学校耐震化、耐震だけでなく、結果を見て補強工事をできるだけ速やかに行っていただきたいというふうにして思いますので、これは教育長のほうからこの再質問で御答弁、今後のスケジュールをもう一度お話ししていただきながら、教育長の御決意をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長々と済みません、第2回目の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 御質問のふるさと雇用再生特別事業にかかわる正規雇用の関係、それから委託先についてお答えします。

ふるさと雇用再生特別交付金についての正規雇用につきましては、基本的にそれぞれの事業において正規雇用をすることで計画しております。

次に、これにかかわるNPOの委託先の関係でございます。まず1つは、事業名として奥津軽観光開発事業としてNPOプロジェクト五所川原倶楽部のほうに委託することで考えてございます。また、地場農産品の活用方策検討事業、さらにはインターネットの関係の事業、それから文化伝承体験学習施設、かなぎげんき村等に関する3つの事業をNPOかなぎ元気倶楽部に委託することで、ふるさと雇用再生の活性化を図りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 定額給付金についてお答えいたします。

まず、申請書類の関係でございますけれども、3月の18日議決いただいた後、直ちに発送いたしまして、3月の下旬には市民の方々にお届けする手はずを整えてまいりたいと思います。

次に、銀行振り込みの関係でございますが、仮に4月1日に受け付けを受理して交付決定をしたという最短のことを考えてみますと、交付決定者のリストをその日のうちに銀行に送ります。これはテープで送らせていただきますが、銀行ではそれを、おのおの、それぞれの銀行に口座振り込み手続するわけですが、平山議員おっしゃるように、確かにごもっともな話でございますが、技術的にはやはり最低10日はかかるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の単身世帯、寝たきりの方々等についてでございますが、認知症の方、あるいはまた単身で施設に入っておられる方、さまざまあろうかと存じますが、それら

の方々については民生委員、あるいは親類の方、あるいはまた施設の方々の代理の手続が可能でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 子育て応援特別手当についてであります。定額給付金とは別に独自で発送の予定をしております。それから、介護従事者処遇改善等、また人材確保等についてであります。介護報酬は介護サービス提供の対価としまして事業者を支払われる性格のものでありまして、事業所によって雇用形態や勤続年数、それから事業所の規模や経営状況、あるいは地域における労働市場の状況等がさまざまであることから、介護報酬引き上げにより介護従事者の賃金を一律に引き上げるものではないとされているところでもあります。しかしながら、今回の改定によりまして介護従事者の処遇改善にできるだけ結びつけていくということで、介護報酬による対応に加えて、雇用管理改善に取り組む事業所への支援や効率的な経営のための経営モデルの提示や、また介護報酬改定の影響の事後的検証など、総合的な支援策を国において推進していくこととされておりますので、介護従事者の賃金アップにも一定の効果があらわれるものと思っております。

また、市としての対応でございますが、今回見直される各サービスの報酬基準等には、それぞれ条件がございまして、それらの要件を満たす事業所の施設状況の把握が一番と考えておりますので、平成21年4月に事業所、施設へのアンケート調査を実施し、状況把握に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 妊婦健診の無料化についてお答えいたします。

現在妊婦健診の受診券につきましては、14回のうち1回分から5回分までの5枚ではなくて、14回のうち1回目、3回目、5回目、7回目、10回目の5回分の受診券をお渡ししてございます。4月1日実施となっておりますので、3月中に妊婦健診を受ける方は有料となります。ただし、4月以降の今言いました5、7、10を除いた分につきましては、速やかに無料となる受診券を個別に郵送してまいりますので、御了承賜りたいと存じます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 国の地震防災対策措置法の改正により、補助率が2分の1から3分の2にかさ上げされた時点で、市の学校耐震化計画が早まったところであります。したがって、今後も児童生徒が安全で安心な学校生活が確保できるよう最大の努力を

し、そして計画を進めたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 先ほど答弁漏れございました。緊急雇用創出事業に係る老人福祉施設の内容についてであります。施設の維持管理業務として施設の清掃や草刈り等の業務を行うものであります。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、21番阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようございます。先月20日から21日にかけて発生した暴風雪被害を受けた皆様にご心からお見舞いを申し上げます。それでは、平成21年第2回定例会に当たり一般質問させていただきます。

最初に、我々に直接かかわってくる地方分権の動き等について触れてみたいと思います。皆様御承知のように、昨年12月に第2次地方分権推進計画が発表されました。そして、21年度中には第3次勧告があり、新分権一括法案が国会に提出される予定になっております。そこで、改革派知事と言われた前鳥取県知事の片山善博さんは、次のように言っています。「地方分権とは、究極的に詰めてみると、地方自治体運営の最終的な判断権や裁量権というものを結局は地方議会に移すことだと思っている。現在は、地方分権を進めることが正しいのだということが前提になっていますが、その本音を言うと、地方分権に反対だという人も結構おられます。夕張市の場合、なぜあのようなになったのか。標準財政規模は一般財源で45億円程度のものが長期借入金が300億円、そして一時借入金が270億円で、特に一般財源の4倍もある一時借入金がかろうと会計間を転がっていたら、だれが見てもわかります。議員が何人もいたのです。わからなかったら無能です。わかっていたのに黙っていたら、グルです。いずれにしても、無能なのです。議会でだれか一人でもおかしいじゃないかと言えば、粉飾はすぐにばれていたことでしょう。だれも言わなかったことが問題なのです。このように自治体が破綻すると、だれが責任者でしょうか。間違いなくそれは議会です。議会とは、政策決定の場であります。議会が政策決定したものを知事や市長はその議決に基づいて単に執行するだけなのです。予算を作成したり執行するのは職員の皆様であります。議員の中には、議会は大きな権限がないからとぼやかされた人もいますが、そのようなことはありません。何とんでも地方議会は最高の責任者なのです。そこで、地方分権といったときに何が一番究極として重要かといったら、首長ではなく議会であります。首長は一人でありま

すので、当たり外れは困りますが、議会は少なくとも十数人います。外れがいてもよいのです。だけれども、当たりもいなければいけないのです。当たりの人を何人つくるのか、当たりの人をどれだけふやすのかということがこれからの地方分権の大きな課題だと思います。政治というのは、格差を縮小することであり、弱い立場や声の小さい存在など、そのような人のために本当はあるのです」、以上が片山現慶応大学教授の発言内容であります。議場におられる議員の皆様、どうぞ参考にしてほしいと存じます。

また、市長は議会冒頭の施政方針で、「私には五所川原を第2の夕張にはしないという強い思いがある」と言われました。全く同感であります。とりわけ中核病院建設計画に対する財政の確保、あり方が私はとても心配でございます。以上を申し上げて、質問に移らせていただきます。

ふるさと市民制度についてであります。地方分権の時代に入って、ふるさと志向が高まってまいりました。昨年10月に我々経済常任委員会では、行政視察で長崎県五島市に行つてまいりました。市当局の温かいおもてなしを受けて、有意義な研修となり、よい思い出となりました。そこで出会ったのがこのふるさと市民制度であります。私も以前から考えていたことが現実に実行されていたもので、びっくりしました。内容については、前もって担当のほうに届けてありますので、検討しておられるものと思いますので、概要だけ述べさせていただきます。心のふるさと市民を募集していました。心のふるさと市民とは、市外にお住まいで市出身者を初め、市を愛し、心のふるさととするすべての人々を対象にしています。そして、心のふるさと市民として市のしゅんの情報を周りの皆さんに広めてください。人や物、情報の交流を通して、市を元気にしてください。そして、心のふるさと市民になって市に対してアドバイスをしてくださいとなっております。さらには当市においてになった場合は宿泊施設等は割引される仕組みにもなっていて、満足していただける対応をしているとあります。五島市の場合、好評を得ているとのことです。当五所川原市出身で市外、県外に多くの人がいるはずですが、この人たちは、我がふるさとがどうなっているのか、心のどこかにその思いがあると思います。正月やお盆に帰省して、ふるさとを確認しているのではないのでしょうか。それも限られた人たちと思うのです。近年になりインターネットの時代になり、いろんな情報を入手できるようになりましたが、当市からの呼びかけなどを行うことによって、気持ちも高まってくるものと思います。昨年8月に私たちの中学校の同期会が開催されました。県外から10人ほど参加しました。皆さんから五所川原市は今どうなっているのか、その中身を知らせてほしいと言われたものであります。やはり心配していたのであります。そして、時あたかも昨年5月からふるさと納税制度がスタートされました。5,000円以上

寄附した場合、その額に応じて今住んでいる自治体の住民税が軽減される仕組みになっています。現在は不景気で厳しい状況ではありますが、興味を持っておられる本市出身者もいると思います。わ・五所川原会、金木会、市浦会もございます。合併した新生五所川原市の心のふるさと市民制度を立ち上げ、市の活性化を図るべきと思うのであります。五島市の例を参考にして、本市でできることは何か検討してほしいと思います。市の広報紙を年2回程度でも郵送してみるのも一つの方法ではないかと思ひます。市の活性化対策第15弾として御提言申し上げます。私の意向をしっかりと受けとめてほしいと思ひます。

質問の第2点目は、環境対策、公害防止対策として、井戸の乱掘規制について質問させていただきます。この2月2日からごみの減量化策として、本県全域でごみ袋の有料化がスタートされ、東北地方では初めてで、全国では5番目と言われます。県民運動の一環として取り組み、実施にこぎつけたことを高く評価したいと思います。まだ始まったばかりですが、定着するように我々も協力しようではありませんか。

さて、井戸の乱掘についてであります。ある市民から私に相談が寄せられたのです。その内容は、消雪用の井戸水が出なくなった。調べてみたら近所でも井戸水をくみ上げて使用するようになった。このことがその原因のようであります。私は、以前から気になっていたことが的中した思いになりました。旧五所川原市は、古くは十三湖の中でアシガヤが生い茂る土地柄であったと言われます。そのためか土地が低く、水たまりのまちとも言われてきました。大雨が降るとたびたび水害が発生し、住民を苦しめてまいりました。現在では、岩木川水系の整備や排水設備の増強で大分よくなりましたが、依然として水害常習地帯の改修は十分に進んでいないのが実情であります。新年度予算では、洪水ハザードマップを作成する計画が盛り込まれています。こうした中で地盤沈下が一番心配なのであります。それは、井戸の乱掘によって新たな水害地にならないかでございます。我々の時代はよいとしても、後世のことを考えると今から手を打つべきではないかと思ひます。もちろん地下資源の確保も大切なことでもあります。旧金木町では、水道水を5本の井戸で賄っているとのことですが、私には場所も定かではありません。乱掘によって井戸が枯れるということは考えられないでしょうか。このような現状において、地域を限定して井戸を掘る場合は届け出制にしたらいかがでしょうか。青森市では、地盤沈下の防止策として地下水のくみ上げを規制したのが昭和49年であります。そして、指定地域内では地下水による消雪禁止を制定しておりますが、県内他市の動向をどのように把握しておられるのか説明を求めたいと思ひます。あわせて本市として今後どのように取り組むのか質問させていただきます。

質問の第3点目は、特別監察制度についてであります。青森県では、昨年10月に品種登録抹消問題が発生し、大きな話題となりました。これを受けて三村知事は、農林水産部の説明が判然としないので、特別監察の指示をしました。これは極めて異例の措置とも言われます。過去20年間行われたことがないとのことでもあります。なぜこうなったのかは、マスコミ報道で知るのみであります。そもそも不祥事に対して特別監察制度があるというのを知る余地もなかったのです。このことをきっかけに調べてみると、県では行政監察規程があり、監察は一般監察と特別監察の両方がありました。特別監察は知事が特に指示した事項について行うことになっています。最近になって県や青森市、そして当市でも職員の不祥事が発生しております。そのたびに原因の究明とその対策が打ち出されますが、今回の県の場合は原因がはっきりしなかったことによるものです。当市でも今後あり得るのではないかと思うのであります。現行の地方自治法では、管理執行、そして指揮監督権限は地方自治体の長にあると定められております。この範疇で解決できなかったのが今回の不祥事であります。備えあれば憂いなし、転ばぬ先のつえと昔から言われています。明文化しておいたほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。県が規程化した理由がどこにあったのかについても説明を求めたいと思います。さらには、職員の不祥事はあってはならないことでもあります。抜本的な対策について、今後どのように考えておられるのか。この件については、行革本部長である副市長にも答弁を求めたいと思います。財政的に厳しい状況下において、足元をしっかりと見詰め直しておくことが今大切なのではないかと考えます。

以上を申し上げて1回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 長崎県五島市で取り組まれている心のふるさと市民制度を当市でも実施していく考えはないかという御質問にお答えいたします。

当市のような地域では、少子高齢化や首都圏への人口流出などによる定住人口の減少に伴い、地域活力の低下が懸念される場所であり、観光を初めとする交流人口の拡大策に加え、首都圏に住む方々との交流は非常に重要なものと認識しております。これまでも市ホームページによる情報提供のほか、県において開設した団塊世代ライフサポート総合サイトあおもりライフに情報を掲載することで、首都圏等に在住する団塊世代の方々がセカンドライフを送る際に必要な情報をワンストップで入手できるよう、全国に向けて当市の情報を発信してきたところであります。

御提言のありました五島市心のふるさと市民制度では、市出身者以外の方々も登録の

対象とされ、訪れた際には宿泊施設や観光施設での特典、サービスも受けられるよう体制づくりがされているようではありますが、こうしたユニークな取り組みも地域全体の連携が必須でありますので、関係団体とも協議を重ねながら、このような制度の導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、現在当市には市出身者などで組織され、お互いの親睦を深めながら、ふるさと五所川原市の発展のために御協力をいただいている多くの方々がおられますので、こうした方々との交流も大事にしながら、なお一層の情報提供に努めてまいります。

次に、特別監査制度についてお答えいたします。御質問の特別監査につきましては、執行機関がみずから行う内部の事務点検としての、いわゆる行政監察を指すものと理解して答弁を申し上げます。

御案内のとおり、一般行政の監査につきましては、まず第1に監査委員の権限として、みずから必要があると認める場合に行うもの、第2に長の要求に対して行うもの、第3に議会の要求に対して行うもの、第4に住民からの請求に対して行うものがあり、いずれも特定の事務または事業について法令等に従って適正に処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼として実施することとされているところであります。これに対し、行政監察とは、長がみずからの事務の管理、執行権及び職員に対する指揮監督権に基づいて内部的に実施することが可能とされているもので、その実施について必ずしも規程等を要するものではないと認識しております。したがって、長から見た場合には、前者は客観的な監査であり、後者は主観的な監査であると申し上げることができようかと存じております。以前は、財務を除く行政の事務執行に関する監査は、原則として監査委員の権限外とされておりましたが、公正で効率的な行政の確保に対する住民の関心が高まっていることなどから、法改正が行われ、平成3年からは地方公共団体の事務の執行全般に関して、広くその監査権限が及ぶこととされております。現在全国的にも行政監察の規程を用意している団体が少ないのは、こうした監査委員の権限拡大がその背景にあるものと推察されるところであります。

このことから、長が必要性を認める場合に、事務執行に関し、みずからの権限に基づいて主観的に調査を行うことは、執行機関として至極当然のこととございですが、その対象とする事案が特に客観的調査が必要であると判断されるような場合には、むしろ長から監査委員に対して監査の請求を行い、調査をその手にゆだねることが適当であり、かつ公正に資するものと考えるところであります。これらの点を総合的に勘案した上で、御提言の行政監察規程の整備の要否につきましても検討を加えてまいりたいと存じてお

ります。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 阿部議員の職員不祥事に対する抜本的な対策についてお答えを申し上げます。

県内で公務員の不祥事が多発している中、当市におきましても勤務態度不良による懲戒処分、また長年にわたる下水道使用料の請求漏れが発覚し、議員の皆様はもとより、市民の皆様からの信頼も失墜させましたことに、改めておわびを申し上げます。

市では、このような事態が続いたことから、職員としての服務規律の徹底及び不祥事の再発防止を図るため、本年1月19日に五所川原市職員の懲戒処分の公表基準を制定し、同日施行しております。公表は、すべての懲戒処分を対象とし、被処分者の所属する部局、職名、年齢、性別及び処分内容等のほか、社会的影響の大きな事案につきましては、氏名も公表することとしておりまして、この公表基準の制定によりまして、職員が今まで以上に身を引き締めて業務に当たるものと考えているところであります。

また、公務員による飲酒運転等道路交通法違反が多発していることから、交通違反等に対する懲戒処分の基準も、より厳しいものに改正することとしております。

なお、職員の綱紀肅正、服務規律の確保につきましては、庁議、部長等会議において再三にわたり注意を喚起してまいりましたが、今後も機会のあるごとに公務員として地域全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に係る倫理の保持に努めるよう促してまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 県所管の例規についてでございますが、市が云々申し上げることは適当ではないと考えるところでございますが、例規そのものから読み取れる範囲内で御答弁させていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、青森県では青森県行政監察規程、昭和38年青森県訓令甲第46号を制定しております。まず、この規程は、その訓令という法形式から読み取れるように、知事部局内に限定して効力のあるルールであるということが出来ます。これは、先ほど市長答弁にもございましたように、長がみずからの事務の管理、執行権及び職員に対する指揮監督権に基づいて定められていることのあらわれと解されます。

次に、県行政監察規程の目的でございますが、職員の服務について調査または検査をし、事務の適正かつ能率的運営と職員の服務規律の振粛を図るとされており、具体的には議員御指摘のとおり、一般監察として事務及び事業の運営計画及び実施並びに効果、

事務の分担及び人員の配置の状況、予算執行の状況、契約事務執行の状況、許可、認可等の行政処分 of 適否及び進捗の状況、財産管理の状況、会計経理執行の状況、職員の服務の状況、その他監察上必要と認められる事項が、また特別監察として知事が特に指示した事項がそれぞれ監察事項に定められております。

報道によりますと、当該規程が発動されたのは、平成になってからは初めてのことでございますが、これらの事務は現在では行革本部等の組織の所管事項に発展的に吸収されているものも多く、別の方法により同様の効果を得ることができたため、監察の発動がなく、殊さら事務処理の不適正をきっかけとした知事の指示による監察がクローズアップされることとなったものと推察されるところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 環境対策にかかわります公害防止としての井戸の乱掘規制についてお答えいたします。

井戸は、従来飲用目的に利用されてまいりましたが、近年は冬期間の消雪用に利用することが多く、効率よく消雪できることから、雪に悩まされている当地域においては、普及してきているところであります。しかしながら、一般的な消雪用の井戸の掘削には規制がないため、今後乱掘が進んだ場合、地盤沈下や井戸枯れがないとは断言できないところであります。阿部議員御質問の井戸の掘削について、水域を限定し、届け出制にすることについてであります。届け出を義務づけることにより、揚水設備の設置状況が明確になり、乱掘の実態と地盤沈下の因果関係を把握する効果が出てくる可能性があるものと考えております。

県内他市の地下水採取の規制についてでございますが、先ほど阿部議員が申しましたように、青森市では公害防止条例において、指定区域内での地下水を利用した消雪の禁止を定めております。また、八戸市では全域で地下水揚水設備を設置する場合の届け出を義務づけております。過去に青森市では、大幅な地盤沈下が認められ、八戸市においても地下水の塩水化があったことから、それぞれ水準測量や観測井による観測が開始され、現在に至っております。当市においても、今後どのような方策が必要か、規制も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） いろいろ答弁ありがとうございました。時間も大分経過しておりますので、再質問で答弁をもらって終わりたいと、こう思います。

まず、このふるさと市民制度について、市長からこれから検討していくという御答弁

をいただきました。どうぞ元気な五所川原市にするために、前向きに検討していただきたいのと、こう思います。

そこで質問ですけれども、ふるさと納税の実態について御報告を求めたいと思います。昨年5月から件数はどのぐらいか、額はどのぐらいになっているのか。余り多くはないと思いますけれども、報告を求めます。

それから、井戸の規制の関係について、さらに3点、質問させていただきます。まず1点目は、これまでの地盤沈下、これ旧五所川原市で結構でございます。どの程度地盤沈下がなされているのか、把握しておりましたら報告を求めたいと思います。

それから、2点目、いわゆる井戸の掘削について法的な規制はないのか。先ほど金木の水道水の話もしました。水道事業所長、この辺どうなっているのか。あわせて簡易水道法というのが以前にあったと思いますけれども、現在これはなくなったのか、まだ生きているのか、この辺も含めて答弁を求めます。

それから、3点目は、公害対策審議会というのがございます。目的は、多様化する問題解決のための知識向上を図るための事業を行うと、こうありますけれども、具体的にどんな形で審議会がやられているのか、そしてこの井戸の関係について審議したことがあったのかどうか、この辺を質問させていただきます。

それから、3点目の特別監察についてですが、市長のほうからこれから監査委員の権限拡大の方向にあると言われました。監査委員の考え方は今どういうふうに考えておられるのか、このことを質問して2回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） ふるさと納税についての実績についてお答えいたします。

3月1日現在の実績は3件、寄附金額は合計で231万円となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 井戸によります地盤沈下の件についてお答え申し上げます。

地盤沈下の状況は、環境省からの報告により把握しておりますが、平成19年度全国の地盤沈下地域の概要によりますと、昭和58年から昭和61年の津軽平野地域のデータが掲載されており、年間平均2センチメートルの沈下が見られているところです。また、平成19年度は、県内において年間平均2センチ以上の地盤沈下の発生はなく、県内10市で構成する環境問題対策協議会での報告においても、過去3カ年の地盤沈下の苦情がないことから、地盤沈下の進行は鈍化傾向にあるというふうに考えてございます。

次に、法的な規制についてでございますが、地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下

の防止を目的とした建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び工業用水法による規制があります。建築物用地下水の採取の規制に関する法律では、全国で4都道府県が該当しておりますが、青森県はすべて指定区域外となっておりますので、青森県においては建築物用地下水等にかかわります法律では規制はされてございません。工業用水法につきましては、水道事業所のほうにお願いしたいと思っております。

それから、公害対策協議会についてでございますが、当市において公害対策協議会があります。これにつきましては、五所川原市内において公害問題が発生したときに委員を委嘱する、また公害問題にかかわる条例等の作成が必要な際に委員を委嘱いたしまして審議していただくという委員会になってございます。現在は、公害問題が発生していませんし、条例等につきましても今のところありませんので、この公害対策審議委員会の委員は現在ないということになってございます。この委員会におきまして過去に、今地盤沈下、それから掘削の関係でございますが、私の記憶ではそういうことは問題になったことがないというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 水道事業所長。

○水道事業所長（黒滝金光） 井戸の掘削について法的規制はないのかという御質問でございますが、水道法及び工業用水道事業法では、井戸の掘削について規制する規定はありません。ただし、工業用水の合理的な供給の確保と地下水の水源保全を図り、地盤沈下を防止することを目的とした工業用水法では、指定地域内において井戸により地下水を採取し、これを工業の用に供しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。現在指定を受けている地域は、全国で17地域ありますが、青森県内では指定されている地域はございません。

なお、簡易水道については、水道法の中で給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業と規定されており、水道法が適用になります。したがって、今現在は簡易水道法はございません。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 監査委員。

○監査委員（大野欽也） 特別監査についてお答えいたします。

監査委員の職務の一つとして、地方自治法第199条第6項に、長から地方公共団体の事務または権限に属する事務の監査の要求があったときは、その要求にかかわる事項について監査をしなければならないとされております。市長から明らかにしたいとする事項について要求がありますれば、直ちに監査を実施してまいりたいと存じております。

よろしくどうぞ。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時41分 休憩

午後 1時07分 再開

○副議長（野呂國四郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、市民の会の社会民主党、井上浩であります。当市も含めまして、自治体は市長と議会の二元代表制をとっておりますので、新副議長及び議長とともに議会が一丸となって市長に対する野党機能を発揮していけるよう一議員として頑張りたいと思います。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

第1の質問は、2009年度、新年度予算編成での公費負担あるいは公的支援の考え方についてです。保険の負担と違い、税を根拠とする公費負担については、近年、とりわけ小泉首相の自助努力、自助責任、そうした言葉に象徴される構造改革以降、市民にわかりづらくなってきたという感じがします。そもそも自由経済を基本とした我が国の社会におきましても、行政は本来的に社会保障や税の再配分により弱者を救済する、すなわち富の不平等を是正し、社会を維持するという使命を持っていると考えます。そうしたことが何かいけないことのような風潮を醸し出したのが小泉構造改革、アメリカ型の政策ではなかったのでしょうか。しかし、今日に至りまして、幸い国政与党におかれましても、そうした政策の再考及び反省が始まったような気がいたします。本来の政策に回帰されようとしていらっしゃることは歓迎をするものです。

一例を挙げますと、午前中も議論をされましたが、次の世代を担う子供を産み育てる喜びを感じることができる地域社会をつくるための子育て支援策の一つとしての妊婦健康診査について、妊娠初期から出産までに必要とされる14回まで拡充するよう国が公費負担についての地方交付税による財政措置の端緒を不十分ながら示したことなどと言えます。しかしながら、こうした医療を中心とした公費負担制度がなぜ求められているのか。その考え方を普遍化した場合に、自治体行政において官の役割、民の役割、市民の責務は一体何なのか。まだまだ地方政府段階では、議論して解決すべき課題が多く残っている感じがします。地方交付税措置や国庫補助の対象ではなくても、地域固有の課題

について市が税を財源として費用の負担を行う各種の公費負担制度を拡充していくことが必要であり、市民とともに知恵を絞っていくべきではないでしょうか。全国の自治体では、当市と同様に身近な例として防犯灯設置費、その電気代の市による全額公費負担、学校給食費の公費負担の拡充、小中学校で使う補助教材の公費負担など、多くの施策が議論の対象となっていると聞いています。

そこで、公費負担に関する第1の質問ですが、新年度予算編成での公費負担制度に対する市長としての基本的なお考えをお示してください。

次に、公費負担に関する第2の質問として、公費負担の意義の積極的な拡充としての芸術文化への公的支援についてです。私は、行政は創造力をはぐくむ芸術教育への予算を伴った具体的な施策が常に必要と考えています。文化庁長官の青木保博士が指摘されるように、今日のように経済、政治を初めとして、世の中が何か言いようのない閉塞感に包まれているときに必要なのは、現状を打破する私たち一人一人の心の中の創造的な力であり、そのため行政は文化芸術教育をとりわけ重視すべきではないでしょうか。2001年12月に施行された文化芸術振興基本法によって、2002年12月には文化芸術の振興に関する基本的な方針が閣議決定され、文化芸術の振興は心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するとして、基本理念や基本方針、基本施策などが定められ、文化芸術の社会的な意義とその役割の期待が明文化されています。このため、国の文化庁予算は、ここ数年1,000億円前後で横ばいとなっています。メインのプロジェクト名が文化芸術立国と言われるように、文化芸術が国の施策の中で重視されるようになったからです。幸い当市は、ふるさと交流圏民センター、オルテンシアというすばらしい音楽ホールを持っています。しかしながら、文化経済学の基礎を築いたと言われるアメリカの経済学者W. J. ボーモルとW. G. ボーエンが1966年に米国の演劇、音楽、バレエ、ダンス、オペラなど舞台芸術諸団体の財政問題を分析して、「舞台芸術 芸術と経済のジレンマ」を発表したときから、舞台芸術は入場料収入のみによって経済的に自立していくことは不可能であるとされ、行政が文化振興として何に対して、どこまで公的なかかわりを持つべきかが課題となってきました。広く市民に受け入れられ、営利活動が可能な事業ばかりじゃなく、行政による文化芸術支援が必要というわけです。人はかすみを食って生きていけないのはもちろんですが、文化的環境の中で生活を享受する喜びも多くの市民の願いであり、とりわけ五所川原市の未来を背負う子供たちのためには、行政は積極的に文化芸術振興にこたえていくべきと思います。文化芸術振興基本法では、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず、ひとしく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、ま

たはこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないとして、地方公共団体に自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定めています。

そこで、公費負担というよりは、公的支援に関する第2の質問ですが、文化芸術振興基本法と当市の責務に基づき、新年度は自主的かつ主体的な当市の特性に応じた施策をどのように策定し、実施することとされているのか、あわせてその施策では公的支援をどのように考えているのかお示してください。

次に、公費負担に関する第3の質問として、住民との協働についてです。保健医療に関しては、医療保険制度とは別に自治体が税を財源として費用の負担を行う各種の公費負担制度があります。当市におきましても、健康診査、予防接種、新生児訪問指導、乳幼児医療費助成等、対人保健サービスの実施主体となっています。また、西北中央病院では、国の法律に基づいて医療費の負担を行う公費負担医療制度に関するさまざまな施策や乳幼児医療費助成制度など、専ら小児科医の先生にかかわる公費負担医療制度など、いろいろと病院挙げて御苦労されていることに敬意を表したいと思います。

さて、健康保険と公費が医療費の全額ないしは多くを賄っていることや、国の医療、療養病床削減、廃止方針に対する不安などから、病院再編における西北中央病院の廃院方針と、総務省が公立病院改革ガイドラインに基づいて3月末までに西北中央病院に策定を求めています公立病院改革プランについて、多くの市民から不安の声が寄せられています。そんな折、県の支援を受け、西北五地域医療研究会が2月7日に青森県医師会とつがる西北五広域連合の後援を受けてエルム文化ホールで開催しました第4回地域医療フォーラムには、市民の大きな反響を感じています。参加された市民の方からは、住民への詳細な説明は今回が初めての画期的なこと、基本設計の当初から住民説明会やワークショップなどを各地で開催し、患者や住民の声を設計に具体的に反映させてほしいとの声が私のところにも寄せられています。さらには、2月20日開催の衆議院予算委員会では、社会保障政策等についての集中審議が行われ、衆議院のホームページにアップされている会議録を見ますと、「改革プランを策定していく過程で、議会で意見を聞く、あるいは説明会をやって住民から意見を聞く、それからいわゆるパブリックコメント、そうしたことをできるだけやるように指導してまいりたいと思います」と鳩山総務大臣が答弁をしています。当市におきましては、3月2日開催の当市議会に対する説明会で、平山病院事務局長が国民健康保険五所川原市立西北中央病院改革プランの概要についての資料に基づきまして、議員に説明をされました。

そこでお伺いいたします。第1点は、衆議院予算委員会で鳩山総務大臣が答弁してい

まず「改革プラン策定過程での議会で意見を聞く、説明会をやって住民から意見を聞く、パブリックコメント、そうしたことをできるだけやるように指導」との内容について、当市に対しては国及び県から、どのように指導がされているのでしょうか。

2点は、病院再編及び改革プラン策定での住民合意形成策をどのようにお考えでしょうか、お知らせください。

次に、公費負担に関する第4の質問として、究極の公費負担である生活保護についてです。国の法律に基づいて医療費の負担を行う公費負担制度の大きな柱として、生活保護受給者等の社会的弱者に対する医療保障制度があります。ただし、生活保護制度と他の公費負担制度との関係では、生活保護の医療扶助に優先する他の医療制度がある場合、優先的に他の制度を適用する他法優先の原則があるとされています。ただし、生活保護制度は他の社会保障制度、生活関連制度との相互関係の中にあり、それらの制度では支え切れないときの健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットです。

そこで、公費負担に関する第4の質問ですが、4年前の新設合併での新五所川原市発足に関連しまして、合併前後の生活保護施策の推移と今後の見通しについてお知らせください。

第2の質問は、2009年度、新年度予算編成の考え方、とりわけ行政改革推進本部での評価、判断についてです。昨年12月8日の一般質問で、私は予算編成等のあり方について5点質問をいたしました。佐藤財政部長のこの一般質問に対する答弁では、「平成21年度予算からは試行的に今後の新規事業について事務事業の事前評価を行うこととしております。目的の妥当性、有効性、効率性、公平性及び緊急性など多面的な調査を行い、これまでの担当部局による評価に加え、行政改革推進本部事務局での2次評価、行政改革推進本部での3次評価を実施し、総合計画に即した当市の地域特性を生かした施策の実現に取り組んでまいりたい」というものでした。そこで伺います。新年度予算の新規事業について、行政改革推進本部事務局での2次評価、行政改革推進本部での3次評価はどのように実施されたのか、その概要についてお知らせください。

第3の質問は、鳥インフルエンザ対策、とりわけ愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生と当市の対策についてです。昨年6月9日の一般質問で、私は鳥インフルエンザ対策について質問をいたしました。三上経済部長のこの一般質問に対する答弁では、「鳥インフルエンザにつきましては、当市でもハクチョウやカラス等の死骸について、市民から苦情が寄せられております。その都度県と連絡をいたしまして、指示を受け対応している。当市管内ではウイルスは見られないということで、つがる保健衛生所

のほうから報告を受けている」ということでした。そこで、新型インフルエンザの世界的大流行、いわゆるパンデミックについて、市民に対する啓蒙などを要望していたところでした。ところが、愛知県豊橋市のウズラ農園で国内では1925年以来、実に84年ぶりに高病原性鳥インフルエンザウイルスH7亜型が検出されたと農林水産省は2月27日に発表し、同時に全国の自治体に対して家禽類への防疫体制を強化するよう指示しました。H7型鳥インフルエンザは、昨年4月10日和田湖畔でハクチョウの死骸から見つかったH5N1型鳥インフルエンザと同様に、人から人へ感染する新型インフルエンザへの変異が懸念をされているものです。

そこでお伺いします。鳥インフルエンザ対策、とりわけ愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生と当市の対策についてお知らせください。

第4の質問は、稲わらの野焼き煙害について、市公害防止条例改正による実効ある規制方策についてです。一昨年12月10日の一般質問で、私は稲わらの野焼き煙害防止について質問をいたしました。当時の笹森経済部長は、この一般質問に対する答弁では、「条例で規制すべきではないかということですが、当市だけでは限界もあり、近隣の市町村を含めた広域的な対策も必要であるということから、毎年県に対して協力をお願いしてきた」ということでした。2月に県が津軽地方19市町村の環境農林担当者を集めた初の合同会議で、県はわら焼き根絶の決意を述べるとともに、新年度から勉強会を開き、県と関係市町村合同での検討を始めることとなった旨が報道されています。

そこでお伺いします。稲わらの野焼き煙害について、市公害防止条例改正による実効ある規制方策についてお知らせください。

以上、1回目の質問といたしますが、市長及び関係各位の誠意ある答弁をお願いをいたします。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 井上議員の質問にお答えいたします。

現在当市では、財政健全化を最優先事項として行財政改革に取り組んでおり、予算においては平成20年度、合併後初めて空財源による予算編成を解消することができ、決算においても平成19年度黒字とすることができました。その成果は着実に上がってきているものと確信しております。しかしながら、依然として自主財源が乏しく、国の施策や地方交付税に依存した財政構造には変わりないため、引き続き徹底した歳出削減と自主財源の確保に努め、持続可能な行財政基盤づくりに取り組んでいく必要があります。

こうした中、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう、今後どのような施策

に重点を置いて取り組むのかという御質問であろうかと思えます。五所川原市総合計画に基づき、市の将来像「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現を目指し、今後も地域活力の創造と安全、安心の構築、参画型社会の実践を通じて鋭意取り組んでまいります。とりわけ21年度予算については、安心、安全の構築にかかわる部分である保健、医療、防災体制の充実に向けて、次の3点について特に重点的に予算を配分し、取り組んでいくこととしております。

まず第1点目は、病院についてであります。市立西北中央病院及び金木病院への繰り出しを強化し、ともに経営改善及び不良債務の解消を図るとともに、つがる西北五広域連合に対しましては、中核病院建設の基本設計にかかわる負担金を計上しております。

2点目は、国民健康保険についてであります。周知のとおり大変厳しい運営状況にあるわけですが、保険税率の見直しや経費削減への取り組みに加え、一般事務費を含めた新たな基準により一般会計からの繰り出しを強化し、財政運営の安定化を図ります。

3点目は、防災についてであります。合併前の旧市町村単位で周波数が異なっている防災行政用無線について、周波数を一本化するとともにデジタル化し、新たに携帯型の無線約30台を配備するとともに、市浦地域の海岸線に同報機能つき拡声器を約10基設置し、災害時における防災体制を強化します。また、市内全域の浸水想定区域等の情報を表示した洪水ハザードマップを作成し、全世帯に配布することで水防に関する意識の高揚を図ります。

社会全体に景気悪化による生活不安が広がる中で、これらの施策に加え、妊婦健診事業の拡充や学校統合事業など、市民の皆様がこの地域に住むということに対し、安心を享受できるよう生活に密着した市民目線での施策に重点的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 井上議員の新規事業に対し実施した行革推進本部での評価、判断についてお答えいたします。

現在行革推進本部では、事務事業の見直しや使用料、手数料の見直しを初めとするさまざまな行革重点項目を掲げまして、その実現に向け鋭意取り組んでいるところでございます。こうした中で、平成21年度の新規事業につきましては、昨年8月の12日に行革推進本部におきまして意思決定のプロセスの見直しを決定いたしまして、その旨を8月の22日付で各課に今後新規事業を実施する場合は事務事業の評価調書を提出していただく。さらに、10月3日には、このことに関しまして庁内の説明会を開催し、評価調書

を提出してもらっております。これを受けまして、10月の29日、31日の2日にわたりまして、事務局のヒアリング及び2次評価を行っております。この2次評価につきましては、先ほど議員御紹介のとおりでございます。その事業の目的、妥当性、有効性、効率性、公平性、緊急性等についてヒアリングを行っております。さらに、12月の5日、12月の26日、行革の本部におきまして、2次評価までに至ったものについて3次評価を行っております。3次評価につきましては、実施見込み事務事業と検討後実施見込み事業、見送り事務事業のこの3つの評価を下しております。なお、国、県と関係機関などの調整で、予算要求時点までに調書の出ていなかった事務事業につきましても随時受け付けし、可能な限り評価の実施に努めたところでございます。

今のところ評価結果をどのように予算化に向けて活用していくべきかなどの検討すべき課題も残されております。行政課題を探る一つ的手段として、この評価制度を運用していきながら、さらに制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（野呂國四郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 井上議員にお答えいたします。

ふるさと交流圏民センターの管理運営に指定管理者制度を導入するに当たっては、その候補者を公募することとしたところであり、その募集に際して自主文化事業に関する計画をも求めたところですが、自主文化事業の実施については義務づけしたものではありません。

応募された2団体のうち、昨年12月議会に議案を提案し、議決をいただいた団体については、管理運営する最初の年度は自主文化事業の計画が1年前から進めなければならないことから、時期的な制約により実施することができず、内容は未定ですが、平成22年度から実施するという計画を提示いたしました。議員御承知のとおり、平成13年12月に公布された文化芸術振興基本法では、文化芸術の振興に当たっての基本理念や、国、地方公共団体の責務などを定めていますが、第35条、国の施策を勘案し、地域の特性に応じた芸術文化の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとされております。指定管理者が計画する自主文化事業とは別に、平成21年度の自主文化事業の実施について教育委員会事務局内部において、演劇、音楽などの分野から市民に提供するにふさわしい事業の内容や財政上の収支見込みを含めて十数件を候補に挙げ検討したところですが、最終的には市において単独で主催して実施することは難しいものと判断したところです。

ただ、平成21年度に関しては、NHKの御協力により、NHK、当市のほか、実質的に指定管理者に選定された団体を含め、3者の共催によるBS放送の番組「BS日本の

うた」の収録を6月にふるさと交流圏民センターにおいて行い、市民に提供することができるとなりました。平成22年度からは、指定管理者において自主文化事業の実施を計画しているところであり、この計画の実施には市として指定管理者にできる限り協力し、また市において自主文化事業を実施する場合は、その実施に指定管理者の協力を求め、お互いの協力体制を築いていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（野呂國四郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 合併前後の生活保護の施策の推移と今後についてお答えいたします。

市町村合併以前の旧金木町及び旧市浦村の生活保護行政の実施主体は青森県の西北地方福祉事務所の担当であり、生活保護費の負担割合につきましては、国が4分の3負担、県が4分の1負担で、町村の負担はございませんでした。このため、合併後は旧金木町と旧市浦村の保護費、合計約2億2,143万円の4分の1の約5,535万円が当市の負担増となっております。

今後の生活保護行政につきましては、日本経済の景気悪化による雇用不安や高齢者で低所得者及び無年金者の増加、また当市では総合病院精神科及び精神病院を初め、各種医療機関が集中しておりまして、利便性が比較的高いために、精神的病気により外来通院したり、退院後にはその治療のため市内にアパートを借り転入をしてくるケースが多いことから、被生活保護者数は増加していくものと予想してございます。

以上です。

○副議長（野呂國四郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 議員御質問の高病原性鳥インフルエンザの発生と、当市の現状とその対策についてお答えします。

本年2月27日に愛知県のウズラ農場で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認され、検出されたウイルスが毒性の弱いタイプであることがわかっております。当該農場では、農林水産省の指導のもとにウズラの移動を自粛しており、感染拡大のおそれは少ないと報道されております。

当市の対応についてであります。本県では昨年の4月に十和田湖等において死亡したオオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたことを踏まえ、環境省から示された野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアルに基づき、県により野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアルが作成されており、これにより市町村は発生時において県の指導のも

とに防疫作業に当たることとなっているところであります。当市では、防疫体制を強化するため、県の指導のもと緊急時連絡体制の確立、消毒液の配布、広報による正しい知識の啓蒙普及などに取り組んでいるところであります。

また、愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、3月3日に飼養羽数が100羽未満の鶏飼養者に対し、県作成の情報紙を送付し、防疫の徹底と冷静な対応を依頼しているところであります。なお、100羽以上の鶏飼養者へは県が対応しているところでございます。

今後とも県の指導のもとに関係機関と連携を密にしながら、家畜伝染病の予防及び蔓延防止に努め、地域の畜産振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 稲わらの野焼き煙害にかかわる市公害防止条例の改正について答弁申し上げます。

稲わらの野焼き煙害は、市民の生活環境の悪化、健康被害、さらには交通障害を招くおそれがあり、今後さらなる対策を講じていかなければならないと考えております。市の公害防止条例には、燃焼不適物の焼却禁止の条項がありますが、工場、事業所を対象としたもので、農林業を営む上で発生するわらやもみ殻、リンゴ畑の刈り払い枝の焼却禁止を想定したものではありません。これまでもこの条例を改正し、罰則をも盛り込んで規制するということの検討も続けてまいりました。しかし、稲わらの煙は行政区域だけにとどまるものではなく、風に乗って往来することから、当市のみ規制を強化しても抜本的に実効性のあるものにはならないものと考えております。先月24日、県庁において県及び津軽地域市町村の環境部局と農林部局が集まり、津軽地域のわら焼き防止対策に係る環境・農林合同会議が開催され、わら焼き対策について積極的に取り組んでいくという結論に達しております。

市としては、稲わらの堆肥化、畜産用飼料とするなど、有効利用を図る受け皿の強化や、広域的に統一した規制が実効性のあるものと考えておりますので、県公害防止条例の規制の強化、または新たな県条例の制定を求めてまいりたいと考えております。また、関係機関と連携を図り、広報やホームページ等を介し、より一層農家に対し、稲わらの野焼きをしないよう協力を求めていく考えであります。

○副議長（野呂國四郎） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） それでは、公立病院改革プランを作成するに当たり、住民説明会等を開催するののかについて御答弁いたします。

総務省は、平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを公表し、その中で多くの公立病院が直面している経営の悪化と医師不足等による医療機能の低下により、その地域で担うべき医療の提供に支障が生じてきていることから、必要な医療機能を整備するとともに、経営の改革を進め、持続可能な公立病院を築き上げることを目的として、公立病院改革プランを策定するよう求めています。

当院では、昨年度多額の赤字が発生し、早急な経営改善が必要となったことから、昨年4月には経営改善委員会を設置し、職員の協力のもと収支の改善を進めながら、改革プランにおける経営の効率化に努めてきたところであります。また、ことし1月には公立病院改革プランの策定及び病院の透明性、健全性を確保するため、市附属機関として外部委員6名から成る五所川原市立西北中央病院運営委員会を設置したところであります。改革プラン策定に当たっては、現在まで2回の運営委員会を開催し、御審議いただいているところでありますが、今後県の御指導を仰ぎながら3月末に委員会を開催し、最終的なプランを決定していただくことにしております。

議員御質問の改革プランにおける住民の合意形成及び住民説明会については、委員を外部からお願いしているということと、時間的な制約もあることから、当運営委員会の審議に付することでこれにかえたいと存じておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 何点か2回目の質問と要望を行いたいと思います。

まず、新年度の予算編成での公のお金の使い方の関係ですけれども、市長からは的確な御答弁をいただき、ありがとうございます。といいますのは、昨年までと違いまして、非常に医療、福祉の関係での手当てが私は新年度予算では進んだと評価をしております。とりわけ繰出金の取り扱い、普通会計から事業会計への繰出金の取り扱いについては、非常に市の担当職員の方を含めまして努力をされてきた成果が新年度予算に出ているのではないかと、そのように考えているところでございます。

ただ、今回の新年度予算の財政方針でも示されているとは思いますが、既存のインフラの維持管理に力を入れて、長期にわたって活用する施策に転換をこの際きちんとしていかなければ、また新たに投資的経費的な箱物をつくることが復活すれば、たちまち財政は厳しいものになると思います。投資的経費をふやすより、維持補修費を充実させる政策が新年度予算では基本的な考え方としても打ち出されていると思いますが、ぜひその考え方を推し進めていただきたいと思います。具体的には、

予算委員会もございますので、既存の、既設の公共施設の耐用年数と補修の経費の見込み、バランスシートでは有形固定資産の耐用年数表もあると思いますので、具体的にはそちらで議論をさせていただきたいと思います。

それから、オルテンシアの活用につきましても、的確な御答弁を教育長のほうからいただきまして、ありがとうございます。私もオルテンシアの館内の協力をいただきまして、平成6年にオルテンシアが建設をされて以降15年間、そのうちの13年分の自主事業の活用状況をつくっていただき、分析をさせていただきました。その内容を見ますと、入場者数と席がどれだけ埋まったかという、そういうところで市民の関心度を見てみますと、この15年間のうちで集めた資料は13年分でありますけども、2万9,296人の方がオルテンシアの自主事業に参加をされて、そのいすの占める割合に対する利用率といえますか、それは69.3%ということで、7割は埋まっているわけであります。しかし、ここ数年、とりわけ新たに4月からの指定管理者に選定をされている方が責任者であった時代には、ほぼ利用率でいきますと9割を超える高率な利用状況が続いているという評価ができる状態にもなっているところでございます。

ただ、しかし残念ながら、オルテンシアという大変すばらしい施設の活用で、文化芸術を相当に意識をされたのは、初年度及び数年の間でありまして、さまざまな日本を代表するフィルハーモニーですとか、プラハの少年少女の合唱団のコンサートですとか、スペインのフラメンコですとか、モーツアルティアーナのシンフォニーですとか、さまざまな企画が行われているんですけども、軒並みそれらの利用率は低いと、ワーストファイブに入ってくると。そういう総括があって、文化芸術からだんだん少し視点がずれてきて、どちらかといいますと娯楽の要素で市民にどれだけ来ていただけるかという形に推移をしてきたような気もいたしております。近年の非常に利用率が高い企画を見ますと、南こうせつコンサート、「マディソン郡の橋」、フォーク・フレンドシップですか、それとかMr. マリックの手品ですか、それとグレンミラーオーケストラだとか、こういう傾向について、ぜひ教育委員会のほうでも再度オルテンシアのこれまでの活用状況を総括をされまして、その上で既に教育長から御答弁ありましたけども、積極的な自主文化事業へのかかわりに努力をしていただきたいなど。

そういう意味では、一部事務組合の時代から学芸員の配置がなかったようでもありますけども、やはり文化芸術事業を啓蒙的に、しかも公的な資金を使って活性化をさせていくためにはかなり専門性が要求されると思いますので、指定管理者制度との関係もありますけども、ぜひ総合的に学芸員等の配置などについても今後の検討課題にさせていただければありがたいなど、こういうふう考えております。

それから、改革プランの関係なんですけども、事情は理解をいたしますが、しかしやはり住民の目線からいきますとなかなか、ああ、そうですかとはなりづらいと。そういう意味では、西北五地域医療研究会がせっかく2月7日にやったフォーラム、ぜひ継続をしてほしいという要望もその際ありましたので、そうした機関と市も積極的に連携をとって、少しでも住民との合意形成を図れるように努力をしていただきたいと思います。

それから、生活保護に関してでありますけども、これは質問をいたします。保護率の高さの地域差に着目をしますと、都道府県で保護率が高いのは青森、北海道、東京、大阪、福岡、沖縄等であり、このうち青森、北海道、沖縄は地域経済が活発でない地域と指摘をされています。しかし、青森県は東北地方の中でも突出して保護率が高く、県内でも当市の保護率が極めて高い状態になっています。保護率の高低は、経済状態のほかにも1世帯当たりの世帯員数や住民性、住民の意識のありようなど、さまざまな要因が絡んでいるものと考えられますけども、私はその要因の中で大きな意味での公費負担として、市民の生活を支える他の生活関連制度が十分に当市では機能していないことが保護率を高める結果となっているのではないかと考えています。

これは、以前多重債務の問題でも生活困窮者の生活再建を目的とした多重債務、社会保障などに関する専門性の高い市民相談窓口の創設をお願いをしておりますけども、やはりここら辺の改善が生活保護の保護率の低下とも絡むんだらうと思います。そして、最も大事にしくなくちゃいけないと思うものは、生活困窮者を対象とする無利息、無保証の公的融資制度を市単独で整備、充実する検討に入っただけであれば、非常に全体に大きな波及効果が出てくるというふうに考えていますので、検討を含めて再質問をいたしたいと思います。

それから最後に、これも質問になりますけども、稲わらの野焼きの関係でありますけども、これ実は前回質問いたしたときにも、平成18年度に青森県環境保健センターが稲わら焼き焼却時の調査を2006年10月16日から19日、五所川原三中で行っているんです。稲わらを焼いたときの調査と、大気汚染常時監視調査、これは1カ月間やって、焼いたときの調査は2006年10月16日から19日、三中で行っているんですけども、そのときに焼いているときと焼いていないときの比較で、ベンゾピレンやアルデヒド類、粉じん濃度が上がっているデータがきちんと出ているわけです。そういうことからいまして、詰めなくてはいけない課題は多いかと思いますが、被害が出ているわけですので、実効ある規制について再度民生部長の決意をお願いをして、以上要望と質問といたします。

○副議長（野呂國四郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 生活保護制度の関係でございます。議員から御提案のありました公的融資制度につきましては、財源の確保とあわせ、その可能性等を検討してまいりたいと思います。

また、生活保護世帯の推移を見ますと、当市の場合、被保護世帯、被保護人員とも年々増加の傾向でございます。先ほども申し上げましたとおり、近隣市町村の患者が外来通院のため当市に転入するケースが多く、就労先が少ない厳しい雇用情勢とあわせて、当市の保護率上昇の一因になっているものと認識しております。今後は、生活保護制度の実施に当たり、漏給防止、濫給防止には特に配慮し、より適正な実施に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 稲わらの件でございますが、農林サイドで近年稲わらをなくすための運動をかなり行ってきており、数年前に比べますとかなり煙も減ったものというふうに考えてございます。今後とも農林サイドと詰めまして、いかに稲わらの煙をなくするか、検討していきたいと思っております。

それから、先ほども言いましたように、先月24日に県とそれから津軽地域の環境部と農林部の会議がございまして、目的は一緒でございまして、いかにわら焼き対策を積極的に進めていくかという結論に達してございます。これらの会も利用いたしまして、近隣市町村並びに県と連携をとりまして、稲わらの規制まで、まだ本当に検討中ではございますが、市民の健康の害にならないように、健康障害を起こさないように、交通事故等ないように連携を密にして、なるべく早い機会に結論を出してまいりたいと考えてございます。

よろしくをお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） 議員言われましたとおり、先日西北五地域医療フォーラムがエルムショッピングセンターで開催されましたが、今後も主催者側においては、他の場所においても開催していく予定としておりますことから、病院としても引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

次に、1番花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

日本共産党の花田進です。一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、今議会に予算書だけでなく、当初予算概要説明書や一般会計歳出予算事業別明細書などの補足資料を提出いただき、ありがとうございました。これまで予算の説明資料をお願いしてきたところではありますが、資料作成に当たった職員に厚くお礼を申し上げます。今後ともよりわかりやすい提示方法の検討も含め、継続をお願いいたします。

質問の第1は、財政についてであります。今年度の当初予算の財政規模は、一般会計予算が273億円、国民健康保険や介護保険などの特別会計が164億円、水道や病院などの企業会計が100億円余りで、合計537億円になります。重複部分を考慮すると、実際には500億円程度の予算規模ではないかと推察されます。我々議員は、この予算案に重大な責務を負っているわけであり、議会初日に市長は、平成21年度施政方針を述べられ、その中で今年度の重点事業等について説明されていましたが、今年度市長が職員とともに知恵を絞り、市が独自に取り組む事業やサービスにはどのようなものがあるかお伺いいたします。

財政健全化指標の中で実質公債費比率を下げるのが当市の大きな課題であることはこれまでも申し上げてきたとおりであります。実質公債費比率は、毎年の借金の元金及び利息の返済額がどれだけあるかを示すもので、この比率を下げるためにこれまで約50億円の市の借金である市債の借りかえなどにより、利払い負担を減少するなど行ってきましたが、一番重要なことは計画的な借金をするということでもあります。平成21年度の当初予算の市債額は、市債の借りかえを除くと35億円余りであります。しかし、この金額は平成20年3月時点では22億円と、9月時点では31億円と計画を発表しておりました。計画を変更するたびに、この借金額が大きくなっております。このように計画以上に市債が膨らんでいくと、やがては実質公債費比率を引き上げることとなります。財政健全化計画では、平成23年までの指標しか示されていませんので、今回の借り入れの拡大による実質公債費比率の影響はそれ以降に反映され、我々議員がチェックすることはできません。今回の市債の増加は、借金の残高に関連する将来負担比率を引き上げています。平成23年度の予測値は、これまで165%となっておりましたが、今回の予測値では約37%もふえ、202%になっています。今回どのような要因で当初計画より市債の発行額が膨らんだのかお伺いします。

第2の質問は、介護保険についてであります。介護保険制度は、2004年4月に始まり、10年目を迎えます。家族介護から社会で支える介護へという当初の看板は大きく色ざめ、保険あって介護なしと批判されています。痛ましい介護心中や介護殺人が判明している

だけで、この10年間に350件発生、負担はふえるが、介護制限、規制の強化、介護従事者のきつい労働や低賃金など課題が山積みされています。各自治体では、このような課題を解決するために独自の取り組みも行われております。川崎市では、薬剤師会や司法書士支部、鍼灸マッサージ師会などと協力して、お店や事業所で相談を受け付けるまちかど介護相談窓口を設置しています。渋谷区では、保険料の9段階制などで、非課税納税者の保険料の軽減や市独自の上乗せサービスを実施しております。現在第4期の介護保険事業計画を策定していますが、当市の2006年から行われた3年間の第3次計画での特徴的な対応及びこの4月から始まる新計画の特徴についてお知らせください。

次に、介護保険料の長期的な見通しについてお伺いします。第1号被保険者の全国の月額平均保険料は、当初2,911円でしたが、2期では3,293円、3期では4,090円と負担がどんどん増しております。当市では、3期の基準保険料は月額5,000円と全国に比べても高く、特に市浦地区の住民は2期に比べ月額1,300円も負担増になりました。さらに、来年から始まる第4期計画では月額5,400円の提案が示され、さらなる負担が予定されています。このような負担増は、小泉内閣から続いている構造改革路線のもとで、国庫負担率が引き下げられてきたことが大きな要因ではありますが、全国的には基金の活用などにより、引き下げを実施する自治体も少なくないと聞いております。介護保険料の長期的な見通しについてお聞きします。

第3番目の問題は、西北中央病院についてであります。昨年6月議会で総務省が求めている公立病院改革プランについて質問させていただきましたが、このたび改革プランの概要が示されました。この改革プランについては、この2月20日に衆議院予算委員会で日本共産党の高橋議員が質問しております。その中で明らかになったことは、この改革プランは公立病院に押しつけているのではなく、技術的な指針にすぎないということと、経常収支には一般会計からの繰り出しを得て100%を実現すればいいのだということとを鳩山大臣も認めているということです。今回の西北中央病院の改革プランは、総務省向けの有利な計画になっていないかという危惧を感じているわけであります。

病床利用率については、以前の中核病院マスタープランで92%と驚異的な目標値を示し、批判を浴びたところですが、今回は72%と実情に合った目標となっております。しかし、医業収支比率は23年度以降、経常収支比率は平成22年度以降100%以上の目標値を設定しています。本当に実現可能な目標でしょうか。また、職員給与費比率は、現状では49%余りですが、一般的には50%を下回っていると優良指標とされているのに、目標年次にはさらに低下させ46.5%に設定しています。

そこで質問ですが、医業収支比率や経常収支比率には総務大臣も認めている一般会計

からの繰り入れが想定された指標となっているのでしょうか。その場合、どのくらいの金額を想定しているのかお伺いします。

次に、医師確保についてお伺いします。医師不足が進行する中であって、この課題は住民にとっても病院にとっても第一義的な重大な課題と考えます。このプランでは、このことが全然見えてきません。医師派遣をお願いしている弘大病院ですが、新年度から24時間体制の救急救命センターを設置して、新たに14名の医師が必要と聞き及んでおります。その影響が当病院にも及ぶことが危惧されるところです。また、新病院の役割に高度専門医療の充実がありますが、新病院が完成する前から現在の病院に脳血管疾患や心疾患に対応できる医療体制を築くことは医師確保にとって必要と考えますが、いかがでしょうか。

4番目の質問は、市の災害、事故対応についてです。先般富士見団地10号棟で過電圧事故が発生し、家電製品が壊れ、使われなくなるという事故が発生しました。この事故の原因、被害内容、今後の対応等についてお伺いします。

この事故については、私も被害者の方に被害状況などをお聞きしましたが、新しい冷蔵庫が壊れ、中の食品が食べれなくなったとか、3台あるストーブが壊れ、寒さに耐えていたなど、生活に大きな支障を来していました。当面主要な機器は、事故後四、五日後にレンタルで対応していますが、例えば電話の壊れた高齢者は、レンタル電話が来ても、これまでの短縮ダイヤルが使えなくて苦勞するなど不自由を感じています。同時期に発生した台風並みの暴風雪による停電事故と重なりましたが、今回の事故は自然災害によるものではなく、全面的に市の責任を認めているわけですから、被害者世帯に見舞金などを支給するなど、市の誠意ある態度を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

今回起きた事故や暴風雨による長期の停電などでは、高齢世帯が最も被害をこうむるわけであります。地域によっては、役場の職員がひとり暮らしの高齢者を個別に訪問、安否や健康状態を確認したり、公共施設で利用して宿泊場所や夕食などを提供したことが報道されました。当市では、生活保護の高齢世帯などに対して、どのような対応をしたのかお伺いします。

以上、壇上からの質問とします。御答弁をよろしくお願ひします。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員にお答えいたします。

平成21年度の予算編成に当たっては、事業目的の明確化、市が行うべきサービスの範囲を再確認することによる事業の厳選、既存施設の耐震補強や改修の優先等、限られた

財源の中で最大限の効果が発揮できるよう、施策の重点化を基本方針としております。こうした方針のもと、平成21年度予算の特色として、この地域に住むということに対し、安心を享受できるよう、西北中央病院、公立金木病院及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し強化、防災無線の統合、洪水ハザードマップの作成、妊婦委託健康診査事業を現在の5回から14回に拡充するなどの施策に特に重点を置いたところです。

このほか平成21年度の新規事業といたしましては、住宅関連では市営住宅の活用手段の明確化を図ることを目的とした住生活基本計画及び公営住宅ストック総合計画の策定、学校関連では長橋、羽野木沢、東小学校の3校を統合し、東峰小学校の開校準備、中央小学校、第三中学校、市浦中学校の校舎及び体育館の耐震事業、市浦小学校グラウンド整備事業を実施いたします。

基幹産業である農林水産業につきましては、市場評価が高い菊の新規有望品種である精一世の確立を図るための花卉産地生産強化実践事業費補助金の交付事業や、赤堀地区における基幹水利施設の機能維持と安全確保のためのかんがい排水事業についても新たに実施いたします。

これら市民生活に密着した施策に加え、地域振興施策として、平成21年度は太宰治の生誕100年を迎えることから、昨年度に引き続き走れメロスマラソンを開催するとともに、21世紀太宰文学の魅力と津軽の再発見をテーマとしたフォーラムを開催するなど、本市を太宰のふるさととして大きくPRし、観光振興にもつなげてまいります。

加えて、立佞武多の館の映像音響照明機器の更新、平成22年度の夏祭り参加をめぐとした大型太鼓の製作にも着手し、夏祭りへのさらなる誘客を図ります。このほか基金運用益を地域住民の連帯強化、または地域振興施策等に役立てることを目的とし、合併特例債を活用した地域振興基金を設置するなど、本市公共福祉の向上と地域活性化への基盤づくりに配慮した予算編成としております。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 財政運営計画の計画値と見込み値の乖離について、特に23年度の将来負担比率の増加した理由についてお答えします。

財政健全化計画は、財政再建団体への転落回避を最優先とし、収支均衡のとれた財政運営を行うことを目的として、平成19年2月に策定した計画であります。進捗状況においては、計画値と実績見込み値に乖離が生じているところであり、これは、地方交付税の増、ふるさと交流圏民センター一部事務組合解散による当該組合予算の実質編入等、計画策定当時と状況が変化してきているためであります。

公債費については、平成19年度から平成21年度で大きく数値が乖離しておりますが、

これもふるさと交流圏民センターの公債費が編入されたこと、公債費抑制のための低利率資金への借換債の発行等を実施したためであり、借換債等を除くと公債費はほぼ計画値と同値になります。ただし、平成21年度から平成23年度の市債発行額については、前述の借換債のほか、普通交付税の振りかえである臨時財政対策債が平成20年度比で約3億5,200万円増となったこと、地域振興基金積立金の財源として平成21年度及び平成22年度4億7,500万円、平成23年度9億5,000万円を見込んだことのほか、平成21年度においては平成20年度からの繰越明許財源として市債を4億3,640万円見込んでいることなどが計画値と実績見込み値との乖離要因となっております。

次に、将来負担比率について、議員各位にお配りしている財政運営計画進捗状況において、将来負担比率の数値を御報告しているとおり、市債残高の減少と臨時財政対策債の増加による算定式の分母となる標準財政規模の増により、将来負担比率は平成22年度まで減少する見込みであります。平成23年度では一転して増加となっております。これは、一部事務組合等への地方債残高に対する負担見込みが増加するためであり、具体的にはし尿処理場の建設を進めている西北五環境整備事務組合と中核病院の建設を進めているつがる西北五広域連合への負担見込額が大きく影響しております。西北五環境整備事務組合は平成23年度、つがる西北五広域連合は平成25年度が市債残高のピークであり、最も将来負担比率に影響を及ぼす年度ではあります。両年度においても早期健全化基準である指標数値350には至らないと見込んでおります。平成23年度から平成25年度までは増加となるものの、臨時財政対策債を含む実質地方交付税が平成21年度と同様の推移を保った場合においては、平成26年度以降は減少傾向に転じるものと考えております。

以上です。

○副議長（野呂國四郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 当市の介護保険事業の特徴と課題についてお答えいたします。

当市の介護保険事業の特徴といたしましては、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるように、地域密着型サービスの整備を行っておりますが、グループホームが市内に23カ所、37ユニット、定員総数が331人で、人口規模では全国的に見ても整備数が多いこととあります。他市から転居して入所したいという旨の問い合わせが多くあると聞いております。他市の状況は、十和田市が8カ所、むつ市が7カ所、黒石市が6カ所などとなっております。また、増大する給付費の抑制策として、利用者が真に必要とするサービスを適正に提供するために、平成21年度から介護給付費適正化事業を実施することとしているほか、元気な高齢者への介護予防事業として、ザ・ごしょがわら元気教室

を実施しており、今年度は2月末で22回実施、参加人数は延べ491人となっております。また、高齢者の生きがいづくりと生涯学習の場として、五所川原地区の北辰大学を初め、金木地区のひばの樹大学、市浦地区の寿大学を開催しており、今年度は全体で22回開催、参加人数は延べ2,239人となっております。

課題としましては、高齢化率が高くなる中、介護給付費の増大が見込まれることでもあります。当市では、第1号被保険者の保険料の所得段階は6段階設定としておりますが、基準となる第4段階より低所得者層となる第1段階から第3段階までの割合が44.1%と県内10市の中で最も高い割合となっております。これからの保険料徴収率に影響が出てくることも懸念されます。今後介護予防の推進や在宅における介護支援のさらなる充実、利用者に対して真に必要なサービス提供ができる介護給付費の適正化を図ることが必要になってくるものと考えております。

次に、介護保険についての第4期計画の特徴的な支援策についてお答えいたします。第4期介護保険事業計画は、第3期介護保険事業計画を継承し、団塊の世代がすべて65歳を迎える平成26年度までの中間的な位置づけであります。その中で前期計画になかった支援策として、小規模多機能型居宅介護を見込んでございます。小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスの一つで、主に認知症高齢者が今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、通いを中心に訪問、泊まりの3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なくサービスを提供できるのがその大きな特徴であります。

次に、介護保険料の長期的な見通しについてお答えいたします。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、第4期介護保険事業計画の推計による平成21年度から23年度までの3年間に提供される介護サービスの費用見込みに基づき、保険料の基準額が決まります。第3期の介護サービス見込額は135億1,100万円、第4期の見込額は155億2,600万円と約15%伸びております。今後も高齢化率が上昇傾向にあることから、丁寧なサービス提供をしていくほど介護サービス見込額はふえていくものと推測しております。また、施設入居者につきましても、これまでの利用者の重度化が段階的に進むことにより、微増傾向を示すものと思っております。

最後に、災害時の高齢者世帯への対応についてお答えいたします。福祉部としての対応ですが、保護福祉課が各ケースワーカー担当の被生活保護者の高齢者及びひとり暮らしの安否確認を行うこととしております。また、民生委員、児童委員が担当地区の高齢者及び手助けを必要としている方の安否確認を行うこととしております。現在民生委員、児童委員が担当地区に居住し、災害弱者と言われている高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護3以上の方、いわゆる災害時要援護者等の把握に努め

ており、年度内にはその名簿を完成すべく作業を進めているところであります。その名簿をもとに各町内会の役員、民生委員、ほのぼの交流協力員等で役割分担をし、地域ぐるみでの防災体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 富士見団地の家電事故について2点御質問ございました。まず初めに、富士見団地市営住宅10号棟の過電圧による家電製品及び照明器具の被害状況についてお答えいたします。

去る2月21日午後1時ごろ、同棟にお住まいの住居者16世帯にメインブレーカー内中性線の接触部分の腐食による接触不良により、100ボルトを超える過電圧がかかり、9世帯の家電製品及び照明器具等が故障する事故が発生いたしました。故障した入居者所有の主な家電製品は、テレビ7台、ストーブ10台、冷蔵庫8台、電子レンジ3台、洗濯機2台、エアコン2台等、合計47台であり、照明器具については居間及び和室の計6個が故障しております。また、市所有の家電製品については、ガス給湯器8台が故障し、照明器具については玄関、トイレ、脱衣所、台所、サンルームに設置している7個が故障しました。合わせて家電製品等55台、照明器具13台、合計68台が故障したものであります。

次に、過電圧事故の今後の対策についてお答えします。故障した68台の家電製品や照明器具等については、その修理費を市が全額負担することで被害のあった9世帯の入居者の皆様へ説明し、御理解をいただき、修理が可能かどうかについて調査を依頼しているところであります。また、故障した家電製品の中で特に日常生活に必要不可欠な家電製品については、テレビ5台、ストーブ4台、冷蔵庫7台、洗濯機2台など計22台を家電製品の修理が終わるまで希望した8世帯に貸し出しし、それにかかる費用についても市が全額負担することとし、今後も誠意ある対応をとらせていただきます。

入居者の皆様には御不便をおかけし、おわび申し上げますとともに、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（野呂國四郎） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） まず、繰出金について御答弁いたします。

国において一般会計が病院会計へ繰り出す繰出金の基準が定められており、その主なものは救急医療の確保に要する経費、高度医療に要する経費、病院の建設改良に要する経費の一部及びその他周産期医療、小児科医療等に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額等でございます。

当院における経営収支につきましては、前年度の赤字額約8億円に比べ、今年度は2億円程度まで圧縮できる見込みとなったことから、今後とも平成22年度の黒字化及び平成24年度の不良債務解消に向けて、職員一丸となってさらなる経営改善に努力してまいり所存でございます。なお、繰出金につきましては、西北中央病院改革プランで示されている額で毎年度繰り出していただける予定となっております。

次に、医師確保について御答弁いたします。高度医療と期待される脳神経外科、心臓血管外科の状況であります。西北中央病院には脳神経外科があり、弘前大学から週3回応援医師が来院し、診察を行っておりますが、医師の絶対数が少ない現状では、心臓血管外科医も含め、中核病院開院前の常勤医の確保は非常に困難な状況と思われまます。しかしながら、これまでも機会あるごとに医師派遣を要請してきておりますが、弘前大学においても、つがる西北五広域連合で進めている病院の機能再編成に対しまして、優先的に医師を派遣したいとの意向をいただいているところであり、大変心強く感じているところであります。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 1番。

○1番（花田 進議員） どうも御答弁ありがとうございました。市長に市独自のという予算をお聞きしたんですが、ほとんど市政演説と井上議員の回答の域を出ない範囲でしたが、私が予算書を見ている限りでは、3月補正でこれまで渋ってきた国保財政の1億3,000万円の繰り入れを実現しているとか、乳幼児医療費のまだ還付方式であります、いつも来なくてもいいように自動還付方式を実施するための事務費が計上されているとかあったので、その辺をおっしゃってくれるのかと思いましたが、ちょっと方向が狂いました。

それで、私市長にお願いしたいことは、この施政方針演説も今の回答もほとんどが一般会計に対して回答しているわけです。私が壇上から言ったように、五所川原の今の議会が責任を持つべき予算は500億円あるわけですから、それをやっぱりそういう立場で市長がこれから来年含めて、来年はまだ議会があって、その次改選ですので、幅広い新規事業を展開するというのが本来あるべきだと思っております。例えば水道事業であれば、配管工事を実施しているわけです。ほとんどだれも報告されないからわからないとか、やっぱり幅広い、500億円に対して新しい事業は何かという視点で答えて、そして常にそういう発想で市政を行うということが私は重要だと思っております。市長、その辺いかがかということが1つと。

もう一点は、市長にぜひお答え願いたいんですが、現在新規の箱物は抑制するという

通達のもとに予算が組まれているわけですが、せっかく約70億円投資した大町の区画整理を生かすためにも、あそこに新規に市の建物というのは今のところ私が知る限りでは計画されていないわけですが、立佞武多の近くに地元の農産物だとか水産物、それから干しもちだとか、漬け物だとか、そういう加工品なり五所川原の特産物なり、そういうものを一気に集めた、五所川原だけでなくでもいいと思うんですが、この周辺のものを集めたそういう建物を建てて、五所川原を活性化していくという、そのくらいの積極的な、何も無駄なものを建てろと言っているわけじゃないので、今この経済が閉塞している中で農業活性化というときに、市職員が田植えを手伝いに行くわけにはいかないわけですので、多少わら焼き防止のために、わらは市の職員一生懸命になって汗流して集めています、やはりそういう外から来ても、五所川原の住民もシンボルと思えるような、そのくらいは今後考えていく価値は十二分にあるんじゃないかという気がしていますので、その辺をひとつ市長に心のほどをお願いしたいということと、財政のほうに合併特例債、あと何ぼ残っているのか。今回地域振興基金の話とか出ましたが、地域振興基金については予算委員会がありますので、そこでいろいろとお聞きしたいことがありますので、いずれにしても合併債として活用できる残高が今幾らあるのか、お答え願いたいというふうに思います。

次に、介護の問題ですが、財政的にはサービスが155億円、15%伸びるので、どうしても負担増にならざるを得ないという回答だったんですが、私は3期の事業を見てみますと、3期の中には2期で払い切れなかった、足りなかった部分を約1億4,000万円ほど債権として支払いを3年間かかってやってきたわけです。4期にはその支出はなくなるわけですし、それから4期の認定者の数を見ましたら、大体100人未満がほとんどなんです。50人とか60人が1年間に新規に認定されていくんですが、21年度以降は、特に21年度多いんですが、245人も認定するということが計画、費用計算が行われているわけです。本当にあり得るのかと。それだけ認定されていくということは、高齢者にとってもいいことではあります、実際はこの不景気の中で利用すると1割の保険料取られるということで、申請出さない方も多いわけですので、予定どおり私はなかなかいいんじゃないかという気がしまして、本当に今上げなくても、それから基金も豊富ではありませんが、若干はあるわけです。四、五千万円基金はあるわけですので、4期を堪え忍ぶという方向がやっぱり私はあるべきだったのではないかというふうに思っていましたので、今御答弁できればその辺よろしくをお願いします。

あと、介護の質問初めてなんで、本も読んでいろんなこととして、介護に携わっている人にも聞き取りしましたが、介護基準というのはかなり厳しいわけですね。例えば病

院に行った後にスーパーに行って、納豆買ったり豆腐買うというのは禁止されているわけですが、けれども、実際は禁止されているので、そういうサービスしましたということとはだれも書かないわけです。そういう禁止されていることは書かないで、介護者のニーズに対応しているというのが今の実際の現状で苦勞しているというお話もありました。また、介護している人というのは、皆さん低賃金、低賃金って言いますが、実際はきのうもRABに入っていました、全国平均で13万円ぐらいだという報道されているわけです。私の聞いた人は、11万円ちょっとだというわけです。それが手取りだと。そして、自分の職場では、3年いるけど、3年前から残っている人は2人しかいないと。ほとんど七、八割がやめてしまうという状況が今の介護の状況ですので、平山議員の答弁にもありましたが、今回従事者の賃金引き上げに向けた交付措置がなされているわけで、ぜひ私は単に経営者の経営判断というだけじゃなくて、市がやっぱりそういう働きかけをして、十分な有能な介護者を確保していくということは、市にとっても重要なことだと考えております。

そして、一番重要なのは、どうもこの介護というのはまだちゃんとわからないわけです。厚生省も1998年でしたか、法を決めて2000年から実施しているわけで、そのまま走ってきているわけで、やっぱり五所川原の介護をどうするべきかということについては、例えば介護保険事業所が65ぐらいあります。そういう人たち、そこにいる職員、それからいろんな介護に関心ある方を集めて、懇談会というのを年に何回か開いて、意見を聞いていくという、そういう姿勢というのが今必要なんじゃないかと思うんですが、私何度も市長に、市長の公約であったんだと、一番最後に市民の意見を聞いた市政をしますという公約しながら、なかなか開かれた意見を聞く場所がないと。例えば中核病院の関係、西北病院の関係で、私も井上さんも市として、または連合として説明会を開催すべきだと言っても、なかなか腰を上げないとかあるんですが、やっぱりそういう姿勢は改めていただいて、ぜひ介護の問題、大変重要なわけですし、ここは意外と五所川原がいい介護制度に成長すれば、大きな雇用関係をつくるという機会にもなっていくわけです。今秋田県は、県を挙げて介護士を養成するためにいろんな制度をつくっているわけです。そういうことから考えると、とりあえずは介護関係者の懇談会をつくって、現状がどうなっているのかということ把握し、それを受けて市長及び職員がどういう行政をするべきかということがやっぱり見えてくると思うんです。例えば先ほど挙げた川崎市のまちかど介護相談室、ほとんど印刷費とちょっとした会議費をかければ可能です。そのかわり市民参加が前提になるわけです。そういう業者に対して研修会をやって、至るところに五所川原の困ったことあったら、そこで一応の窓口として、聞いて、それが

介護支援センターとかいろんなところにつながっていく、またグループホームにつながっていくということになっていくわけですので、お金がなくてもやれる市の仕事というのは、結構なくても、ゼロではだめですが、多少の範囲で、3億円のエルムの株売らないと600万円収入あったわけですから、かなり使えたわけで、今度20億円ためて利ざやを稼ぐでしょうが、そういうものも含めて考えていただければというふうに思っております。

病院の問題ですが、プランできた後、一つだけどういうふうに、そのプランには運営委員会からの意見で終わるとなっていますが、プランの中身の宣伝をどうするつもりか。

それから、富士見団地の事故についてはぜひ見舞金、だって全く住んでいる人には責任なくて、不便かけて、新しいもの買うんだったら別で、修理しましたって、そこはやっぱり気持ちをどう表現するかということは、ぜひ今後検討していただきたいと思えます。

御答弁をお願いします。

○副議長（野呂國四郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員から特別会計、企業会計も含めて考えればどうかという御提案でございますが、確かに全体として500億円何がしの予算があるわけでございますが、特別会計、企業会計につきましては、それぞれの事業を目的とした会計でございますが、やはり一般会計が市の会計の基本になるもの、基幹になるものと考えておりますので、どうしても一般会計を中心に考えざるを得ないのかなと思っております。最近では、先ほども答弁をいたしました、一部事務組合での事業がさまざまございまして、その一部事務組合の負担金の兼ね合いなど一般会計のほうにかかわってくるのか、その辺も非常に大事なことでございしますので、それをトータルでひとつ考えてまいりたいと思っております。

あともう一つは、大町土地区画整理事業地区で当市の特産物なり農産物その他を販売するような店舗をつくってはどうかということかと思っておりますが、ただ大町地区の中には、利用できるような市の市有地はたしかないと思っております。ただ、私としてもあの中でそういうものがあればいいとは思っておりますが、今聞いている範囲の中では、幻の津軽そばを実際に手打ちでつくって、それを販売する店もできるということも聞いておりますし、希望としてはその中にやっぱり川倉のそば粉を使った、そういう実演と販売を兼ねたような店もあってもいいのかなという思いもございします。ただ、現実にはなかなか市の主体としてはちょっと難しい面もあるのかなと思っております。

ただ、今考えられますのは、5年後には西北中央病院も取り壊しになるわけござい

まして、その跡地の利用についてはまた議員各位と御相談しながら進めていく必要があるのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 合併特例債の発行可能残高についてお答えします。

起債発行可能残額としましては158億7,530万円となっております。しかし、これだけ発行可能額となっておりますが、発行してしまうとあつという間に財政健全化基準を上回ってしまいますので、あくまでも発行可能額ということであります。

なお、市債残高については、合併直後の平成17年3月末残高で454億6,656万8,000円でありまして、21年度末では415億46万4,000円と見込んでおり、年々建設事業費の抑制による市債借入額の抑制、元金ベースのプライマリーバランスの維持を図ってきたことによりまして、市債残高を減少させております。これについては、今後も引き続き減少させていかななくてはならないと考えております。

なお、先ほど予算の中で市長答弁もありましたが、特別会計、企業会計の一体となった説明するものがないということでしたが、このたび事前に議員の皆様にお配りしている当初予算概算説明書という中に、特別会計と企業会計も含めまして一体となった概要をこのたび作成しておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

○副議長（野呂國四郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 介護保険の御質問についてお答えいたします。

まず、保険料についてであります。自然増と介護報酬改定アップによりまして5,500円という試算が出ております。その分100円は介護報酬の特例交付金でもって賄うということで計画を組んでございます。先ほども説明申し上げましたように、初年度目が全額、2年度目が半額ということで、3年度目がなしということでありまして、その段階で基金を取り崩して使用することに予定してございます。

それから、借り入れした場合ですが、今回は平成26年までの計画の中間的位置づけということで、今回第4期で借り入れしますと第5期の保険料を試算する際に、それがはね返ってくるのが懸念されます。そういった意味からも、ぎりぎりの線で5,400円で御理解を賜りたいと思います。

それから、事業者間の意見交換等でございますが、グループホームにつきましては2カ月に1回事業所において推進会議を実施しております。また、ケアマネジャーを対象にした地域ケア会議も実施されております。それに加えて、21年度から介護給付費適正化事業というのを予定してございまして、その中で介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報提供と、介護サービス事業者間による連絡協議会を開催す

ることとしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 過電圧事故に対する見舞金の支給についてであります。入居者の皆さんに日常生活で御不便とならないよう、代替電化製品の手配、修繕の早急な手配など、できるだけ入居者の御負担を軽減するよう誠意をもって対処したいと思いますので、このたびの被害者の皆様にお見舞い金を支給することについては予定してございません。

どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（野呂國四郎） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） 改革プランの策定につきましては、五所川原市立西北中央病院運営委員会をお願いしておりますが、内容等につきましては市のホームページ等で公表してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（野呂國四郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時48分 散会

平成21年五所川原市議会第2回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成21年3月10日（火）午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

第1 一般質問

◎出席議員（28名）

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	5番 山田 善治 議員
6番 伊藤 永慈 議員	7番 吉岡 良浩 議員
8番 成田 和美 議員	9番 鳴海 初男 議員
10番 高杉 利彦 議員	11番 平山 秀直 議員
12番 木村 博 議員	13番 田中 賢一 議員
14番 山口 孝夫 議員	15番 松野 武司 議員
16番 寺田 武造 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三潟 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

◎欠席議員（2名）

4番 齊藤 一郎 議員	17番 古川 幸治 議員
-------------	--------------

◎説明のため出席した者（32名）

市 長	平山 誠敏
副 市 長	三上 裕行
総 務 部 長	宮崎 堅治

財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝 隆
經 濟 部 長	三 上 隆 一
建 設 部 長	白 戸 幸 博
金木総合支所長	中 野 博 勝
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院 事務局長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会計管理者	三 橋 俊 一
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委員長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事務局長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事務局長	笹 森 英 志
農業委員会 委員長	太 田 昭 市
農業委員会 事務局長	小田桐 宏 之
総 務 課 長	関 秀 三
人 事 課 長	佐 藤 方 信
企 画 課 長	岩 崎 明 彦
財 政 課 長	佐 藤 明 子
健康推進課長	宮 崎 昌 子
介護福祉課長	田 中 馨
農林水産課長	工 藤 雄 三
商工観光課長	須 藤 一 正
土 木 課 長	菊 池 司

都市計画課長 松橋 洋

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高橋 満 直
次 長	岩川 静 子
議事係 長	竹内 拓 人
庶務係 長	飛鳥 順 一

◎開議宣告

- 副議長（野呂國四郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。
本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。
-

◎日程第1 一般質問

- 副議長（野呂國四郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第64条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。
また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、14番山口孝夫議員。

- 14番（山口孝夫議員） 一登壇一

おはようございます。通告に従い、誠風会を代表して第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

3月には卒業式、4月には入学式がありますが、一つの区切りを迎えるまで地に足をつけ、充実した経験を踏むことで得られる達成感を実感し、そしてまた大いなる夢と希望に邁進していく新鮮な旅立ちであるのかなと思います。夢と言えば、私の尊敬する人は、自分のことを夢見る夢男と呼んでいます。その人はこう言っています。私は、自分のことを夢見る夢男と呼んでいます。私には、途方もない夢を見る癖があります。果てしない夢を次から次へと見続け、その夢の中で事業を展開していくのです。その夢を直ちに実現しようとするわけではありません。ただ、頭の中で一生懸命夢を描き続け、想像し続けるのです。頭の中でのシミュレーションを来る日も来る日も続けるのです。そのようなプロセスを経て、夢は願望となっていきます。仕事を離れているときでも、私はこの願望を常に心に抱いています。まちを歩いていると、何か私の願望に関係のあるものが強い印象を伴って目に飛び込んできます。また、例えば込み合ったパーティーでの席で、夢を実現させるためにどうしても接触したい人物が部屋の向こうから私の注意を引きつけることもあります。もし私が強烈な願望を抱いていなければ、このようなものはただ通り過ぎていってしまったのかもしれない。すばらしいチャンスは、ごく平凡な情景の中に隠れています。それは、強烈な目標意識を持った人の目にしか映らないものなのです。目標を持たないうつろな目には、人生のどんなすばらしいチャンスも見えることはありません。3月議会は、2009年度の市民の夢を実現させるべく、市長と職員、そしてまた議員が一丸となってそのことを実現するための大事な一歩であると思

ます。

ところで、昨日の日経平均株価は7,086円でありました。2008年10月27日のバブル後の最安値7,162円90銭を下回り、26年5カ月ぶりの安値となったわけですが、日本経済の推進役でもある自動車産業、電気、コンピューター産業等が大変な危機を迎えており、経済状況がさらに一段と厳しくなってきました。このことは、我が五所川原市の誘致企業とも非常に関連性が高いことは言うまでもないことだと思っております。

そこで、第1点目は、誘致企業対策についてであります。まずは漆川工業団地病院建設予定地であった区画を含む企業誘致の動向についてお願いいたします。

次に、12月の定例会においても話ししましたが、計画地の予定地域の緩和について、農地と工業団地とを分けて考えられないか、県と交渉したのかをお聞かせください。

次に、現在ある誘致企業に対する市としての支援施策について、考えているのであればお聞かせください。

次に、雇用状況については、昨日平山秀直議員が質問したので、取り下げさせていただきます。

第2点目は、大町2丁目区画整理事業について、スタート年から事業終了までの年度ごとの予算と進捗率、そしてまた事業名についてお聞かせください。

次に、現在までのいろいろな状況の中で、今ある区画整理事業の姿に対しての市の評価と、今年度行われる太宰治生誕100年記念、そしてまた来年度開業となる新幹線に対しての大町区画整理事業の街並みはどのような姿になっているのか夢をお聞かせください。

次に、この事業に対し、このまちに来るであろう多くの一般市民、そしてまた観光客は何を目玉にして来るのかお聞かせください。

第3点目は、市政運営についてであります。日本の借金は938兆円、1世帯当たりの負担額は2,130万円、国民1人当たりになると741万円くらいになりますが、市の年間の一般会計、特別会計、各事業会計およそ500億円に対し、市の累積借金とも言うべき市債残高は幾らくらいなのか。また、金利に相当する公債費の額52億円の支出については、大変厳しいものがあると思います。その中で市の財政状況についてであります。中核病院建設や大町2丁目土地区画整理事業等の大規模事業等が財政に与える影響について、市当局の考え方をお聞かせ願います。

次に、事業見直しについて、12月の議会でも話ししましたが、市の行財政改革の中で20年度の事務事業分類結果集計表・一覧表、第4分類の休止または廃止となった、例えば種まきのお金、そしてまた青少年の健全育成、そしてまたいろいろなイベント等、件

数にしますと760件、金額にしますと6,000万円くらいです。予算カットした分に対し、1年を経た今、多くの市民から聞き及んだのか、また一般会計に計上したのかお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 山口議員の漆川工業団地における計画地の用途地域の緩和についてお答えいたします。

現在当市で操業中の誘致企業において、隣接する用地を取得したものの急激な経済情勢の変化による設備投資計画の変更や生産拠点を海外へ移行している状況にあることから、その未利用地を転売したい意向であること、また計画について現在未造成であるため、その用途地域を工業専用地域から工業地域等に変更し、建物の用途制限を緩和してもらいたい旨の要望があることについては承知いたしているところです。

御提言のとおり企業立地が思うように進まない中で、土地利用の流動化を図ることも一つの考え方ではありますが、市の施策として企業誘致を進めている以上、企業誘致を働きかけるためには立地の受け皿として工業団地が必要不可欠であり、雇用、経済効果の高い製造業を誘致する上で、工業専用地域であることは工業業務の利便増進を図る最適な用途地域と考えておりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。

○副議長（野呂國四郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 議員御質問の漆川工業団地病院建設予定地であった区画への企業誘致への動向についてお答えします。

中核病院予定地となっていた当該地は、工業専用地域で、かつ7.8ヘクタールの一団のまとまった土地であることから、数社の動きがあったところではありますが、御承知のとおりアメリカのサブプライムローン問題から、世界は100年に1度と言われる金融危機に置かれ、どの業種も大変厳しい出口の見えない大不況に見舞われている先行き不透明な状況であると認識しております。このことから、さきに引き合いのあった件については極めて厳しい経営状況にあるものと推察され、残念ながら期待できないものと受けとめているところでございます。このような状況ではありますが、各国でのその対策を講ずることとされており、いずれ景気回復するものと考えられますので、企業誘致については県及び関係機関との連携をより一層密にしながら企業動向に関する情報収集に努め、継続的な活動をより一層積極的に進めていくことが大事であると考えております。

次に、御質問の既存誘致企業に対する支援施策についてお答えします。既存立地企業

に対する支援につきましては、地域産業の波及効果や産業の動向に関する情報が得られるなど、企業誘致活動を推進する上で最も重要な取り組みの一つであると認識しているところであります。市といたしましては、機会をとらえては企業との情報交換を開催しており、この中で得られた企業活動を円滑に進める上で必要な環境整備については、個別案件ごとに関係課と検討の上、対応可能なものについてはできる限りの対応を心がけているところであります。御質問の誘致企業製品等の優遇的な取り扱いについては、県や他市町村の動向も調査しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の大町2丁目土地区画整理事業における目玉となるものは何かについてお答えします。大町2丁目地区土地区画整理事業は、市が当該地区に生活道路の整備や空間の創出など面的な都市基盤整備を行うとともに、商業者みずからが商業機能の更新、再編をすることにより、商業空間の再生を図るものであります。このことから、本事業の地権者等で組織されている大町2丁目まちづくり協議会により、平成19年に街路景観、建築概要及び環境整備等について地域関係者が取りまとめる任意のルールであるまちづくり協定が制定されたところであります。この協定についてでございますが、全体協定と通りグループごとの協定で構成されておりまして、当該協定が遵守されることにより地区全体の調和の中で個別街路の個性が発揮される街並みが形成されるものと期待しているところであります。

また、作家太宰治が疎開時に宿泊した土蔵を活用した集客施設整備に向けた動きがあることも伺っております。このことが立佞武多の館との連携により、地区全体の回遊性が高まり、各個店の活性化につながるものと受けとめているところであります。市といたしましては、商工会議所と連携しながら、これら商業者の取り組みが可能なところで支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 山口議員のほうから大町区画整理事業について2点御質問があったかと思えます。

まず1点目は、年度ごとの事業名と進捗率ということでございます。年度ごとの事業名と事業費については、平成16年度が7,400万円、これは都市再生土地区画整理事業であります。それから、17年度が2億円、これも都市再生土地区画整理事業で行っております。それから、18年度は8億8,000万円、これがまちづくり交付金事業であります。それから、平成19年度が12億1,600万円、同じくまちづくり交付金事業で行っております。それから、平成20年度が14億8,000万円、これもまちづくり交付金事業で行ってお

ります。この合計が38億5,000万円、進捗率で58.8%となっております。

現在建物移転補償に伴う建物の解体、都市基盤整備として道路築造や長年の懸案であります堰の改修を含めた下水道工事なども進められております。進捗率につきましては、事業費ベースでは平成20年度末で、先ほど申しましたように55.8%となります。また、今後は区画道路、下水道などの公共施設の整備をしながら仮換地先となる宅地の整備を進め、平成21年度以降は建物移転補償契約をされた方が随時建物を新築されるものと思っております。

次に、事業評価はということで御質問ありました。土地区画整理事業を実施することにより、拡幅整備された道路や電線の地中化、新設された広場、堰などの環境整備、さらには2度の大火に見舞われた町なかの建物については、用途地域、建築基準法に適合した準防火建築物、それから新耐震基準対応の建築物となることから、安心、安全なまちづくりが実現され、現在はもとより次世代に引き継ぐという意味においても大いに評価できるものと思っております。

以上です。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 中核病院建設や大町2丁目地区土地区画整理事業等の大規模事業が財政に与える影響についてお答えします。

現在市または市が構成団体となっている一部事務組合等が着手または着手予定の大規模事業として、主なものでは実施期間を平成16年度から平成25年度までを予定している総事業費約69億円の大町2丁目地区土地区画整理事業、西北五環境整備事務組合が事業主体であり、実施期間を平成20年度から平成23年度までと予定している総事業費約50億円の西北五汚泥再処理センター整備事業、つがる西北五広域連合が事業主体であり、実施期間を平成21年度から平成25年度までと予定している総事業費約171億円の中核病院建設事業がございます。

これらのほか、着手済み事業として五所川原第一中学校体育施設建設事業、さくら団地建設事業などの複数年にわたる大規模事業を実施しており、いずれも住民生活に直結した優先度の高い事業であります。こうした大規模事業は国庫補助金や市債を活用することで単年度での財政負担を軽減し、単年度収支への影響を最小限にとどめており、昨年度より施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についても、平成19年度決算においては早期健全化基準を下回ったところであります。

さらに、議員各位に御説明した財政運営計画の進捗状況では、大規模事業の事業計画も加味し、平成20年度決算見込み以降の財政状況についても推計しているところですが、

計画期間内である平成23年度までには、地方交付税が同水準で交付されるという前提はあるものの、健全化判断比率についても早期健全化基準を上回ることはないとしているところであります。なお、市債残高は平成19年度決算ベースで普通会計で427億円、21年度末の見込みでは415億円となっております。

次に、事務事業見直しの再考についてお答えします。当市においては、五所川原市行政改革大綱のもと、財政健全化計画に基づいて事務事業の見直しを行っており、すべての事務事業について必要性及び法令による義務づけの2つの視点から分類、再点検し、行政改革推進本部にて存廃等を決定しております。ほかの手段でも同じような効果が見込めるもの、必ずしも市が行う必要がないもの、事務事業として役割を終えたものなど、そういった事務事業については廃止等の決定をしております。したがって、それらのものをそのまま予算計上するということはございません。

また、休止とした事業については、行政改革推進本部で再度点検し、検証を図った後検討したいと考えております。また、それらの事業で緊急的に再考する必要がある場合においては、平成21年度予算から試行的に実施した事務事業の事前評価制度を活用して判断してまいりたいと考えております。

○副議長（野呂國四郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） まず、誘致企業についてお尋ねします。

誘致企業の中でもその中で漆川工業団地あるんですけども、2005年度の時点で県内9市町村の公社が抱える長期保有地の額は61億円あるんですけども、そのうち五所川原市の公社が抱える長期保有地の価格は幾らぐらいになるのかお知らせください。

次に、先ほど誘致企業に対する支援がないのかということでもありますけども、企業城下町に対して全国での取り組みはいろいろ報道されております。例えば滝沢村にあるパナソニック、そしてまた鳥取市の三洋電機、そしてまたトヨタ、日産とかとありますけれども、三菱自動車、そしてまた日立市とかあります。そんなところがやっぱり今こういう状況の中で、いろんな支援策をしているわけです。五所川原には、例えば大きいところだと東芝、日立とかとあるわけです。そんなところに対しての支援があるのかどうなのか聞いています、私は。というのは、例えば今現在来ている会社で言っても、例えばコールセンターやって200人の雇用したり、そしてまた過去には恐らく3,000人ぐらいの関連企業含めての人を雇っていたところもあるし、1,000人以上の人を雇い入れたところもあるわけです。そうしていながら、その社長とかと話ししますと、何も来ていないと言うんですよね。来たことは来たんですよ。でも、自分で今までいろんな都市を回ってきたけども、非常に冷たいとしゃべっておりました。誘致して来たん

ではないんです、自分たちで来たんですよ。お願いされて来たのと違って、自分たちでどうですかって来たんですよ。にもかかわらず、非常に冷たい、非常に冷たいまちだというふうなことを話ししておられました。私が言っているのは、私がここでしゃべったからやるとかでなくて、そういう問題でないと思うんです。例えばほかの県内でもありますよ。例えば三沢なんかでも、そういうところはきちっと何回となくそこの社長に会いに行ったりして雇用状況聞いたり、何かないとかという親密なあれがあるんですよ。ところが、五所川原は至って冷たい、どの企業に対しても。それで五所川原が若い人たちの職場を確保できるわけではないんですよ。やっぱりそんなところを考えると、ただ財政上どうこうのじゃなくて、もっとお金使わなくてもって、前にも言いましたけれども、お金使わなくても行って、何だかんだあれば、その中で新しく生まれるものがあるんです。そんなことをぜひ努力してもらいたいなと思っております。特に昨年度は優秀な商工課の課長さんと市長と従業員の確保のお願いに行ったそうでもありますけども、ただそれだけじゃなくて、もっと時間をかけて、1日一回りする、2日で一回りするということじゃなくて、もっと親密な関係を構築をしたならば、もっとそこから新しい企業の誘致も生まれてくるのではないかなという気がいたします。そこについて市長の御見解を求めたいと思います。

次に、大町2丁目ですけども、私から見ればようやく大町に、おれはやるんだという店が、あたかも心意気からすれば第1号店の自覚を持った店がついきのう、おとついでくらいですか、つい最近オープンしました。大変喜ばしいこととっております。前にテナントがあっても、自分のうちだけ建ててテナントを出したところもあります。この第1号店は、自分でやっていて、かつテナントを1店舗入れて一緒に頑張りましょうという、そういう気構えでいたことは、非常にこの大町の中では大変喜ばしいことだと思っております。

そういうことで、先ほど街並みがどうなるんだということでもありますけども、街並みがこうなるという絵はないんでしょうか。前にTMOでやった場合には、こうなるんだという絵はあったんですよ。その絵はどうなったのかなと。このまちは、絵がなくてもまちができるのかなと。じゃ、それにかわる何かがあるのかなということをお聞きしたいと思います。

次に、前にも市長にお願いして、私も協力するってお話ししましたけども、大正ロマンはどこに行ったのかなと。私も非常に関心があるものですから、できればそのことに対して一緒にやりたいなと思っている一人でもありますので、どうなったのかなと。市長はまちづくり協議会にそのことをしゃべるってありましたので、その後どうなったの

かなと。お聞かせ願えればと思います。

そしてまた、今でも聞く声なんですけども、店建たねんで自分の家だけ建っていいんだかって、壊したら何も建たねんでいいんだかという話聞かされますけども、先ほど建物の評価をして契約するってありますけども、ぜひそのときにも店を、店というか、そこにあるものをまた継続してやるようなことはしゃべっているんでしょうけども、ただこうしていれば結果として何ぼも建たなくなって終わってしまったときに、ああ、やっぱり失敗したんだかってなれば困りますので、そんなところひとつどういうふうになっているのかなと。契約の際にはどういうふうになっているのかなと、そこをお聞かせください。

次に、財政でありますけれども、経済状況がだんだん悪くなって、一般財源の収入の落ち込みの要素はないのか。それと、役所の職員の人たちは公債費比率、実質公債費比率20.7%ですか、20.6ですか、そういうふうに言うんですけども、例えば法人から見ると500億円の売り上げがあって427億円の借金があるといえば、大変な事態なんですよ。それは財政の仕組み、国からの地方交付税やいろいろなものが来てそうなるのでしょから、そうなんでしょうけども、一般市民としては一般会計、例えば250億円に対して市債が50億円あるという感じ方は、すごいこう、わっ、そう借金あるんだかという感じでもあるんですよ。そんなことについて、今回佐藤財政課長がすごい懇切丁寧なものを書いてくれました。本当に感謝申し上げます。そのことをやっぱり市の広報でわかりやすく市民に伝えてもらいたいなと思います。

そんなことで、第2回目の質問を終わります。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） まず初めに、土地開発公社の工業団地の保有価格についてお答えします。

金額にしまして19億7,662万8,077円となっております。面積は18万290平方メートルであります。

次に、一般財源の落ち込みについてお尋ねがありました。市税は対前年度マイナスの8,217万2,000円、マイナスの1.5%と見込んでおります。落ち込み要因といたしましては、法人市民税、景気低迷に伴う法人に生産縮小が予想されることから、法人税割の落ち込みを3,700万円と予想しております。また、固定資産税については3年ごとの評価替えに当たることから、これも落ち込みを3,700万円と予想しております。また、個人消費の落ち込みにより、地方消費税交付金の落ち込みを4,500万円とし、税制改正による自動車取得税交付金の落ち込みを4,400万円と見込みました。これらの落ち込みを赤

字地方債であります臨時財政対策債を3億5,000万円ふやしましてカバーする形となります。市税及び使用料の落ち込みにより、自主財源を1億2,000万円失い、予算規模を10億円引き上げたことから、自主財源比率は合併後最低の24.5%となっているところであります。

また、予算の概要についてホームページ等で、昨年度の行財政改革を広報で市の家計簿という形で公表しておりますが、それについては今年度も引き続き行ったところであります。これについては、継続して、市民にとってよりわかりやすい形を今後も検討してまいりたいと考えております。

○副議長（野呂國四郎） 経済部長。

○経済部長（三上 隆） 御質問の企業の支援策についてでございます。

これにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたけども、個別案件ごとに関係課との検討の上、対応可能なものにつきましてはできる限りの対応を心がけていきたいというふうに考えてございます。さらにまた、誘致企業の製品等優遇的な取り扱いについても県や他市町村の動向等も見ながら検討していきたいというふうに考えてございます。

さらにはまた、市内誘致企業の訪問につきましてですけども、昨年5月27日から30日まで、市長を初めとして20社を集中的に訪問したところでございます。この際には、工場の経営状況、地元の雇用確保、設備投資の要請など、これを目的に実施したところでございます。今後とも企業立地体制の強化と地域産業の競争力、技術力の引き上げを重点的に取り組むこととしておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、街並みの考え方についてでございますけども、これにつきましては地域関係者が取り決める任意のルールでありますまちづくり協定が制定されたところであります。この協定は全体協定と通りグループごとの協定で構成されておまして、この協定を遵守されることによりまして、個別街路の個性が発揮される街並みが形成されるものと思っております。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 大正ロマンはどうなっているのかの御質問についてお答えします。

大正ロマン風の街並みについては、通りグループの一つであります広場・参道通りグループが策定し、ガス灯に照らされ、立佞武多の物語と津軽の生活文化を感じさせる大

正時代風の街並みを基本コンセプトとし、参道と位置づけしています立佞武多の館東側の8メートルの区画道路を市ではガス灯風の街灯や石畳風の道路舗装など趣のある道路として整備し、参道に面している地権者の方々は今年度から鶴屋稻荷のほか商店の新築計画も進め、大正期風の街並みを目指して具体的な景観形成が図られるものと思っております。また、アーケードがあった大町通りにつきましては、電線を地中化し、れんがなどを活用した現代的なにぎやかさを加えた街並みとする計画で進められるものと思っております。

次に、建物の建てかえについて、契約の時点ではどうなっているのかの御質問にお答えします。平成20年度の建物移転補償は27件で、自己所有地で建物が建っている方が18件、そのうち既に建築している物件が4件、建築途中や計画をしている物件が11件、計画をしていないものが3件となっています。土地が借地や堰の上であり、地区外へ移転する物件が4件、アーケードが1件、工作物等の補償が4件となっており、18件中15件、約83%が新築される予定であります。移転補償契約時については、建物を建てることを強制できないことを御理解いただきたいと思っております。

○副議長（野呂國四郎） 14番。

○14番（山口孝夫議員） 誘致企業の件ですけれども、ほかの他市町村の動向を見るってありますけれども、ほかの市町村と五所川原と比べると、どういう比べ方するのかなという、そういうところがあると思うんです。でも、そういう価値をみずからが感じているかどうかの問題なんです、私がしゃべっているのは。市としてそういうものをどういうふうに感じているかなんです。ほかの市がどうこうじゃないんです。五所川原に住む市民の若い人たちが就職するときに職場がないという状況を考えたときに、そのときにどう考えるかなんです。だから、市としてみずからどう考えるかなんです。ほかの市町村見て、だからどうかと、何も企業がないところでそういう話ししても始まらないんです。そういうふうにもみずからどう思うかが一番大事なことだと思うんです。答弁は要りませんので。

それから、市の公社の所有地ですけれども、2005年で18万平方メートルあるっていいますけれども、その後じゃ全然何も売れていないと、来ていないということですね。だから、この4年、5年間、何も来ていないということなんです。だから、そんな状況だから、やっぱり誘致企業ともっと親密な状態を持って、前回も話ししましたが、山梨のある社長、この前亡くなって私ちよっと思って行ってきましたけれども、やっぱりそのときでもそういう関連の社長来ていますよ。やっぱりもったきずなを深めて、ここに住む、五所川原に住む若い人たちの職場の確保をするべきだと思っております。それは、ほか

どうだからじゃなくて、そういうことを踏まえてもらいたいなと思っております。

次に、大町2丁目ですけども、大町2丁目は、これは結果がすべてなんです、出た結果が。結果がよければ今の状態がいいんであって、だから結果がどうなるか一番大事なことなんです。それは来年1年間で完成すると思いますので、その結果をよくするために我々やっぱり努力していかなきゃならないと思います。

最後、財政ですけども、どうしても夕張になればだめだという、こう頭にあるんです。それは、なぜそういうふうなことが頭に思うかという、例えば夕張の場合ですと財政破綻してしまってから市民に知らせたわけです。それまで市民もわかりません。また、我々議会の議員としても、その中身をしっかりわかっておかないと、なにあの議員、何やったんだばと、こうしゃべられるんです。議員で、そんなこともわかんねんだかってしゃべられるんです。だから、そういう意味では、もっと連絡を密にして、情報をきっちり開示してもらいたいなと思っております。例えばきのうの議会ですけども、市長が西北病院は5年へば壊すんだってしゃべっていましたが、えっという感じなんです。何も聞いていないの、ああ、そうなんですかという感じなんです。やっぱり初めてこの場で、きのうそういうふうなことを聞かされたときに、ああ、議員何も全然全く無視なんだなという感じしました。そうでなくて、じゃこっちで決めるから、こうこうこうだからということをやったりしゃべっておくべきだと思うんです。ただ一方的に、わ決めたいんだいいんだじゃという感じではやっぱりだめだと思うんです。

次に、最後に、現在の結果は過去からの積み重ねであり、未来もまた現在からの積み重ねであると思います。よきまちにはよきものがあり、よき指導者がいます。議会は市長のものでもなければ、議員、職員のものでもありません。すべて市民の幸せを願う市民のためのものであります。

以上、終わります。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

次に、26番加藤磐議員。

○26番（加藤 磐議員） 一登壇一

自民クラブの加藤磐であります。私も自民クラブを代表しまして、先ほどの山口さんと同じことを用意してきましたので、申し述べさせていただきます。

この春は、若い人たちが卒業、就職、そしてまた進級と新たなステージにステップする時期でもありますが、前途に幸あらんことを心からお祈りしております。それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、金木地区で現在使用されている防災無線は老朽化が甚だしく、その場所

によっては役割を果たしていない箇所もあります。このことに対して、市が把握している現状と今後の対応、そしてまたあわせて五所川原市全体の整備の方向性についてお尋ねいたします。

第2点は、津軽鉄道金木駅東側の踏切板整備について、市の見解を伺います。この場所は、言うまでもなく管理運営権は津鉄にございまして、当市には全くございません。そしてまた、この道路も県道でございまして、市としてはいかんともしがたい場所ではありますが、ただ市民の安全から考えた場合、この際市の手助けを御尽力を請うものであります。例えば老人が乳母車を押して通行する際、その車輪が溝にとられて、他の通行人の手助けを必要としているようなケースも多々見られるほどのひどい状況であります。ぜひ繰り返しになりますが、市民の安全を確保するため市当局の見解、御尽力を請うものであります。

第3に、公園管理についてお尋ねいたします。現在の公園管理課が成田守前市長のもとで設立されて以来、丸3年たちました。私は、公園に直接責任を持つ課を設置したことを大きく評価しております。なぜなら、ソメイヨシノという桜は地域の人の思いと手をかりずには咲かせ続けることのできない木であるからであります。

そこで伺います。現在の桜を初めとする樹木の現状に対する認識と今後の目標とする姿、そしてまた計画について当局にお聞かせくださるようお尋ねいたします。

次に、介護保険事業計画について伺います。私ごとで恐縮ですが、私も来年高齢者夫婦世帯になります。実はこの概念も、担当課からこのたび第4期五所川原市介護保険事業計画素案の中に掲載されておまして、何回となくこの事業計画を検討させていただきました。担当部課並びに関係部局のうめき声が聞こえてくるような当地域の現状であります。今さら言うまでもないことではありますが、この介護保険料の原資たるべく、その保険料を払う方の、この市民の現状、第1段階の生活保護から第6段階まで分かれています。第4段階の本人に対して住民税が非課税になっている層が第4段階でございまして、この第1から4段階までが何と77%を占めておるわけであります。我々は、もちろん国に対して要望、あるいはくるくる変わるこの介護保険制度に言いたいことはいっぱいありますけども、しかしそれはそれとして、この地域に住む者として、この現実を受けとめ、そして解決策を練り上げていくしか道はないと考えます。

そこで伺います。介護給付の対象となっている施設に現在入所希望を出して、そして待機している方たちはどれだけいるのか伺います。

第2に、グループホームについては、認知症の方々を主体として入所しているわけがあります。そこで、現在グループホームに認知症として認定され、グループホームの入

所を希望しながら、どのぐらいの数が待機されているのか伺います。そして、その上でグループホームに入れたい、あるいは入れるだろうかという不安の声も多々聞こえてまいります。これに対して、グループホームを増設することによって全体の介護給付費も非常に大きくなるわけではありますが、この今の現状の中で市当局はグループホーム増設に対してどのような姿勢を持たれているのか、第4期介護保険計画の中でどのようにこの問題を示していくのか伺います。

次に、高齢社会に伴い、認知症が非常に大きな問題として上がっております。そこで、この認知症について、現在認知症と認定されている人はどのぐらいいるのか。そしてまた、この地域の認知症の割合は県内あるいは全国との他県との推計で結構ではありますが、どのような位置にあるのかお聞きしたいと思います。

さらに、この認知症の予防、早期発見は、非常に重要な問題であると思います。この認知症を単なる物忘れとしてうるかしておいたために、発見されたときには取り返しのつかないことになって、そしてまたそれが介護給付金にはね返ってくると。そういう点を考えますと、この第1次予防としての検診あるいは予防事業について担当課はどのような施策をこれから積極的に推進していくのか伺うものであります。

次に、教育委員会にお尋ねいたします。なるべくなら国会並みのことは聞きたくないんですけども、戦後六十有余年で安倍内閣のもとで新教育基本法が制定されました。この60年間での社会状況の変化、そしてまた当然教育を囲む環境は激変しております。例えば経済格差、よく取り上げられているところではありますが、当市においても小中の義務教育の児童の約2割に近い数が要保護あるいは準要保護者として市の一般会計からも繰り出されております。そういう経済格差、そしてまた今までのこの議場で論議されたように、まだまだ先の見えない経済状態、そういう経済格差の中、そしてまたもう一方では極めて重要なことに意欲の格差も非常に多くなっているかと思われまます。つまり学ぶ意欲、あるいは生きていく意欲、あるいは働く意欲、こういうものが極めて希薄になっている時代ではないか。この2つの中で教育委員会はどのようにして教育に向かっていくのか。言うまでもなく教育委員会は、合併以来学校の統廃合、そしてまたことしの太宰治100周年記念事業など、非常に忙しいことは承知しておりますが、このハード面でなくて、今々の学校の中の子供たち、あるいは現場にどうやってあずにつながる若い人たちを育てるのか、それを問うためにも今回の新教育基本法をどう受けとめているのか、見解をこの機会に伺いたいと思います。

以上であります。

○副議長（野呂國四郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 加藤議員のグループホーム増設に対する市の対応についてお答えいたします。

当市のグループホームの整備状況は、市内に23カ所、37ユニット、定員数331人で、全国的に人口に比して整備数が多いところであります。したがって、介護給付費に占める割合も大きく、介護保険料引き上げの要因となっております。国の方針では、平成26年度までに施設、居住系サービス割合の目標を要介護2から5までの介護サービス利用者全体のうち37%以下としておりますが、当市では現段階で60%を超えているため、第3期介護保険事業計画の方針と同様に、第4期においても施設、居住系サービスの利用者割合の低減を図る考え方から、新たにこれらの施設整備を見込まないこととしているところであります。このような状況にあることから、第4期では通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、多機能なサービスが提供できる小規模多機能型居宅介護を見込み、在宅における介護支援の充実を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 金木地区の防災行政用無線の故障等の状況についてお答えいたします。

現在当市が保有しております防災行政用無線は、基地局から発します情報を屋外拡声受信機及び個別受信機で市民に周知する同報系無線と携帯用及び車載用として職員間の通信に用います移動系無線の2種類がございます。内訳といたしましては、五所川原地区に移動系無線が1局、金木地区に同報系無線と移動系無線が各1局、市浦地区に同報系無線と移動系無線が各1局、合計5局となっており、それぞれが異なった周波数で運用しております。このうち金木地区の同報系無線の詳細につきましては、固定局が1基、屋外拡声受信機が19基、個別受信機が4基となっており、移動系無線については、基地局が1基、携帯無線機が10台という状況となっております。金木地区の無線の保守状態に関しては、御質問のとおり同報系無線の老朽化に伴う柱や機具の腐食等が進んできており、これまで合併前に1基、合併後に2基、合計3基の屋外拡声受信機を廃止しております。

次に、市全体の整備についてお答えいたします。先ほど申し上げましたように、当市が保有しております無線の周波数はそれぞれ異なっていることから、五所川原、金木及び市浦地区相互間における無線交信が行えない状態となっていること、また総務省で無線のデジタル化を推進しているなど、老朽化以外にもさまざまな課題があり、不便を来

している状況でございます。これを解消するため、平成21年度予算に防災行政用無線を統合するための事業費を計上させていただいているところでございます。この事業の内容といたしましては、市浦地区の海岸線に同報系無線を10カ所程度設置し、衛星通信を利用した全国瞬時警報システムと連動させ、緊急受信速報等を瞬時に伝達する仕組みとするとともに、五所川原、金木及び市浦地区をカバーする移動系無線を30台程度整備するものであります。したがって、金木地区は既存の移動系無線にかえ、新たな携帯型無線機を配備し、同報系無線につきましては当面現状を維持して、金木地区内での防災行政用無線として活用していくこととしております。同報系無線の整備につきましては、その想定される災害の種類から、まずは緊急を要する津波対策を講じるものでございまして、今後市浦地区の海岸線以外の地域及び金木、五所川原地区についても必要に応じ整備を検討してまいりたいと考えております。なお、金木地区で同報系無線が廃止となった地域に対する防災広報につきましては、広報車等を活用し、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（野呂國四郎） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（中野博之） 津軽鉄道金木駅東側における踏切整備についてお答えいたします。

津軽鉄道金木駅東側踏切内につきましては、加藤議員御指摘のとおり、通路部分に凹凸があり、歩行者や車両が通行する際にふぐあいがあるという声を多く聞いております。この件につきましては、以前にも住民から整備の要望があったことから、津軽鉄道にお願いしたことがございます。そのときは応急的な対応をしていただきましたが、本格的な整備となりますと財政難などの理由により、なかなか着手できない状況にあるものと思われまます。去る2月20日開催されました金木地域審議会におきましても、委員の方から金木駅踏切について整備を要望する意見が出ております。同審議会には、津軽鉄道サポーターズクラブの会員でもある委員の方も出席されておりましたので、その委員の方を通し、津軽鉄道に要望してはどうかという意見もございました。いずれにいたしましても、道路管理上は県道屏風山・内真部線でもあることから、他の関係機関とも協議しながら津軽鉄道に対して整備の要望をし、市民の安全確保に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（野呂國四郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 芦野公園内の樹木管理の現状と今後の計画についてお答えします。

現状につきましては、平成18年度から太宰治文学碑へと通じる通りと桜まつり時の出

店通り周辺を中心に剪定作業を行い、平成19年度には日照不足の原因となり、桜の生育に悪影響を与えていた杉などの伐採を行ったところでございます。さらに、各団体の御厚意により、桜の植樹も行っていただきました。また、来園者の安全を確保するための危険木の伐採につきましても、市直営作業のほかに金木商工会及び五所川原建設協会のボランティアによる伐採作業を行っていただきました。

今後の計画といたしましては、てんぐ巣病に罹患していることや、老木化により樹勢の衰えた桜が見受けられることから、引き続き桜の剪定及び危険木の伐採を行い、平成21年度から3カ年にわたり緊急雇用創出事業による樹勢回復作業もあわせて実施し、桜の名所にふさわしい環境を整えてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 福祉部長。

○福祉部長（工藤 勝） 介護施設入所希望者の現数と内容についてお答えいたします。

当市の平成20年度の施設入所状況であります。介護老人福祉施設に240人、介護老人保健施設に191人、介護療養型医療施設に149人の計580人です。そのほか居宅として認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームであります。316人、それから特定施設入居者生活介護24人の合計920人が入所しております。これからもほぼ同じような数字で推移していくものと思われませんが、国の方針では平成26年度までに施設居住系サービス割合の目標を37%以下としております。しかしながら、当市の現段階では60%を超えており、実情に合わないため、第4期介護保険事業計画ではそのままの数字で推計しております。待機者についてであります。最近の調査では特別養護老人ホーム228人、グループホーム66人の数字をつかんでおります。今後は、個別の事情や緊急性の有無等、待機者の具体的内容について調査したいと考えております。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 認知症増加に対する見通しと対応策についてお答えいたします。

当市における認知症有病者は年々増加傾向にあり、65歳以上の国民健康保険加入者のうち、平成18年度において2,191人、実に16.5%と全国推計の10%を大きく上回っております。また、治療はしていないが、認知症であると推測される方を含めると全国的に高齢者の約3割と言われており、当市の高齢者人口の3割、4,800人程度が認知症と推測されております。その対応策といたしましては、介護保険法及び健康増進法に基づき、認知症高齢者を早期に発見し、医療機関へ適切につなげていくため、また市民の皆様へ認知症に対する正しい知識の普及を図り、認知症予防に取り組むための各種事業を実施しております。また、平成18年度から青森県のモデル事業として、「もの忘れ検診」を

実施し、3年間で330人の受診者から26人の軽度認知障害者やアルツハイマー型認知症者が早期発見されております。さらに、今年度は青森県の認知症予防事業普及合同研修の実践研修として、回想法による認知症対策を実施しております。今後も関係機関と連携を図りながら実態の把握に努め、早期発見、早期治療へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症の予防策についてであります。集団健診、個別健診として実施している特定健康診査または健康診査の際に65歳以上の方を対象に生活機能評価を実施し、必要に応じ介護予防健診を行っております。その結果、閉じこもり、認知症、うつ予防の支援が必要な方を対象に、医師による講演会や健康教室などの介護予防事業を実施しております。また、認知症予防事業として平成19年度から2カ年にわたり開催している「もの忘れフォーラム」には、多くの方が御参加いただいております。認知症に対する市民の関心が高まっていることを実感しております。認知症予防事業を通じ、家族や地域全体で支え合う市民意識の醸成を図り、介護予防へとつなげるため、認知症対策を初め介護予防策に今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（野呂國四郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 加藤議員の新教育基本法をどう受けとめているかについてお答えいたします。

教育基本法は、平成18年12月に改正が行われましたが、改正の背景、強調点を踏まえ、教育委員会では特に学ぶ意欲、生きる力をはぐくむために知、徳、体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成を目指し、学校教育と社会教育両面から知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成に取り組んでいるところでございます。とりわけ子供たちの豊かな心の育成は、本市の重要な教育課題でもあります。

新教育基本法第2条、教育の目標を達成するために学校教育の取り組みとしまして、第1に学校訪問、生徒指導訪問を通して、特に子供に成就感等を味わわせるなどの生徒指導の視点に立った授業の充実、子供たちの豊かな情操や規範意識、公共精神などをはぐくむ観点から、道徳教育の充実、生命や自然を大切に作る心、社会性、規範意識などを育てる体験活動の重視、そして教師と子供の信頼関係及び子供相互の好ましい人間関係をもとにした学年、学級経営等について指導、助言に努めております。

第2に、豊かな心の育成等を目指して小中連携の推進に取り組み、学区研究会、市内では中学校学区が7学区ありますけれども、それを核にしまして児童生徒の学習指導や生徒指導の改善に努めています。

第3に、研究調査協力校を指定し、豊かな心の育成にかかわる教育活動の実践研究を行っています。平成18年度から20年度までは、五四中学区の小中学校を指定し、その成果を公開し、市内各校の取り組みの充実を図っています。平成21年度から22年度は、金木中学校学区に指定をお願いしています。

第4に、いじめや学校不適應などにより登校できない児童生徒のため、学校復歸に向けた支援及び教育相談を目的として5名の相談員を配置して、適應指導教室運営事業を行っています。

第5に、子供、教職員、保護者の悩みや不安をうまく解消すべく、スクールカウンセラー派遣調査研究事業を行っており、平成21年度は1名増で4名の市スクールカウンセラー派遣を予定しています。

第6に、生命や自然を大切に作る心や思いやりの心、社会性、規範意識などの豊かな心の育成のため、体験活動を取り入れることが大切であり、各学校では地域、家庭、行政支援のもとボランティア体験、福祉施設との交流、農業体験、職場体験等、人々や自然との触れ合いを深める取り組みを進めています。

第7に、豊かな心の育成のために教職員の指導力の向上が大切であり、平成21年度の研究計画を進めております。

次に、新教育基本法第3条、生涯学習の理念と第13条、学校、家庭及び地域住民等に相互の連携教育に関連した社会教育の取り組みとしましては、第1に子供たちの健やかな成長のため、本市では学校支援ボランティア活動を推進し、学校と地域が共同で子供たちを育成する取り組みを進めています。平成20年度は、国の委託事業である学校支援地域本部事業を委託し、金木小、三輪小、五三中の3つの地域本部を設置し、教員や地域住民が子供と向き合う時間を拡充し、地域の教育力の向上を図っております。平成21年度には、3校に加えて栄小、南小、中央小、沖飯詰小の7つの学校支援本部を増設し、充実を図ってまいります。

第2に、第10条、家庭教育を受けまして、家庭教育の充実のために一人でも多くの親に対する学習機会を提供するよう努めてきました。平成21年度も国の委託事業である地域における家庭教育支援基盤形成事業を受託し、2つの家庭教育支援チームを設置し、仕事で忙しい親や孤立しがちな親に家庭教育に関する情報提供や相談対応を行っています。このように教育委員会では、本市教育目標であるふるさとを愛し、ふるさとの文化をはぐくむ心豊かでたくましい人づくりを目指す教育目標は、新教育基本法の教育目標と結びつくものと受けとめております。したがって、学校教育と社会教育は車の両輪と位置づけ、取り組みを進めているところであります。今後も未来を担う子供たち

のために、また地域の活性化のために、学校、家庭、地域、行政が一体となって継続的に根気強く取り組んでまいる所存であります。

加藤議員におかれましては、地域の子供たちの健やかな成長のために、家庭の教育力と地域の教育力向上のために、今後とも御助言を賜りますようよろしく願いいたします。

以上であります。

○副議長（野呂國四郎） 26番。

○26番（加藤 磐議員） 再質問いたします。

最初は、公園の管理でございますが、3年たった今、五所川原の中にも大体芦野公園の内容が認めていただけたのかなと思っています。

それともう一つ、私お礼言うのを忘れたんですが、公園の中の樹木を先ほど間伐した、つまりこれは旧金木町、私どもの在籍していたときは伐採するというのは非常に勇気のあることでございまして、やっぱりどの木にもみんな思い入れがあるもんだどこで、手がつけれない。結果煩雑になって木自体は細くなって、桜の花は上に上がっていくと、こういうような繰り返しで来た中で、思い切って伐採、いろんな非難を受けることも覚悟で伐採し、そしてまた特筆するのは切った木をチップにして、そしてあの場所にまいたと。つまり桜もそうなんですが、木全体は非常に肥料が必要なわけです。特にソメイヨシノは言うまでもなく、育ちが早い分栄養も余計とるもんだはんで、あそこにチップを、70万円も市のほうでチップ料を払ったということは、私は評価しています。そのお礼をまず申し上げておきますが、それでてんぐ巣病、当面の目標でありますけども、何せ本数が多いし、あの上に上がっていくってへば、高所作業車を頼まねばまねと、これが非常に経費かかります。したがって、1年間の予算に非常に制約されると。

そこで、あえて担当課に、あるいは市長にも考えていただきたいんですが、消防署にはしご車がございます。このはしご車を何かの形で例えば訓練とか、あるいは広く考えれば上の枝が落ちてきてけがさせれば、これは市の責任でありますから、何かかしら行政の当局で知恵を出して早く進めていただきたいと。そうさねば、上切っても、あれは細菌ですから、すぐ広がって歩くし、切ったところから新しい若枝がまた上に何本も出てきます。したはんで、これは教育委員長担当ですけども、ぜひ阿部さんもいらっしゃることだし、その辺木の習性も加味しながら、そしてまた現在ある市の所有しているもので考えていただきたいと。

それから、もう一つ申し上げます。この公園の管理については、できるだけ私は業者に委託という形で出さないで、行政自前の人材を養成し、あるいは作業員でも臨時職と

して雇っていくと、そういう形でいかないと、例えば業者入札やると、その年によって入札したところが違くと、へばやり方も違くと。だはんで、管理費は多少かかるかもしれないけども、極端に言えば弘前の公園あたり見てみますと、やはりそういう自前の管理体制をとっているようであります。たげだば弘前の桜見ねで、金木の桜だけ見てければいいんだばって、大体弘前見てから金木に来るものですから、やっぱり向こうのほうも意識せざるを得ないと。そういうことを要望としてお願いしたいと思います。

それから、福祉のほうですが、市長からも先ほど明確に答弁がありました。私も自分のためにも確保しておきてなという気持ちもありましたけども、それはすっぱりあきらめざるを得ないと。結局今はこれだけの状況になってきますと、やっぱりただ長生きへばいいっていう時代ではなくなってきたのかなと。つまりあだったり体が不自由でも、残った命ばどうやってあずましく、家族あるいは地域周辺の人と気持ちよくつき合って、送り人に送られていくのかなと。そういう点からいきますと、関係部署にお願いするわけですが、今展開している包括を先頭として、そしてとにかく障害を持ったり病気になったりしても満足していけるような状態を模索していかなきゃならぬだろうと。例えばこういう時代だどごで、弱い人さだまかしたり振り込め詐欺だの、あれに象徴されるように、遭わないように、またそういう障害者でも人権というか、そういうものはあるわけですから、それを最期まで見てやれるような形でぜひこれからも進めて、どんどん展開していただきたい。そのためには、この介護計画の中にあります計画目標がございます。健康寿命の伸長と介護予防とか、あるいは高齢者の積極的な社会参加の促進とか、具体的に出されています。しかし、これは表紙でございます。この中の具体的な指標を、我が五所川原市では指標をつくり、そしてみんなに示して地域の人と一緒に進んでいくというのが一つの課題ではないかと。そういう意味で、ぜひこれからも模索、検討していただきたいと、かように思います。

それから、教育委員会のほうですが、現在行われている事業について非常に詳細にお話しただいて、得るところございました。ありがとうございます。私は、教育委員会にお願いしたかったのは、やはり今までの国の教育の姿あるいは現場、一般の人でも先ほど教育長がおっしゃったように、どうしても生徒個人の自己実現、人格を完成させる、そのことに重点を置き過ぎてきたのかなと。やはり必要なのは、今の新教育基本法の中で何が骨かということ、社会のかかわりの中で学ぶ、生きていく、そして働く、人のために働く、自分のために働くという、その人のかかわりを打ち出したことが私は今までと違うのかなと。そういう点で人のかかわりを積極的に進めていくためにも学校、現場のほうとも相談して、やっぱり地域の老人力を活用していただきたい。五所川原の中には、

幸いなことに学校を退職された方がまずいっぱいおります。やはりその中には、小学校だけでなく、中学校や高校、いろんなステージの方たち、その方たちの中からできるだけそういう職についての人というのはいろんな関心あるでしょうから、探してやっていただきたいと。

そして、もう一つは、やはり五所川原市教育白書というか、はっきりした目標、これを策定することを、自前で作ることを目指していただきたいと。介護保険の事業計画みたく、どこにも丸投げしてつくった計画でなく、この五所川原のわらはんど、あるいは青少年、そういう全体に対する教育計画をぜひ検討していただきたい、かように思うわけであります。

長くなりました。これで終わらせていただきます。

○副議長（野呂國四郎） 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○副議長（野呂國四郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時41分 散会

平成21年五所川原市議会第2回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成21年3月11日（水）午前10時開議

- 第1 議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

- 第1 議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡についてまで

追加日程 議案第46号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算

追加日程 議案第47号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算

追加日程 議案第48号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算

追加日程 議案第49号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算

追加日程 議案第50号 五所川原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

◎出席議員（29名）

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	11番	平山	秀直	議員
12番	木村	博	議員	13番	田中	賢一	議員
14番	山口	孝夫	議員	15番	松野	武司	議員
16番	寺田	武造	議員	17番	古川	幸治	議員
18番	秋元	洋子	議員	19番	稲葉	好彦	議員
20番	磯邊	勇司	議員	21番	阿部	春市	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	福士	寛美	議員
24番	木村	清一	議員	25番	野呂	國四郎	議員
26番	加藤	磐	議員	27番	三潟	春樹	議員
28番	川浪	茂浩	議員	29番	工藤	武則	議員

30番 葛西収三 議員

◎欠席議員（1名）

10番 高杉利彦 議員

◎説明のため出席した者（30名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	宮 崎 堅 治
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	三 上 隆
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	中 野 博 之
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会 計 管 理 者	三 橋 俊 一
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事 務 局 長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 監 事 務 局 長	笹 森 英 志
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小田桐 宏 之

総務課長	関秀三
人事課長	佐藤方信
企画課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明子
市民課長	長尾晶子
保護福祉課長	須藤久男
農林水産課長	工藤雄三
土木課長	菊池司

◎職務のため出席した事務局職員

次長	岩川静子
議事係長	竹内拓人
庶務係長	飛鳥順一

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。
-

◎日程追加の議決

- 議長（齊藤一郎） 議事に入る前に申し上げます。
本日市長より議案第46号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第50号 五所川原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてまでの5件を追加提案
いたしたい旨の申し出がありました。
お諮りいたします。この際、以上の5件を日程に追加し、議題とすることに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。
よって、以上の5件は日程に追加し、議題とすることに決しました。
-

◎追加日程 議案第46号から議案第50号まで

- 議長（齊藤一郎） 追加日程、議案第46号から議案第50号までの5件を一括議題といた
します。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長

- 市長（平山誠敏） 一登壇一

本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第46号は、平成20年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の
総額に16億950万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ284億6,820万7,000円
とするものであります。

議案第47号は、平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳
出予算の総額に3,868万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,170万7,000円
とするものであります。

議案第48号は、平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算であります。歳入

歳出予算の総額に3,500万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,009万4,000円とするものであります。

議案第49号は、平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算であります。資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ1億4,000万円を追加し、その総額を資本的収入4億3,649万3,000円、資本的支出5億5,227万3,000円とするものであります。

議案第50号は、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するための基金を創設するため提案するものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（齊藤一郎） 議案付託区分表配付のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第1 議案第 3号から

追加日程 議案第50号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡についてまで及び本日追加提案されました議案第46号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第50号 五所川原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてまでの48件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第27号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計予算まで及び議案第46号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から議案第49号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算までの29件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の29件については全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第28号 五所川原市地域振興基金条例の制定についてから議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡についてまで及び議案第50号 五所川原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての19件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明12日及び13日並びに16日及び17日の都合4日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の4日間は休会とすることに決しました。

なお、14日及び15日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は来る18日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時20分 散会

平成 2 1 年五所川原市議会第 2 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

平成 2 1 年 3 月 1 8 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 2 8 号 五所川原市地域振興基金条例の制定について
- 第 2 議案第 2 9 号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 3 0 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 1 号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 3 2 号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例及び五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 3 号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 4 号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 3 5 号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 3 6 号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 4 4 号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第 1 1 議案第 4 5 号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 1 2 議案第 3 7 号 五所川原市特定農山村地域活性化支援事業基金条例を廃止する条例の制定について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 1 3 議案第 3 8 号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 3 9 号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 4 0 号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

- 第16 議案第41号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第43号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 第18 議案第50号 五所川原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第19 平成20年請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第20 議案第42号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第21 議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第22 議案第4号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第23 議案第5号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第24 議案第6号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第25 議案第7号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第26 議案第8号 平成21年度五所川原市一般会計予算
- 第27 議案第9号 平成21年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第10号 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第29 議案第11号 平成21年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第30 議案第12号 平成21年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第31 議案第13号 平成21年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第14号 平成21年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第33 議案第15号 平成21年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第34 議案第16号 平成21年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第35 議案第17号 平成21年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第36 議案第18号 平成21年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第37 議案第19号 平成21年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第38 議案第20号 平成21年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算

- 第 3 9 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度五所川原市相内財産区特別会計予算
 - 第 4 0 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
 - 第 4 1 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度五所川原市十三財産区特別会計予算
 - 第 4 2 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
 - 第 4 3 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度五所川原市病院事業会計予算
 - 第 4 4 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度五所川原市水道事業会計予算
 - 第 4 5 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度五所川原市工業用水道事業会計予算
 - 第 4 6 議案第 4 6 号 平成 2 0 年度五所川原市一般会計補正予算
 - 第 4 7 議案第 4 7 号 平成 2 0 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
 - 第 4 8 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
 - 第 4 9 議案第 4 9 号 平成 2 0 年度五所川原市病院事業会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
 - 第 5 0 発議第 1 号 五所川原市農業委員会委員の推薦について
-

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 2 8 号 五所川原市地域振興基金条例の制定について
- 第 2 議案第 2 9 号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 3 0 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 1 号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 3 2 号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例及び五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 3 号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 4 号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 3 5 号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 3 6 号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 第10 議案第44号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第11 議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第12 議案第37号 五所川原市特定農山村地域活性化支援事業基金条例を廃止する
条例の制定について
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第13 議案第38号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第14 議案第39号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第40号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第16 議案第41号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第17 議案第43号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 第18 議案第50号 五所川原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定につい
て
- 第19 平成20年請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第20 議案第42号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第21 議案第 3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
- 第22 議案第 4号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算
- 第23 議案第 5号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第24 議案第 6号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第25 議案第 7号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算
- 第26 議案第 8号 平成21年度五所川原市一般会計予算
- 第27 議案第 9号 平成21年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第10号 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会
計予算
- 第29 議案第11号 平成21年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会

計予算

- 第30 議案第12号 平成21年度五所川原市老人保健特別会計予算
第31 議案第13号 平成21年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
第32 議案第14号 平成21年度五所川原市介護保険特別会計予算
第33 議案第15号 平成21年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
第34 議案第16号 平成21年度五所川原市下水道事業特別会計予算
第35 議案第17号 平成21年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
第36 議案第18号 平成21年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
第37 議案第19号 平成21年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
第38 議案第20号 平成21年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
第39 議案第21号 平成21年度五所川原市相内財産区特別会計予算
第40 議案第22号 平成21年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
第41 議案第23号 平成21年度五所川原市十三財産区特別会計予算
第42 議案第24号 平成21年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
第43 議案第25号 平成21年度五所川原市病院事業会計予算
第44 議案第26号 平成21年度五所川原市水道事業会計予算
第45 議案第27号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計予算
第46 議案第46号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算
第47 議案第47号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
第48 議案第48号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算
第49 議案第49号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
第50 発議第 1号 五所川原市農業委員会委員の推薦について

◎出席議員（30名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 花田 | 進 | 議員 | 2番 | 井上 | 浩 | 議員 |
| 3番 | 片山 | 英幸 | 議員 | 4番 | 齊藤 | 一郎 | 議員 |
| 5番 | 山田 | 善治 | 議員 | 6番 | 伊藤 | 永慈 | 議員 |
| 7番 | 吉岡 | 良浩 | 議員 | 8番 | 成田 | 和美 | 議員 |
| 9番 | 鳴海 | 初男 | 議員 | 10番 | 高杉 | 利彦 | 議員 |
| 11番 | 平山 | 秀直 | 議員 | 12番 | 木村 | 博 | 議員 |

13番	田中賢一	議員	14番	山口孝夫	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	古川幸治	議員	18番	秋元洋子	議員
19番	稲葉好彦	議員	20番	磯邊勇司	議員
21番	阿部春市	議員	22番	桑田茂	議員
23番	福士寛美	議員	24番	木村清一	議員
25番	野呂國四郎	議員	26番	加藤磐	議員
27番	三潟春樹	議員	28番	川浪茂浩	議員
29番	工藤武則	議員	30番	葛西収三	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（30名）

市長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	宮崎堅治
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	工藤勝隆
経済部長	三上幸一
建設部長	白戸博之
金木総合支所長	中野勝義
市浦総合支所長	奈良耕一
西北中央病院事務局長	平山耕一
水道事業所長	黒滝金光
会計管理者	三橋俊一
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会委員長	川浪太刀男

選挙管理委員会 事務局 局長	春 藤 光 正
監査委員 監査委員 事務局 局長	大 野 欽 也
農業委員会 農業委員 事務局 局長	太 田 昭 市
農業委員 事務局 局長	小田桐 宏 之
総務課 長	関 秀 三
人事課 長	佐 藤 方 信
企画課 長	岩 崎 明 彦
財政課 長	佐 藤 明
市民課 長	長 尾 晶 子
保護福祉課 長	須 藤 久 男
農林水産課 長	工 藤 雄 三
土木課 長	菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議事係 長	竹 内 拓 人
庶務係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員30名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎日程第 1 議案第28号から

日程第11 議案第45号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第28号 五所川原市地域振興基金条例の制定についてから日程第11、議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡についてまでの11件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（三潟春樹） 一登壇一

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案11件について、去る11日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第28号 五所川原市地域振興基金条例の制定について、本件は地域住民の連帯強化及び地域振興に資する事業に要する経費の財源とするため、五所川原市地域振興基金を設置するため提案するものであるとの説明に対し、合併特例債に対する地方交付税措置の内容等について質疑があり、元利償還金の70%が普通交付税に算入されるものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について、本件は神原集会所、喜良市生活改善センター、中柏木集会所の3施設について、老朽化が著しいため廃止するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は附属機関の委員等の守秘義務を明文化するほか、もや会館がコミュニティセンターとして管理されることに伴い、もや会館運営委員会を廃止するため提案するものであるとの説明に対し、改正の目的について質疑があり、附属機関のうち守秘義務規定を有する機関と有しない機関が混在しているため、条例中の附属機関に対し、包括

的に守秘義務を課すものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じ、医療職給料表1の適用を受ける職員の初任給調整手当の額を改めるため提案するものであるとの説明に対し、支給対象となる職員について質疑があり、市浦医科診療所の医師1名が対象であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例及び五所川原市長の給料月額の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は市長等の給料月額の特例期間及び市長の給料の減額期間を延長するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は職員の給料月額の特例期間を延長するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 五所川原市税条例の一部を改正する条例の制定について、本件は寄附金控除の対象となる寄附金または金銭について定めるため提案するものであるとの説明に対し、市の財政に及ぼす影響について質疑があり、影響はない見込みであるとの答弁を了とし、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本件は国民健康保険税の税率等を改めるため提案するものであるとの説明に対し、本年度の収納率の見込みについて、収納体制の強化についてなどの質疑があり、平成20年度の収納率は88%を見込んでおり、短期被保険者証の発行要件や徴収員の報酬体系の見直しにより収納体制の強化を図るものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 五所川原市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本件は平成22年4月1日より長橋小学校、羽野木沢小学校、東小学校を廃止し、新たに東峰小学校を設置するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 つがる西北五広域連合規約の変更について、本件はサテライト医療機関に係る構成市町村の負担割合を定めるため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 五所川原市相内財産区財産の無償譲渡について、本件は市浦小学

校のグラウンド整備に当たり、相内財産区の財産を市に無償譲渡するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決いただきますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

議案第33号に対する反対討論の発言を許可いたします。

2 番井上浩議員。

○2 番（井上 浩議員） 一登壇一

2 番、市民の会の社民党、井上浩です。私は、ただいまの総務常任委員長報告のうち議案第33号 市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告は賛成ですが、次の意見を述べて反対いたします。

反対の理由は、国の定額給付金事業に象徴されていますように、経済財政状況が変化し、内需拡大策が急務となっていることから、新年度予算では市職員の給与をあえて下げる必要がないということです。私は、昨年平成20年度予算で示されました3年計画の2年目のこの条例について、総務常任委員会で理事者側と討論した際に、1年では足りないので、継続するという考え方でよろしいのかと指摘いたしました。そのときの人事課長の答弁は、「労働組合との確約書の中でも3年間このままと、ただし財政状況が好転した場合についてはこの限りではない。現在1年間経過したが、さらに1年間は続ける」ということでした。

さて、県の総務部市町村振興課長、旧自治省時代の職名では県の地方課長に転任されます佐藤茂宗財政部長が赴任されてこの2年間、私は五所川原市政を含め、2年前とは情勢が大きく変化したと考えています。その顕著な例が旧自治省、現在の総務省の地方分権改革に伴う大きな路線転換です。現在の総務省は、地方財政は平成8年度以来14年連続して地方交付税法第6条の3第2項に規定する財源不足が生じており、地方行財政制度の改正または地方交付税の法定率の引き上げが必要と明言しています。かつての大蔵、今の財務省に対する旧来の突っ張りばかりではない真摯なものを感じます。ところが、そこまで地方の立場を意識し、五所川原市を初めとしての経済過疎地に対する理解がある総務省でも、私には納得できない方針があります。地方財政計画の中で示しています国家財政、国民経済等との整合性の確保という考え方です。地方財政計画の歳出の

項で総務省が最も強調するのが国家公務員の給与水準を超えて支給される給与については地財計画に計上しないということです。この考え方の中に、まだまだ総務省みずから分権改革で示された地方政府という用語を公式に使いながら、お上意識丸出しの後進性を感じざるを得ないのです。地方政府の職員給与がその圏域の事情により、国の職員の給与水準を超えて何がいけないんでしょうか、全く理解できません。

無論当市におきましては、127の類似団体の中でも国との比較での給与水準におきまして、いわゆるラスパイレス指数というものですが、国から見て極めてよい平成18年度決算の比較分析表では、五所川原市のラスパイレス指数は90.9となっていて、全国の市の平均であります97.9より7ポイント、全国の町村平均93.9と比べましても3ポイント低いのであります。比較分析表では7つの指標を出しているのですが、その一つの財政力指数が類似127団体中121位でありますように、どの指数も極めて低い中でラスパイレス指数だけが127団体中6位とぬきんでているのです。つまり職員に対する賃下げを徹底して実行していると国に評価され、ひいてはそのことが当市の起債の借りかえにもよい条件となっているのが当市五所川原市であると私は理解しています。財政部長がその点について最も身にしみて感じていらっしゃると思います。

しかし、そんな状態をいつまでも続けていてよいのでしょうか。私は、もうそろそろ変えるべき時期が来たと考えています。総務省による昨年7月1日現在の調査では、全国の99%の自治体が職員の賃下げを実施しているとのこと。その賃下げ効果は6,000億円と総務省は試算値を示していますが、私は内需を凍りつかせた6,000億円と思っています。私は、全国100万人の自治体労働者が組織する自治労との協力関係にありますが、その自治労青森県本部では、次のように県内40市町村の職員に対する賃下げ状況を集約しています。ここでは、県内10市の現状を紹介します。まず青森市では、特例での職員の賃下げはやっていないようです。よく見ると、八戸市でも弘前市でも平川市でも十和田市でも特例条例による職員の賃下げはやっていません。県内10市の半分はやっていませんでした。残る5市はどうでしょうか。マスコミによく報道される黒石市ではさすがに厳しく、2007年度は給料月額5%、期末、勤勉手当10から18%カット、2008、2009年度は給料月額8から13%、期末、勤勉手当10から18%カットとなっています。しかし、そのほかでは三沢市が2007年、2008年度に期末手当10%カット、むつ市ではむつ総合病院において給料月額2%カット、残りは隣のつがる市ですが、8年度から10年度までの3年間、給料月額5%、期末手当5%カットとなっています。こうして他市と比較しますと、当市の2007年度から2009年度までの3年間、給料月額4から5%、管理職手当10%カットは、かなりヘビーなものだという気がいたします。よって、私は議案第

33号 市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定による職員の賃下げは2007年度、2008年度の2年間にとどめ、2009年度新年度予算では従来どおりの当たり前の賃金体系に戻すべきと考え、本議案に反対いたします。

この問題は、行財政改革におきまして、国及び県の方針とも大いに関係をしますので、新たな県の市町村振興課長におかれましては、旧赴任地同様、当市についても引き続き御指導いただきますようお願いするとともに、先輩議員各位の御理解をお願いし、以上本議案に対する反対討論といたします。

○議長（齊藤一郎） 次に、議案第35号に対する反対討論の発言を許可します。

1 番。

○1 番（花田 進議員） 一登壇一

総務常任委員長の報告に対して、議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については反対であります。

国民健康保険税については、昨年3月に28%の値上げ案が示され、多くの市民や議員の反対のもと、17%の引き上げとなりました。その中で平成23年度まで毎年値上げする方向が示され、その方針に基づき条例の改正が提案されたことと思います。20年度の値上げは、当五所川原市の保険料、世帯当たり19年度が14万7,075円だったものが20年度は17万7,836円となり、約21%の負担増となっております。これまで県内10市のうち9位であった保険料から4位という高い保険料となりました。今回の提案は、医療費部分を所得割0.54%引き上げ7.27%、世帯を構成する人員1人当たりに課せられる均等割が1,710円引き上げられ2万5,210円に、世帯に課せられる平等割が1,100円引き上げられ2万1,500円とする提案であります。その結果、1世帯当たり3.67%、金額にして7,080円の負担増となるものであります。今回も含め負担増が続けば、五所川原は国保税負担が重い住みづらいまちのレッテルが張られるという不名誉なことになり、人口流出に一層拍車をかけることとなります。それでこのまちの再生が可能なのでしょうか。

私は、負担増の原因となっている国保会計の赤字解消のために、一般会計から法定以上に繰り出すべきだと再三述べてきました。それに対し、19年度予算では2億5,000億円もの空財源を計上しました。大幅な値上げ提案の根拠等につながりました。本3月議会では、補正予算案で1.3億円強の一般財源からの繰り出しを行ったことは一定の前進であり、評価するところではあります。それでも決算見込みでは1.2億円の赤字が見込まれているところであり。赤字の最大の原因は、税収が当初見込みより1億円も下回ったことが大きな原因と見られますが、それに対し予算委員会では人口流出による被保険者の減少という回答でありました。本当にそれだけでしょいか。保険料が引き上

げられ、市民の負担がふえると収納率低下による保険料収入の減少と厚生労働省からのペナルティーの拡大でダブルパンチとなり、国保会計が窮地に追い込まれると述べてきました。保険料の滞納額は3月11日現在10億9,000万円で、1カ月ほど比較する月が違いますが、昨年よりも1億5,000万円以上もふえておるのであります。収納率は委員長報告では88%を見込んでいるという当初計画どおりの答弁であったようですが、1月末では約67%弱となっており、ペナルティーの拡大が懸念されます。

議員の皆さんに問います。議会が承認しなければ、この値上げ案は通りません。100年に1度と言われるこの不況の中で、これ以上市民の負担をふやしてよいのでしょうか。有権者に納得してもらえるのでしょうか。医療費の急激な増大も保険料を抑制する上では大きな課題であります。検診率の向上など、予防医療に独自の知恵を絞るときではありませんか。また、天下り官僚と特殊法人への不明瞭な予算措置の提示や、米軍への思いやり予算など不必要な予算を削り、今33%しかない国の負担を50%まで引き上げようではありませんか。

以上、反対討論とします。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論の発言を許可いたします。

19番。

○19番（稲葉好彦議員） 一登壇一

議案第33号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、議案第33号についてであります。本市においては厳しい財政状況からの脱却を目指し、市民の皆様の御協力のもと、施設等使用料の引き上げや各種補助金の休廃止、市長等特別職及び職員の給料削減、また私たち市議会議員も議員報酬の削減や政務調査費の支給を停止するなど、市一丸となって財政の健全化を図った結果、ようやく危機的な状況から脱却しつつあるようであります。しかしながら、100年に1度と言われる国際的な経済不況の中、本市においても平成21年度以降、市税収入及び国からの交付金等の大幅な増収が見込めない上、扶助費等の増大が見込まれるなど、財政状況は依然として厳しい状況が継続することが予想されますが、五所川原市民の福祉の向上を図るためにも財政再生団体への転落は絶対に避けなければなりません。市民の皆様の御協力をいただきながら、市長を初め市職員が財政健全化に向けて行財政改革を実施しているところであり、私たち市議会議員もそのことに理解、協力を示すためにも議員各位の賛同をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

続いて、議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。皆様御承知のとおり国民健康保険税は加入者がお互いに支え合う目的税であります。国保制度は農林水産業者及び自営業者を中心とする制度で創設されておりますが、他の医療保険に属しない人すべてを被保険者としているため、人口の高齢化や産業構造の変化などの影響を受けやすく、制度発足当時と比べ、高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者、特に年金給付者の割合が増加しております。平成19年度の当初予算では、約2億5,200万円の空財源を組み、決算においては約2億円の赤字となり、昨年の後期高齢者医療制度のスタートによる制度的な改正により、保険税の見直しを必要とするところから、当初1世帯平均では28%アップを見込んだところでありますが、とりわけ高齢者や低所得者等の生活弱者に対する配慮のため、緩和措置を検討したところでもあります。その結果、平成20年度の値上げを約17%にとどめ、23年度の最終年度では累積赤字の解消を図るという財政健全化計画を策定し、一般会計の繰入金についても検討を加え、被保険者になるべく大きな負担をかけないとしたものであります。また、低所得者や無職者に対しては、被保険者の保険税軽減相当分を国、県、市が公費で補てんするということにより、被保険者の保険税負担の緩和を図るといふことによりしてしております。平成23年度までの五所川原市財政健全化計画において、国民健康保険特別会計の赤字を解消するために、このたびの国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてはやむを得ないものと考え、賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第28号から議案第36号まで及び議案第44号並びに議案第45号の11件はいずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第33号及び議案第35号に反対討論がありましたので、まず議案第33号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第35号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(齊藤一郎) 起立多数であります。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました2件を除く9件については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された2件を除く9件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第37号

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第12、議案第37号 五所川原市特定農山村地域活性化支援事業基金条例を廃止する条例の制定について議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長(山口孝夫) 一登壇一

本定例会において経済常任委員会に付託されました議案1件について、去る11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

議案第37号 五所川原市特定農山村地域活性化支援事業基金条例を廃止する条例の制定についてであります。農林業の活性化のための基盤整備を積極的に支援するための事業が完了したことにより、条例を廃止するものであるとの説明に対し、事業内容及び事業継続の必要性の有無について質疑があり、事業内容については新規作物の定着化及び販売促進による首都圏フェア等の開催、地域間交流の促進による都市農村交流事業等の実施、また事業継続の必要性については基金を主とした事業展開は完了となるものの、農産物の販売促進等さまざまな事業の実施により、できる限りその支援等を行っており、今後についても同様であるとの答弁を了とし、全員異議もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長(齊藤一郎) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第13 議案第38号から

日程第19 平成20年請願第3号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第13、議案第38号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、閉会中継続審査となっております平成20年請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長(成田和美) 一登壇一

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案6件及び平成20年第3回定例会において当委員会に付託され、閉会中継続審査となっております請願1件について、去る11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

まず、議案第38号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小規模住居型児童養育事業が創設されることにより、委託される扶養義務者のいない児童について、国民健康保険の被保険者とならないことを定めるために提案するものであるとの説明があり、これに対し、小規模住居型児童養育事業を行う者についての動向及び児童福祉法の改正による国民健康保険への影響についての質疑があり、小規模住居型児童養育事業については、里親として2人以上の子供を2年以上養育した経験のある者等、一定の条件

を満たす者が都道府県に届け出をし、認められた場合に事業を行うことができ、現在本市における事業化の動きはないこと、また国民健康保険への影響については、現在里親制度も含め該当するような被保険者はいないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は第4期介護保険事業計画の期間である平成21年度から23年度までの保険料を定めるものであるとの説明があり、これに対し事業計画にかかわるパブリックコメント及び計画策定期と今回の条例改正時期との関係についての質疑があり、国の指針の最終確定がおくれたことにより、当該計画のパブリックコメントの実施時期もおくれることになったとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、児童福祉法に基づく小規模住居型児童養育事業を行うものに委託される児童及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者についても医療費給付対象者としなないために提案するものであるとの説明があり、これに対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の施行日と県の実施要領の改正時期の相違について質疑があり、県では昨年施行された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者が現在ひとり親家庭等医療費給付対象者の中に存在しないため実害がないと判断し、今回実施要領の改正に合わせて施行日を規定しているものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は亜急性期の患者を対象とする病室の確保に伴い、病床数4床を減少するために提案するものであるとの説明があり、これに対し現在の亜急性期の病室の有無について及び亜急性期の患者とはどのような患者であるかとの質疑があり、現在西北中央病院に亜急性期の病室はないとのこと及び亜急性期の患者とは退院に向けリハビリ等を必要とする段階にある患者のことであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてありますが、本件は平成18年度末で支所が廃止されたことに伴い、市民の利便性のため、

現在五所川原地区5カ所の郵便局に市民課の窓口業務の一部を取り扱っていただいております。平成21年度も引き続き取り扱っていただくために指定するものであるとの説明があり、これに対し、これまでの取り扱い実績及び秘密保持に関する問題点について等の質疑があり、平成19年度においては2,277件の発行件数があり、秘密保持に関しては協定書に規定しているため問題がないものと考えているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 五所川原市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。本件は平成21年度から介護報酬改定に伴う特例措置として、国から交付金により基金を創設し、第1号被保険者の保険料軽減に活用するために提案するものであるとの説明があり、これに対し、平成23年度で効力を失うことについて詳細な説明を求められ、第4期介護保険事業計画期間である平成21年度から3年間分の特例措置として、初年度は介護報酬改定による影響額の全額、2年目は半額が交付されること、保険料については毎年設定するのではなく、3年間同額で設定し、財源が不足する部分については財政調整基金を繰り入れするなどして対応していくとの説明を受けた後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、平成20年請願第3号 乳幼児医療費申請手続きの簡素化を求める請願書についてであります。本件は、平成20年第3回定例会において当委員会に付託され、閉会中継続審査となっている請願であります。申請手続簡素化の見通しが立ったことから、平成21年3月3日付で請願の取り下げ願が提出されたものであり、全員異議なく取り下げを承認すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

議案第39号に対する反対討論の発言を許可します。

1番。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

民生常任委員長報告の議案第39号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については反対であります。

当市の介護保険料は、第3期は基本基準保険料が5,000円と、全国的にも高い負担と

なっている中で、今回さらに400円の負担増となることは多くの市民が反対しているところであります。介護保険制度は、介護を充実させると保険料にはね返るという国の福祉予算抑制政策のトリックがあります。この制度の始まる前は、国は老人介護に50%を負担してきましたが、現在は22%余りであります。国の相当の負担増を求めることが重要であります。4次計画の全国的動向は、3割が引き下げ、2割が据え置き、5割が引き上げのようであります。当市の場合、介護保険事業者が52余りあります。そのうちグループホームなどの認知症ケアの施設が24あり、そのことが給付の負担増になり、値上げするというのが大きな理由であります。しかし、第3期では1.3億円の借入金を返済しながらも4,000万円余りの基金を造成してきました。さらに、4期の介護認定者の増加見込みは、はるかに第3期を大幅に上回るものとなっておりますが、本当に増加する可能性が高いのでしょうか。保険料のほかに1割負担を伴う制度では、この不況下で収入減が広範囲に広がっていることを考えると、不幸なことに予測のような給付増にはつながらない可能性もあります。このようなことを考慮すると、全国屈指のハイレベルの保険料をさらに引き上げるべきではないと考えるものであります。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論の発言を許可します。

17番古川幸治議員。

○17番（古川幸治議員） 一登壇一

議案第39号について賛成の立場から討論を行います。

平成21年度は、第4期介護保険事業計画に基づき、新たなスタートの年であり、今後高齢化が一層進行するとさまざまな介護サービスに係る給付もふえていかざるを得ず、また質の確保も重要になるものと思われまふ。当市においては、高齢化率が26.15%と国、県の平均を上回っているとともに、第1号被保険者及び第1号被保険者のいる世帯は、高齢化を反映し、年々増加している一方、第2号被保険者は逆に減少傾向が見られます。また、第1号被保険者の所得段階別の割合は、第1段階から第4段階までが70%以上を占めており、低所得者層の比率が高い実態となっております。介護保険事業を運営するための財源は、介護サービスに要する費用の50%が国、県及び市で負担する公費で賄われ、あとの50%が第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で賄われております。第4期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者の保険料推計に当たっては、国の保険料推計ソフトにより、その数値を求めているところであり、高齢者人口の増加や介護報酬の改定等を考慮し、検討を重ねた結果、当市の場合施設数も多く、高齢化が進む中で介護給付費や予防給付費が増加の傾向にあるため、保険料の上昇は避けられない状況にあるものと認識しております。今後介護保険制度の良質な事業展開と、利用者に対

する真に必要なサービス提供ができる環境の整備を図るためにも、本議案に賛成するものであります。

以上、議員各位の御賛同を心からお願いを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第38号から議案第41号まで及び議案第43号並びに議案第50号の6件は原案可決、平成20年請願第3号は取り下げ承認であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第39号に反対討論がありましたので、議案第39号五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決された1件を除く6件については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第20 議案第42号

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第20、議案第42号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（鳴海初男） 一登壇一

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案1件について、去る11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

議案第42号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本件は金木地区市営住宅の建てかえ事業により、住宅の一部を管理開始し、及び用途廃止するため提案するものであるとの説明に対し、市営住宅の今後の管理及び建設計画等に

ついでに質疑があり、平成21年度に策定する五所川原市住生活基本計画及び公営住宅ストック総合計画をもとに、今後も適正な住宅管理に努めていくものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第21 議案第 3号から

日程第49 議案第49号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第21、議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算から日程第49、議案第49号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算までの29件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（秋元洋子） 一登壇一

報告いたします。

去る11日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に私秋元洋子が、副委員長に木村博委員が選任され、翌12日及び13日に付託されました議案29件の審査を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されておりますので、議案の内容、その他の詳細については省略させていただき、議案番号順に審査過程で寄せられた質疑の主なる

ものを箇条的に申し上げますので、御了承願います。

最初に、議案第3号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算については、年度内に事業が完了できず、繰越明許費とした事業の内容について、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金の繰り出し基準等について、生活保護新規受給者数及び保護開始判定基準等について、日本一健康な土づくり農業実践事業費補助金の事業内容について等の質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算については、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算については、介護保険財政調整基金の現在額について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計補正予算については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成21年度五所川原市一般会計予算については、歳入歳出予算総額の考え方について、対前年比で減額された諸税の積算根拠について、学校給食費負担金の滞納状況について、各使用料収入の算出根拠及び前年比較並びに利活用方針について、自動車売払収入及び不動産売払収入の内容について、芸術文化振興等基金繰入金の使途内容及び基金残高について、新市町村振興宝くじ収益金交付金及びむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金の充当事業内容について、五所川原市史販売収入及び村史販売代金の積算根拠並びに今後の販売方針について、地域振興基金の使途計画について、コミュニティセンター、つがる克雪ドームの指定管理料積算根拠について、選挙費におけるシステム改修委託料及び選挙用備品の内容について、児童措置費における自動車購入費及び次世代育成支援対策施設整備事業費補助金の事業内容について、公立金木病院組合負担金及び市立西北中央病院事業会計繰出金の積算内容について、観光物産費の台車購入費及び映像音響照明機器購入費の事業内容について、大町2丁目地区区画整理事業の進捗状況及び平成21年度の事業内容について、区画整理事業区域内の法定外財産と減歩率の扱いについて、都市計画区域の見直しと市総合計画の見直しについて、ふるさと交流圏民センターの経費削減額について等の質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成21年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、一般会計繰入金の増加理由について、収納嘱託員数について、出産育児一時金の交付金額についての質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算については、平成23年度までの財政計画と医療再編計画における位置づけについての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成21年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算から議案第13号 平成21年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成21年度五所川原市介護保険特別会計予算については、全国における当市の保険料水準についての質疑があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成21年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算については、教員の確保と卒業生の就職状況について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成21年度五所川原市下水道事業特別会計予算については、下水道4事業の1課集約方針及び今後の事業計画等について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成21年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算から議案第24号 平成21年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算までの8件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成21年度五所川原市病院事業会計予算については、患者数増加の要因について、中核病院における病院事業管理者についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成21年度五所川原市水道事業会計予算については、予算編成の基本的な考えと今後の事業方針について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成21年度五所川原市工業用水道事業会計予算については、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成20年度五所川原市一般会計補正予算については、定額給付金交付事業及び子育て応援特別手当の市民に対する周知方法について、地域活性化・生活

対策臨時交付金を活用した施設改修事業の内容についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計補正予算については、介護従事者の処遇改善と充足率及び市の関与について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計補正予算について、浄化センター修繕事業の内容について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 平成20年度五所川原市病院事業会計補正予算については、補正予算編成の考え方についての質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決くださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

議案第8号に対する反対討論の発言を許可いたします。

1番。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

ただいまの予算委員会委員長の報告の中で、議案第8号 平成21年度五所川原市一般会計予算については、反対します。

反対の理由は、1つは、ことし初めて提案された地域振興基金造成は時期尚早であります。多くの市民直結の事業を削る中で、財政健全化計画を進めてきました。市民の多くは、そのことに不満はあっても、市長の言う夕張にはしたくないという思いから我慢しております。市財政の最大のウイークポイントは、実質公債費比率であります。この比率を下げるためには不必要な市債を発行しないということでもあります。この基金の造成は、平成28年度までの財政健全化指標には影響しないことから見逃しがちですが、その予感となる将来負担比率を予定よりも高めました。中核病院建設で5%強の公債費比率が高まることが予想されています。合併特例債を活用するので、元利の70%は交付金算入されると言いますが、今必要なのはいかにして借金の残高を減らし、ここ数年続

く返済額50億円強の公債費の発行を少なくするかであります。財政健全化計画の方針に反するものであります。また、21年度は5億円、3年間で20億円を予定しているところですが、この20億円を造成するには、自主財源として21年度で2,500万円、3年間では1億円を拠出しなければなりません。それだけ市の事業を削ることになります。この基金運用で、それ以上の財源を生み出すことは困難ではないでしょうか。市の発展上必要な新規事業があれば、合併特例債を場合によって活用すべきであり、基金積み立ては財政健全化計画が終了後、平成26年度までの間に実施するべきであります。

2点目は、国の進める指定管理者制度を当市も推進してきましたが、もうやめるべきときであります。この制度の導入は、行政経費の削減にあります。しかし、21年度からふるさと圏民センター、いわゆるオルテンシアがこの制度に移行されますが、このことにより短期的には市の負担はふえることは明らかであります。予算委員会の中でオルテンシアの管理委託料による経費削減は3,700万円ほどと答弁がありました。しかし、昨年度のオルテンシアの人件費は4,700万円ほどであったことを考えると、今年度はその差額1,000万円が市財政全体として負担増となります。その分他の事業に回したことになります。残念でなりません。さらに、指定管理者制度の導入部門としても市の文化を担う施設であることから、不適切と考えるものであります。今後予定されている公民館もそうですが、これらの施設は市政と市民のコミュニティーの場であり、このような施設は指定管理者制度に移行するべきではないと考え、以上反対します。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論の発言を許可します。

20番。

○20番（磯邊勇司議員） 一登壇一

議案第8号 平成21年度五所川原市一般会計予算について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

一般会計予算については、議員全員により構成された特別委員会において審議され、質疑に対し、理事者側より明確な説明があり、原案のとおり可決すべきものと決しているところであります。五所川原市は、行財政改革のもと財政健全化計画に基づき、財政改革を推し進めており、20年度、合併後初めての空財源による予算編成を解消することができ、また19年度決算においても18年度の赤字決算から一転して黒字とし、そして本年、合併後初めて増額予算を編成しております。景気の悪化などにより、生活に対する不安が社会に蔓延している中で、平成21年度予算は市民の視点に立って、この地域に住むということに対し、安心を享受できるよう、病院、国民健康保険、防災などの施策に特に重点的に取り組むものとなっております。

病院については、市立西北中央病院の繰出金、公立金木病院との負担金をそれぞれ強化し、公立病院改革に基づいた経営改善及び不良債務の解消を図る取り組みをし、さらにはつがる西北五広域連合において建設を計画している中核病院についての基本設計にかかわる負担金を新たに計上しております。国民健康保険については、周知のとおり大変厳しい運営状況にある中、国民健康保険事業勘定特別会計に対する繰り出しを大幅に増額しております。防災については、現在合併前の旧市町村単位でそれぞれ周波数が違い、本庁、各総合支所間での無線によるやりとりができない状況となっている防災行政用無線について、周波数を一本化するとともに、デジタル化し、新たな携帯型の無線を配備するとともに、市浦地区に限ってはさらに海岸線に同報機能つき拡声器を設置し、災害時における防災体制を強化しております。

また、市民の健康推進策として妊婦委託健康診査事業を現在の5回から14回に拡充、65歳以上の方のインフルエンザ予防接種経費を新たに予算計上するなど、市民の健康管理の向上を図っております。まさに市民がこの地域に安心して住める施策に重点的な予算配分されている平成21年度一般会計予算を私は高く評価するものであります。

さらには、合併特例債を活用し、新たに地域振興基金の造成を図り、持続的な行財政基盤を整えるなど、税財源の動向が毎年変動する中で、地域振興基金への積み立ては後年度の財政運営を考慮したもので、賢明策であると認めるものであります。本予算の編成に全力を傾注いたしました平山市長を初め各位に対し敬意を表すとともに、来るべき予算執行に当たりましては、血税を扱うという理念を念頭に置き運用されることを特にお願い申し上げながら、議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第3号から議案第27号まで及び議案第46号から議案第49号までの29件はいずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第8号に反対討論がありますので、議案第8号平成21年度五所川原市一般会計予算について起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決された1件を除く28件については委員長報告のとおり可決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された1件を除く28件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第50 発議第1号

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第50、発議第1号 五所川原市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

28番。

○28番(川浪茂浩議員) 一登壇一

発議第1号 五所川原市農業委員会委員の推薦についてであります。

議案書に記載されております4名の方々は、いずれも人格、識見にすぐれ、農業振興に御理解があり、農業委員会委員として適任であると判断し、御推薦申し上げる次第であります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いしまして提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長(齊藤一郎) お諮りいたします。

本件は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり推薦することに決しました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長(齊藤一郎) 市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。
市長。

○市長(平山誠敏) 一登壇一

平成21年第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め秋元予算特別委員長及び各常任委員長並びに議員各位の御協力により、全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重

し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

本定例会で議決いただきました平成21年度予算は、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう施策の重点化を基本方針として編成したところであり、景気の悪化などにより生活に対する不安が社会に広がっている中で、市民の視点に立って、この地域に住むということに対し、安心を享受できるよう、病院、国民健康保険、防災などの施策に重点的に取り組んでまいります。

また、会期中に追加提案いたしました平成20年度補正予算は、生活支援及び景気対策のための施策に要する経費を計上したものであり、定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、一日も早く市民の皆様に支給できるよう速やかに申請書の発送を行い、事務を進めてまいりたいと存じます。

さて、本市の財政は、五所川原市行政改革大綱のもと、財政健全化計画に基づき改革を推し進めてまいりましたが、本年合併後初めて増額予算を編成できましたことは、これまでの取り組みが着実に成果を上げてきていることのあらわれであると確信しております。

しかしながら、依然として自主財源が乏しく、国の施策や地方交付税に依存した財政構造であることに変わりはなく、また基金も枯渇状態にあるため、不測の事態への対応が困難な財政状況であります。今後も引き続き徹底した歳出削減に取り組むとともに、市税等の収納率向上や新たな歳入の創出等による自主財源の確保に努め、持続可能な行財政基盤づくりに取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日増しに春めいてまいりましたが、議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成21年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午後 零時02分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年3月18日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 野 呂 國 四 郎

五所川原市議会議員 阿 部 春 市

五所川原市議会議員 桑 田 茂

五所川原市議会議員 福 士 寛 美